

～ 令和元年意匠法改正対応 ～

意匠の審査基準及び審査の運用

審査第一部 意匠課 意匠審査基準室

本資料は、令和2年（2020年）1月6日時点の情報に基づき作成しています。
改正意匠法に対応する改訂審査基準案については、パブリックコメントを実施しており、
その後の検討結果によっては、本資料の記載内容が修正される可能性がありますので、
あらかじめ御了承ください。

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

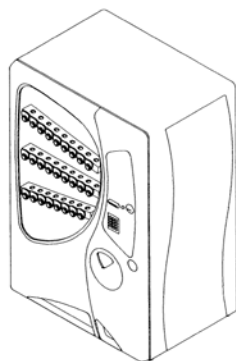
参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

1. 意匠制度の概要（1）意匠制度の目的

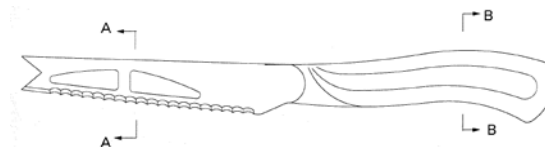
意匠法は、「**意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること**」を目的としています。

- 物品の形状等、建築物の形状等（※）、画像（※）が保護対象です。
それらの部分についても意匠登録を受けることができます（部分意匠）。
※建築物の形状等・画像は2020年4月1日以降の出願に限られます
- 意匠登録出願等の手続と、特許庁への手数料が必要です。
- 法律で定めた登録要件について審査され、要件を満たすものだけが登録されます。
- 意匠権者は、登録意匠及びこれに類似する意匠を業として実施する権利を専有します。

登録意匠の例



意匠登録第1116969号 商品自動販売機
意匠分類 J5-12B
意匠権者 三洋電機株式会社

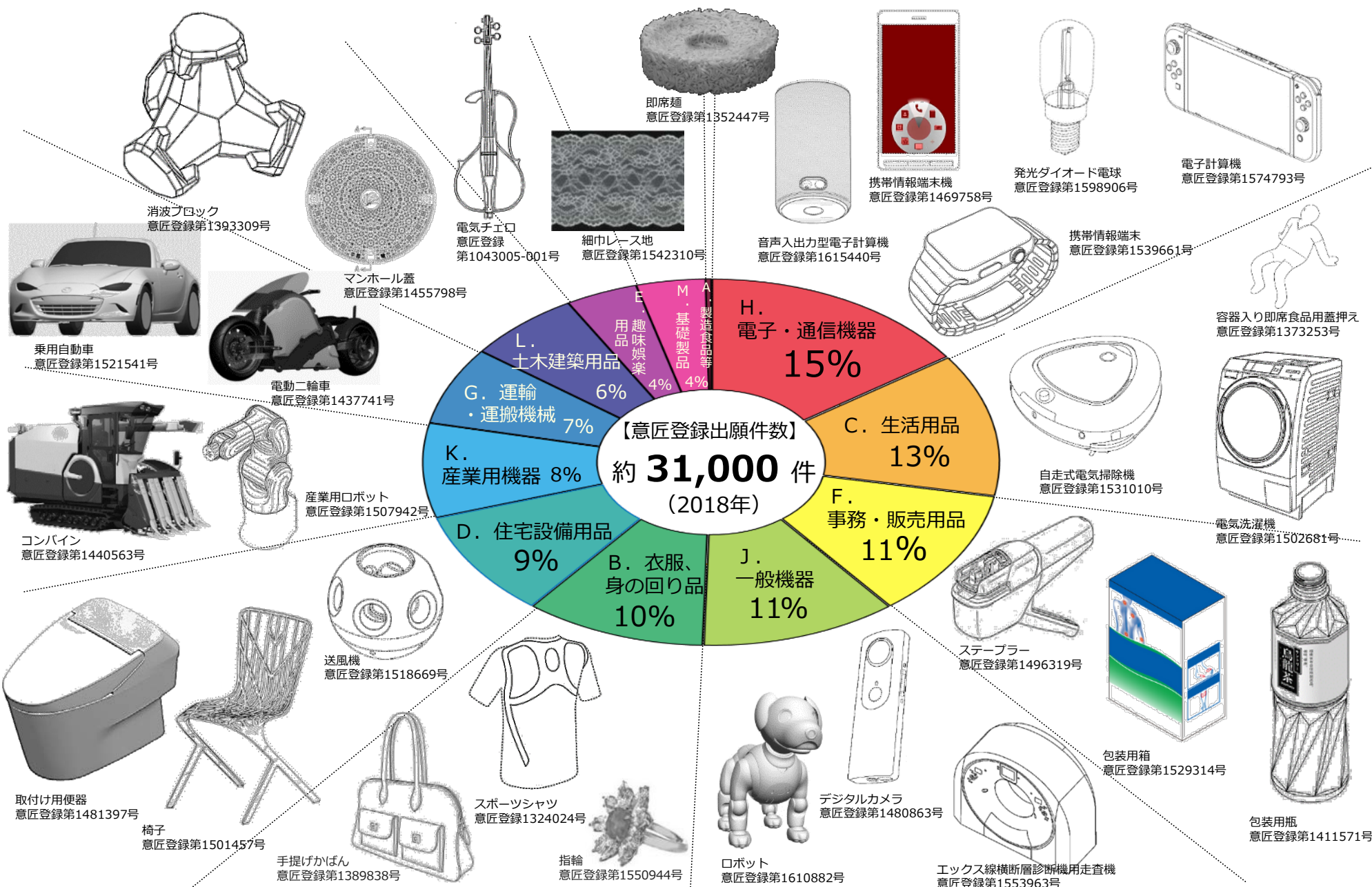


意匠登録第1106730号 チーズナイフ
意匠分類 C6-3110
意匠権者 川嶋工業株式会社



意匠登録第1606896号 乗用自動車
意匠分類 G2-2100
意匠権者 トヨタ自動車株式会社

1. 意匠制度の概要（2）分野別出願状況



1. 意匠制度の概要（3）意匠権



- 意匠権は、登録査定の後、登録料が納付され、設定の登録がされることにより発生します。
- 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を専有します。
- 意匠の実施に当たる行為については、改正意匠法第2条第2項で、意匠に係る物品、建築物、画像のそれぞれごとに定められています。
- 登録意匠の範囲は、願書の記載と願書に添付された図面等に基づいて定められます。
- 意匠が類似するか否かの判断は需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われます。
- 意匠権の維持には1年ごとの登録料の納付が必要となります。

（参考）意匠出願、権利維持にかかる費用

出願料：16,000円

登録料：1～3年目：8,500円（1年ごと）／4～25年目（※）16,900円（1年ごと）

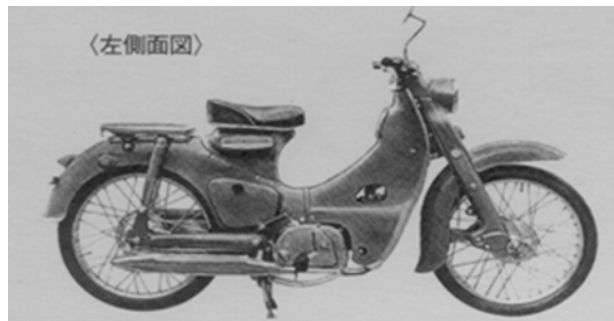
※出願日が2020年3月31日以前の意匠登録出願の存続期間は設定登録から20年で終了します

1. 意匠制度の概要（４）侵害訴訟の例

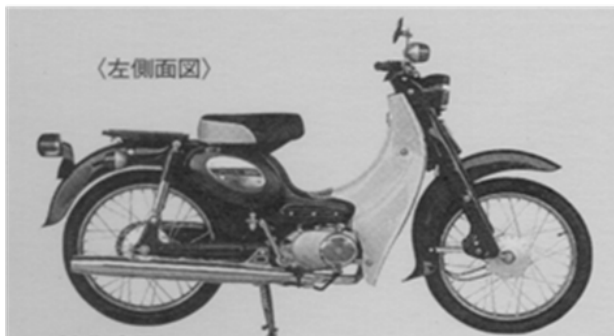
- 裁判所に訴えを提起（意匠権侵害訴訟）することも可能。
- 損害賠償額が数億円に上った事例も存在。

「自動二輪車事件」

（昭和48年、東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第146113号）



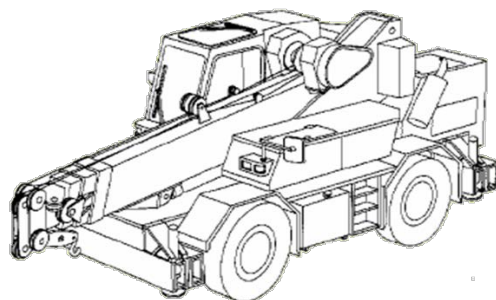
被告製品のデザイン

→損害賠償額 約7億6千万円を認定。

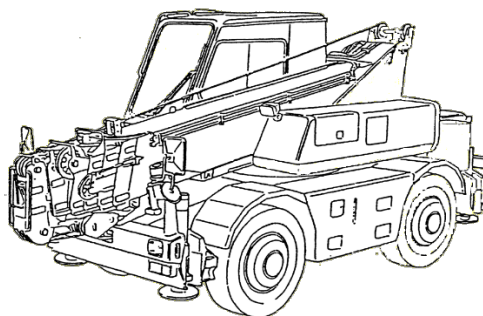
※当時の大卒初任給は3万円程度

「自走式クレーン事件」

（平成12年、最高裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第766928号）

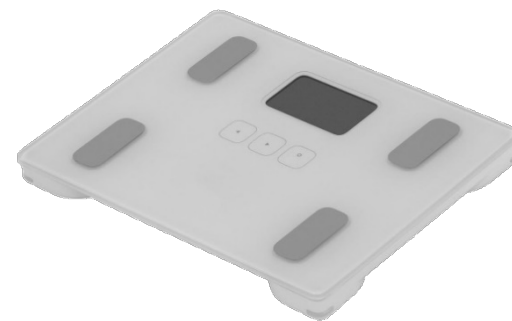


被告製品のデザイン

→損害賠償額 約4億5千万円を認定。

「体組成測定器事件」

（平成27年、東京地裁）



原告（意匠権者）の登録意匠
（意匠登録第1425945号）



被告製品のデザイン

→損害賠償額 約1億3千万円を認定。

1. 意匠制度の概要（5）税関での活用例

- 意匠権をもとに税関に対して輸入差止めを申し立てることが可能。

意匠権侵害物品の輸入差止事例

イヤホン



美容用ローラー



電子タバコ用バッテリー

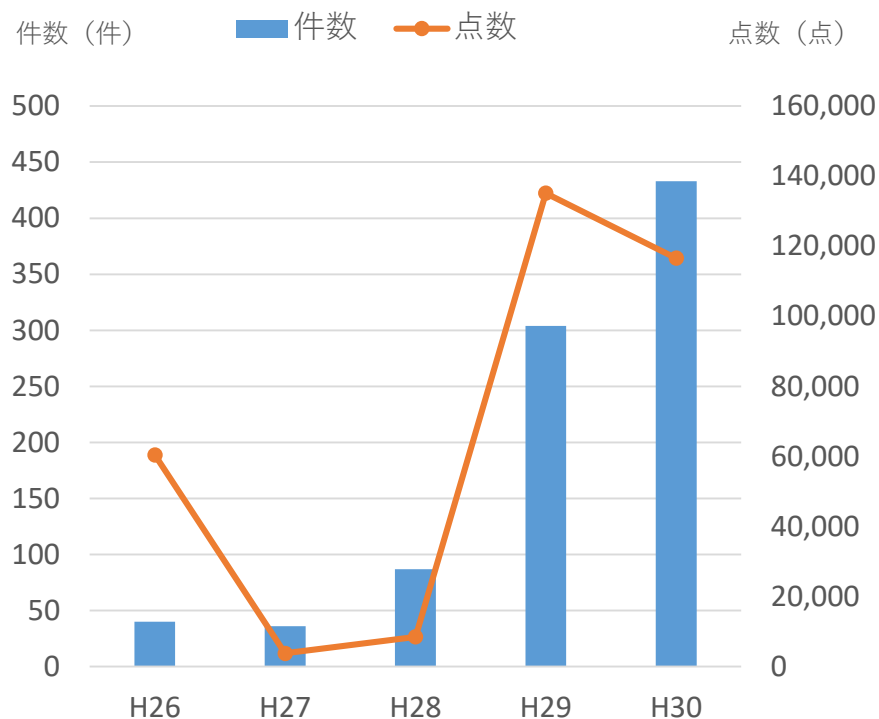


自転車



（出典）財務省「平成30年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」

意匠権侵害物品の輸入差止実績



（出典）財務省「平成30年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」を基に特許庁作成

1. 意匠制度の概要（6）令和元年改正

- 優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、意匠制度を強化する。

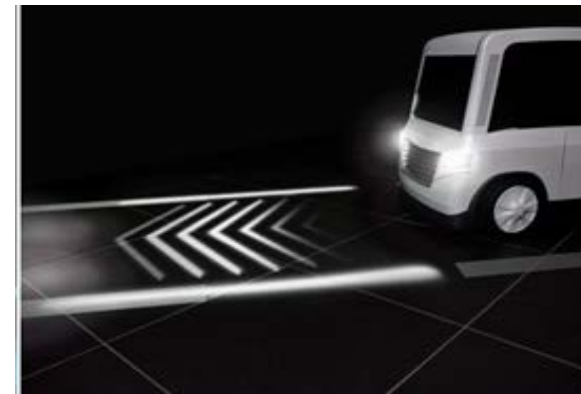
（1）保護対象の拡充【意匠法第2条、第8条の2関係】

✓ 物品に記録・表示されていない画像

例1) サーバーに記録され、
ユーザーが利用するたびにネットワークを通じて送信される画像



例2) 道路に投影される画像



諸外国における画像デザインの保護

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
物品に記録・表示されている画像	○	○	○	○	○	○
物品に記録されていない画像	×	○	○	○	○	○
物品以外の場所に投影される画像	×	○	○	○	×	×

1. 意匠制度の概要（6）令和元年改正

（1）保護対象の拡充【意匠法第2条、第8条の2関係】

✓ 建築物・内装

例3) 建築物の意匠



例4) 内装の意匠



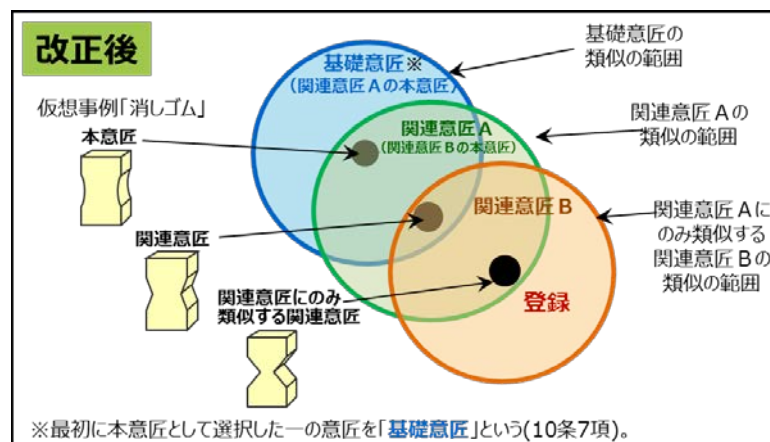
諸外国における空間デザインの保護

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
建築物	×	○	○	○	○	×
内装	×	○	○	○	×	×

1. 意匠制度の概要（6） 令和元年改正

（2）関連意匠制度の拡充【意匠法第10条関係】

- ✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とする。
- 基礎意匠の出願から10年を経過する日前までであれば出願可（これまでは8か月程度）
- 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



（3）意匠権の存続期間の変更【意匠法第21条関係】

- ✓ 意匠権の存続期間の終期を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。

諸外国における存続期間

	日本		米国	欧州	中国	韓国
	現行	改正後				
最長の存続期間	20年	25年	15年	25年	10年	20年
存続期間の終期の起算日	登録日	出願日	登録日	出願日	出願日	出願日

（4）その他【意匠法第7条、第38条関係】

- ✓ 模倣品対策
 - 取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も取り締まれるようにする。

現行 侵害品を構成する部品を分割して製造・輸入等した場合、取り締まれず

改正後 一定の要件のもとで意匠権侵害とみなす

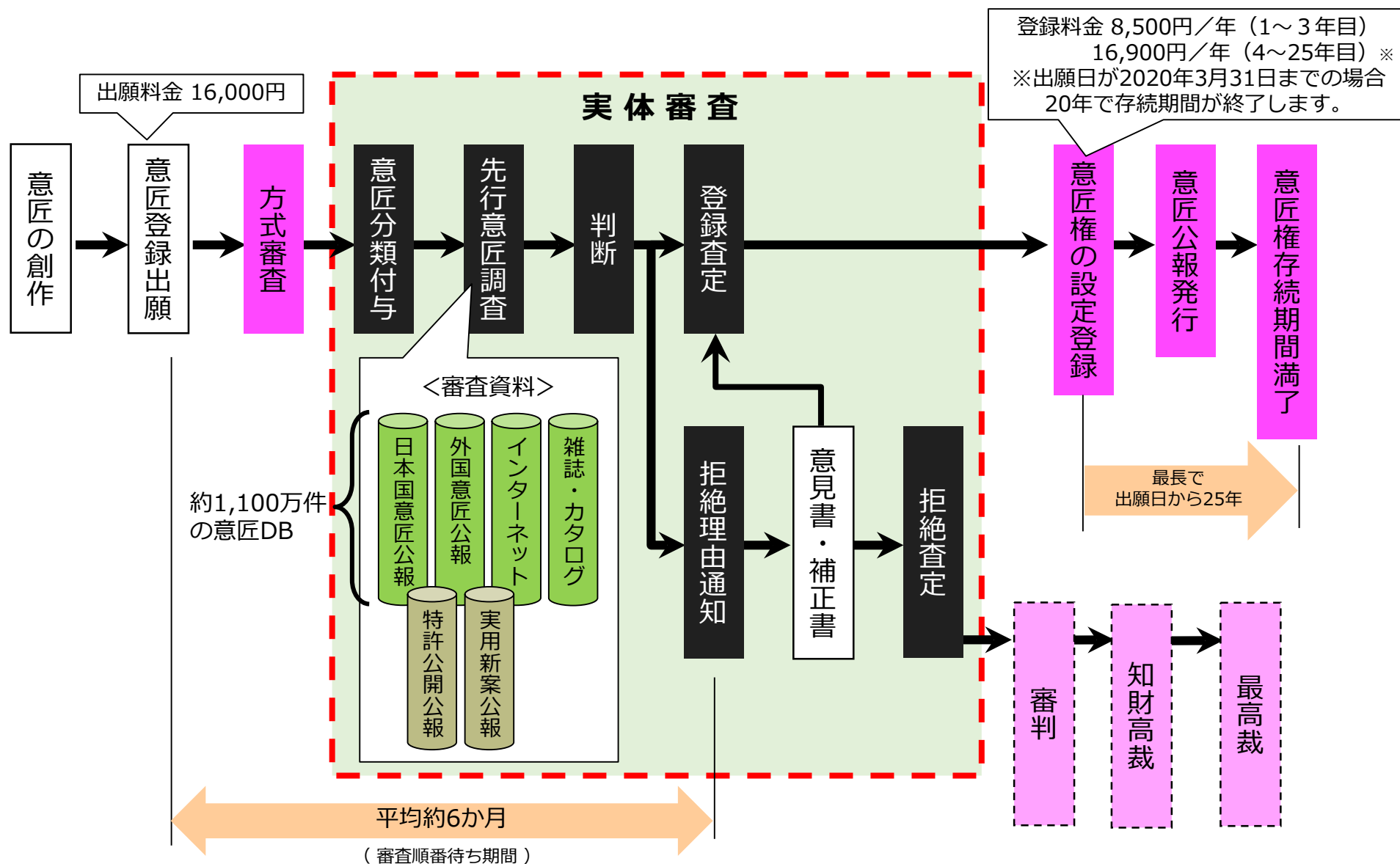
改正法公布（令和元年5月17日）から2年以内に施行予定の項目（施行日は現在未定）

- ✓ 出願手続の簡素化
 - 複数の意匠を一括して出願できる制度の導入
 - 出願の際に基準とする物品の区分の廃止 等

※上記の施行時期：
公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日（現在未定）

- ✓ 救済措置の拡充
 - 指定期間徒過後の延長の導入
 - 優先権証明書未提出の場合の通知や再提出の機会等

1. 意匠制度の概要（7） 出願から登録までの流れ



1. 意匠制度の概要（8）審査

意匠審査の仕組み

<審査対象案件>

50件程度～／月



<意匠検索・審査システム>

図面調整、資料整備、資料調査、判断・起案



<意匠検索データベース>

年間約30万件以上を収集・資料化

約1,100万件の審査資料



審査手法

● バッチ審査

→関係の深い物品分野の出願を一定期間まとめて審査

● 2サイクル審査／年

→F A6月台の達成

● 約6分野／人

審査スケジュール（例）

		〇〇年度												〇〇年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
出願時期	物品分野 1				①								⑦												
	物品分野 2					②							⑧												
	物品分野 3						③						⑨												
	物品分野 4							④					⑩												
	物品分野 5								⑤					⑪											
	物品分野 6									⑥					⑫										
意匠審査準備												①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
意匠審査													①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	

1. 意匠制度の概要（9）主な登録要件



- 意匠法による保護を受けるためには、意匠法上の「意匠」であるだけでなく、法律に定められた所定の要件を満たす必要があります。

主な登録要件

- **一意匠一出願**（一意匠一出願の手続が遵守されていること）
- **工業上利用できる意匠であること**（意匠を構成するものであること／意匠が具体的なものであること／工業上利用することができるものであること）
- **新規性**（公知の意匠と同一／類似の意匠でないこと）
世界で最も新しい意匠かどうか →「類否判断」
- **創作非容易性**（公知の意匠から容易に創作できた意匠でないこと）
＜例＞ 構成要素を置き換えた意匠、複数の意匠を寄せ集めた意匠等
- **先願**（同一／類似の意匠について最先の出願であること）
- **不登録事由**（公序良俗、必然的形状等）

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定



意匠登録を受けようとする者が意匠登録出願をする際には、願書に必要な事項を記載し、意匠登録を受けようとする意匠を願書に添付した図面等により表して特許庁長官に提出しなければなりません（意匠法第6条）。

また、登録意匠の範囲を定める際は、願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠に基づいて行われなければならないとされています（意匠法第24条）。

したがって、どのような意匠について意匠登録を受けようとするのかは、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容から定められるものであって、開示されていない範囲の形状等（他の図と同一又は対称の説明記載により図示省略された形状等を除く。）については、意匠登録を受けようとする部分の形状等として取り扱いません。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に判断して行います。

・意匠の用途及び機能

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づき、用途及び機能を認定

・意匠の形状等

当該意匠に係る物品、建築物又は画像の形状等を認定

※以下については意匠の認定に使用しません

・願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類

- ・特徴記載書
- ・優先権証明書
- ・意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書、等

※なお、参考図において、必要図に表されたものと異なる形状等が表されている場合は、当該参考図における形状等は、出願された意匠の形状等の認定の基礎としない。

<願書>

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】 ○ ○ ○ ○ ○
【提出日】 平成30年10月 1日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】 テープカッター
【意匠を創作した者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名】 特許 太郎
【意匠登録出願人】
【識別番号】 012345678
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 特許 太郎 印又は識別ラベル
【電話番号】 03-3581-1101
（【手数料の表示】）
（【予納台帳番号】）
（【納付金額】）
【提出書類の目録】
【物件名】 図面 1
（【意匠に係る物品の説明】）

【意匠の説明】
背面図は正面図と対称にあられるため省略する。

<願書添付図面>

【書類名】 図面

【正面図】



【平面図】



・
・(省略)
・

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定



願書の記載事項

【意匠に係る物品】の欄

意匠登録を受けようとする意匠に係る物品が何であるか、また、建築物や画像の用途が何であるかを記載する欄になります。意匠法施行規則で定めたその物品等の属する「物品の区分」を記載しますが、いずれにも属さない場合は、「物品の区分」と同程度の区分による「物品の区分」を記載します。

【意匠に係る物品の説明】の欄

意匠登録を受けようとする意匠に係る物品、建築物又は画像について、その使用の目的、使用の状態等、意匠の理解を助けることのできるような説明を記載します。

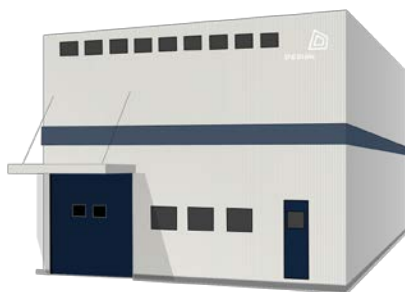
【意匠の説明】の欄

意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明、形状等が変化する場合の説明、他の図と同一又は対称であることに基づき図を省略する場合の説明等、願書に添付した図から意匠を認識する上で必要な説明を記載します。

2. 意匠審査基準の概要（1）意匠の認定

建築物の用途、画像の用途も【意匠に係る物品】の欄に記載してください。
部分意匠の出願をする場合、【意匠に係る物品】の欄には、意匠登録を受けようとする部分の名称ではなく、その他を含めた**物品、建築物又は画像全体の名称を記載**してください。

【斜視図】



【意匠に係る物品】 **工場**

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

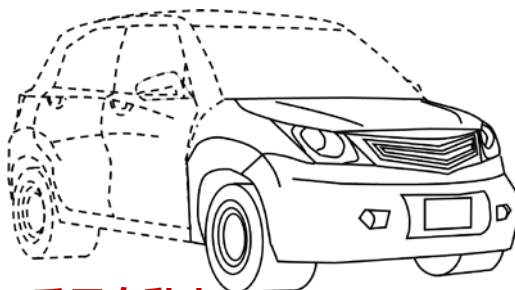
【画像図】



【意匠に係る物品】 **医療用測定結果表示用画像**

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

【斜視図】

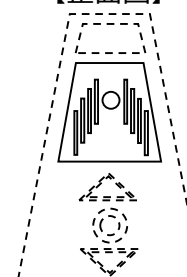


【意匠に係る物品】 **乗用自動車**

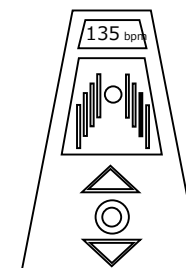
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】



【使用状態を示す参考正面図】



【意匠に係る物品】 **電子メトロノーム**

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願



意匠登録を受けようとする場合は、意匠ごとに出願しなければならない、という一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものです。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみとなります。

したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはなりません。

このため、意匠法第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていません。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意しています。

上記の要件に加えて、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件も規定されています。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願



「物品の区分」に関する意匠法改正

現行意匠法第7条の経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分が削除され、意匠登録出願の方法について経済産業省令に委任されることとなります。

意匠法第7条（現行）

「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分によるものとする。

意匠法第7条（改正後）

「意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。」

別表第一を削除。

「一意匠」の対象となる基準を経済産業省令に定める。

改正法の施行時期

公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日（現在未定）

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願



審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合、

二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断します。

- （１）二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- （２）図面等において二以上の物品等を表した場合
（数個の物品等を配列したものの場合を含む。）
ただし、組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願である場合を除く。
- （３）一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

物理的に分離した複数の構成要素からなる物品等の扱い

・物理的に分離した複数の構成要素を含む物品等について、それら全ての構成要素が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合、全体を一物品等と判断します。

・物理的に分離した複数の構成要素を含む物品等について、それら全ての構成要素が、特定の用途及び機能を果たすために（必須とまではいえない）何らかの結びつきがある場合、以下の点も考慮して一の意匠か判断します。

① 全ての構成要素が、一の形状等としてのまとまりがあるか否か

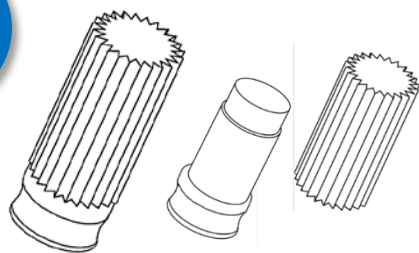
② 社会通念上一体的に実施がなされ得るものであるか否か

③ 社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされているものであるか否か

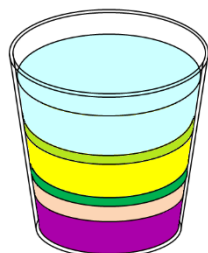
※③は、2020年4月1日以降の出願に適用

物理的に分離した複数の構成要素からなる物品等が一意匠と判断される例

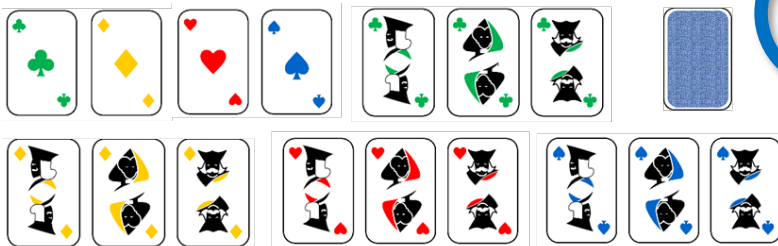
【意匠に係る物品】容器付き固形のり



【意匠に係る物品】容器付きゼリー

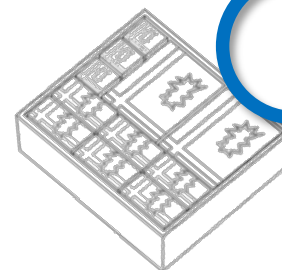


【意匠に係る物品】トランプ

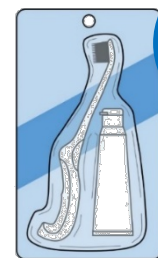


一意匠と判断されるもの (2020年4月1日以降の出願の場合)

【意匠に係る物品】
詰め合わせクッキー及び
食卓用皿入り包装用容器



【意匠に係る物品】
歯磨き粉、包装用容器
付き歯ブラシ



※複数の構成物が表されているが、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。

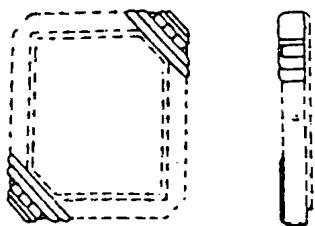
2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

物理的に分離した2以上の部分が含まれる場合であっても、

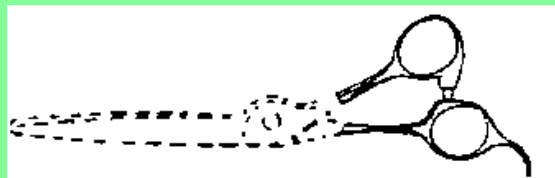
- ・ **形状等の一体性又は機能的な一体性がある場合や、**
- ・ **ある用途及び機能を果たすための部分や、形態的なまとまりを有する部分を「その他の部分」とした場合「一意匠」と判断します。**

物理的に分離した2以上の部分が一意匠と判断される例及び一意匠とは判断されない例

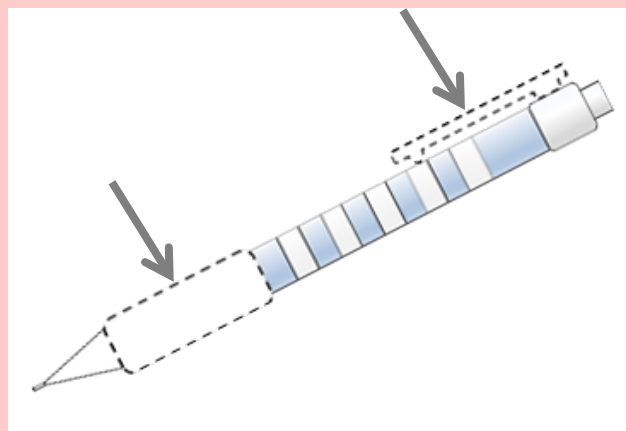
形状等の一体性がある場合
例：「腕時計用側」



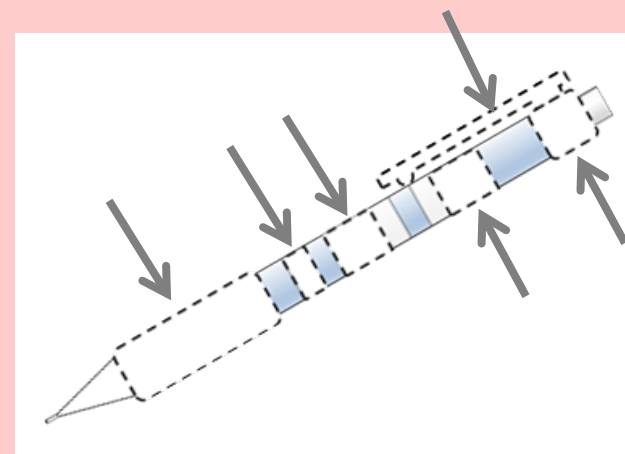
機能的な一体性がある場合
例：「理容用はさみ」



ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合
例：「シャープペンシル」



×
ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものと認められない場合
例：「シャープペンシル」



2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

用途及び機能の明確性についての判断基準

意匠法第7条の改正の施行 **（公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内）** 後は、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは十分に意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や願書に添付された図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の**物品等の用途及び機能を詳細に認定可能な場合**は、意匠登録を受けようとする意匠を特定することができるものと判断します。

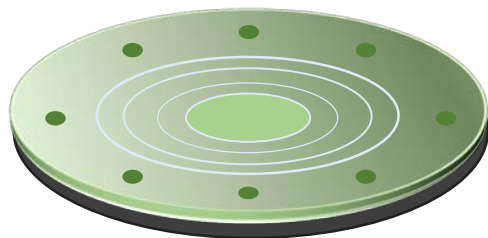
「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

事例 1

【意匠に係る物品】食器

【意匠に係る物品の説明】本願の物品は、食卓用皿である。

【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】、【意匠に係る物品の説明】の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

事例 2

意匠に係る物品 「履きもの」

意匠に係る物品の説明（記載なし）

【斜視図】



本事例では、【意匠に係る物品】の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

2. 意匠審査基準の概要（2）意匠ごとの出願

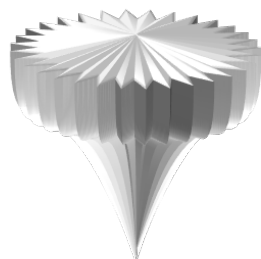
審査官は、意匠法第7条の改正の施行（公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内）後は、意匠登録出願が、以下に該当する場合は、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものと判断します。

- 【意匠に係る物品の欄】の記載が、意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの（日本語以外の言語で、日本語として一般名称化していないもの等）
- 【意匠に係る物品の欄】の記載から用途及び機能を何ら認定することができないもの（例：「物品」、「もの」）
- 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないもの

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、
出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

事例1

意匠に係る物品 「産業用部品」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

事例2

意匠に係る物品 「装飾部品」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

事例3

意匠に係る物品 「支持フレーム」
意匠に係る物品の説明 （記載なし）
【斜視図】



本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること



意匠法第3条第1項柱書は、工業上利用することができる意匠の創作をした者が、その意匠について意匠登録を受けることができることを規定しています。

令和元年改正後、意匠法における「意匠」は、第意匠法第2条第1項において、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。））、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。（中略）以下同じ。）」と定義されています。

この定義にいう「意匠」に該当しないものについては意匠登録を受けることができません。また、この定義にいう「意匠」に該当するものであっても、意匠登録を受けようとする意匠は、工業上利用することができる意匠でなければなりません。

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一～三 （略）

2 （略）

工業上利用することができる意匠に該当するための要件

■ 意匠法上の「意匠」を構成するものであること

- (イ) 物品、建築物又は画像と認められるものであること
- (ロ) 物品、建築物又は画像自体の形状等であること
- (ハ) 視覚に訴えるものであること
- (ニ) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること
- (ホ) 物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること

■ 意匠が具体的なものであること

- (イ) 意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- (ロ) 意匠に係る物品等の形状等

■ 工業上利用することができるものであること

■ 意匠法上の「意匠」を構成するものであること

意匠とは、物品若しくは建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものです（意匠法第2条第1項）。このため、意匠登録出願されたものは、以下の全てを満たす必要があります。

(イ) 物品、建築物又は画像と認められるものであること

物品：有体物のうち、市場で流通する動産。

建築物：①土地の定着物であること、②人工構造物であること。土木構造物を含む。

画像：①物品又は建築物の一部でないこと、②操作画像又は表示画像に該当すること

※物品又は建築物の表示部に示された画像は、物品又は建築物の部分として取り扱われる

(ロ) 物品、建築物又は画像自体の形状等であること

その形状等を維持することが可能なもの

(ハ) 視覚に訴えるものであること

(ニ) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

(ホ) 物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること

2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること

(ロ) 「物品等自体の形状等であること」の運用変更

現状では意匠登録の対象としているのは、使用時の形状等のみとなっています。

2020年4月1日以降の出願では、

①社会通念上一体的に販売がなされ得るものであり、かつ、②形状等の関連性を持って一体的に創作されているものは、使用時のみならず、**販売時の形状等も意匠登録の対象として取り扱う**こととします。

ただし、当該**形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しない**と判断します。

物品等自体の形状等と判断するものの例及び判断しないものの例

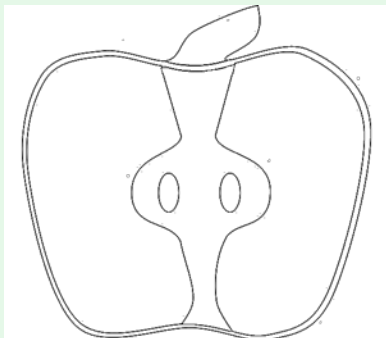
物品等自体の形状等と判断するものの例

【意匠に係る物品】タオル

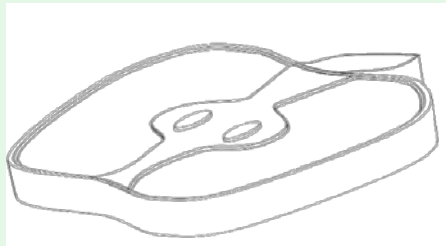
【意匠に係る物品の説明】

この意匠登録出願の意匠は、圧縮されたタオルであり、使用前に水に浸すことにより、通常のハンドタオルの大きさとなり、タオルとして使用することができる。

【正面図】



【斜視図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

物品等自体の形状等と判断しないものの例

【意匠に係る物品】カップ入り飲料

【意匠に係る物品の説明】

この意匠登録出願の意匠は、カップに入ったカフェラテであり、泡立てたミルクとコーヒーにより、表面に模様を描いたものである。

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) この事例においては、**そのままの形状等を保ったまま流通等がなされることができない**ことから、物品等自体の形状等には該当しないと判断する。

2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること

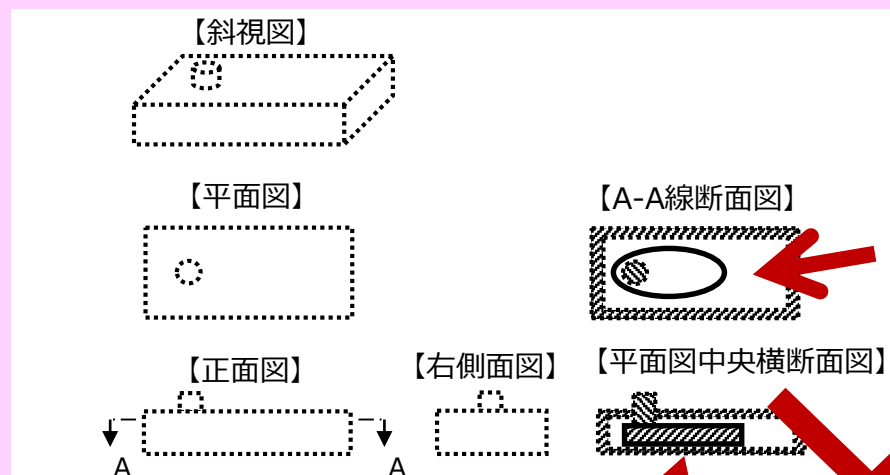
(ハ)「視覚に訴えるものであること」

(ホ)「物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること」

- 通常外部から見えない部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合、視覚に訴えるものではありませんので、意匠法上の「意匠」を構成しないと判断します。
- 面積を持たない稜線のように、一定の範囲を占めない場合、意匠として他の意匠とは比較できませんので、意匠法上の「意匠」を構成しないと判断します。

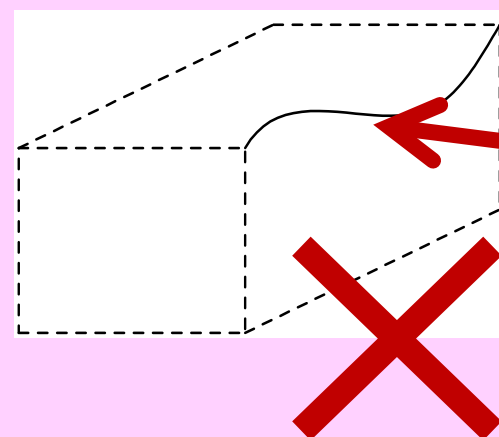
意匠法上の意匠を構成しないと判断されるものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が、通常外部から視認できない例



「スイッチボックス」

「意匠登録を受けようとする部分」が、一定の範囲を占める部分と認められない例



「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも

= 稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

「建築用コンクリートブロック」

2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること



(木)「物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること」

現行意匠審査基準においては、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、「意匠を構成するものであること」との要件の一つに、「**他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること**」との要件が記載されています。

しかしながら、一定の面積を有するものであれば全体に対する範囲は僅かであっても、他の意匠と対比できることがほとんどですので、本記載については削除し、「一定の範囲を占める部分であること」との要件と統合します。

現行意匠審査基準 該当箇所一部抜粋

71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならない。(中略)

71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。(中略)

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】包装用容器



赤枠内の記載は
削除します

■ 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の点についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはなりません。

- (イ) 意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- (ロ) 意匠に係る物品等の形状等

また、部分意匠の場合は以下についても具体的な内容が直接的に導き出されなくてはなりません。

- (ハ) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- (ニ) 「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体に対する位置、大きさ、範囲
- (ホ) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界（両部分を含む場合）

なお、必ずしも設計図面のような高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではありません。

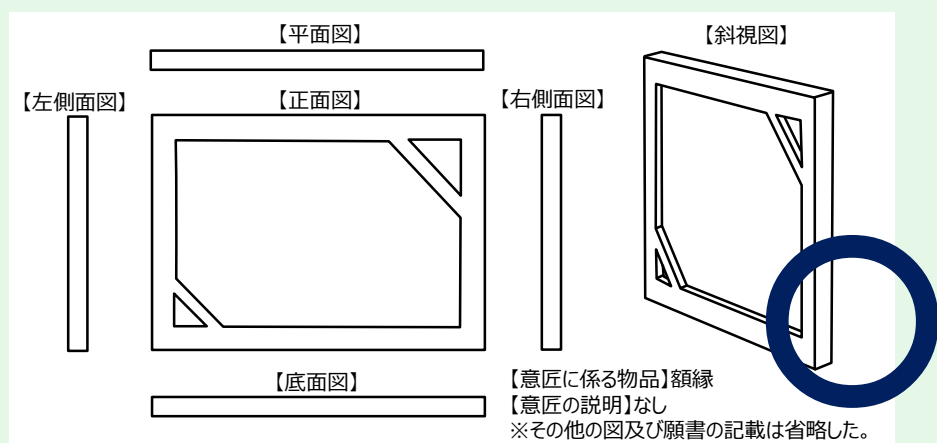
また、記載不備がある場合でも、①意匠の属する分野における通常の知識に基づいて合理的に善解し得る場合や、②意匠の要旨の認に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備であれば、意匠が具体的なものと判断されます。

（参考）願書に添付した図面の扱い（令和元年5月1日以降の出願に適用）

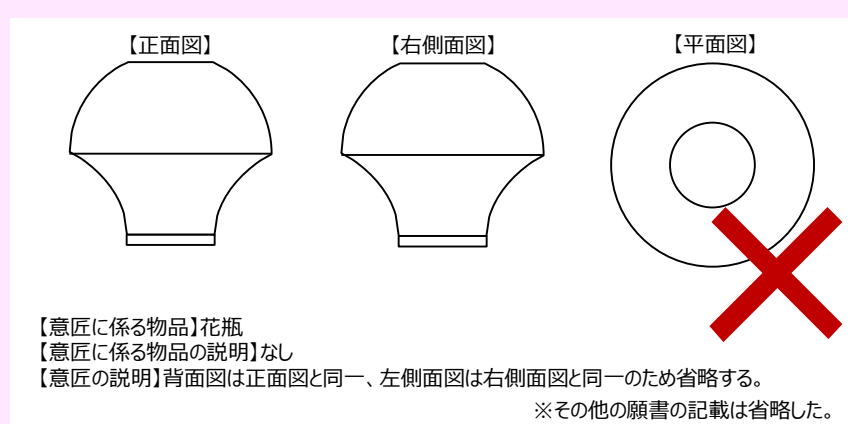
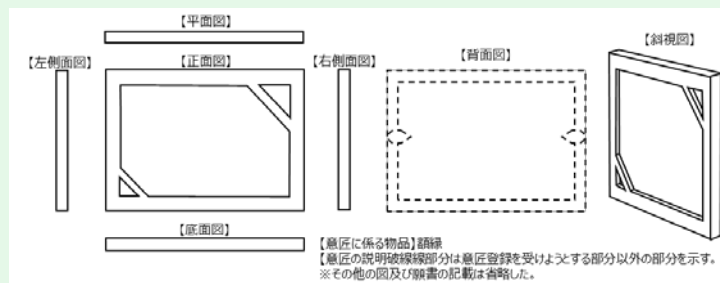
提出された図に表されていない部分は「その他の部分」と扱い、

提出された図で「意匠登録を受けようとする部分」の形状等や物品全体における位置、大きさ、範囲や「その他の部分」との境界等が明確であれば意匠が具体的なものと判断します。

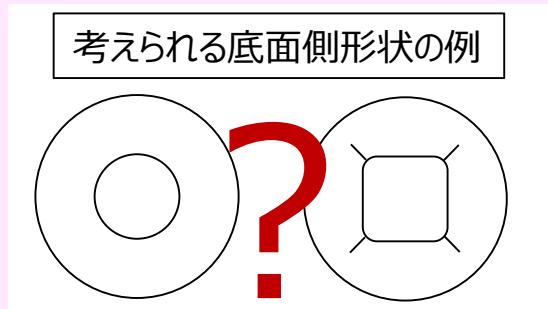
提出された図に表されていない部分がある例（意匠が具体的なものと判断される例及び具体的なものではないと判断される例）



上の例では、下のように背面以外の面について意匠登録を受けようとする部分意匠と実質的に扱うことで、意匠登録を受けようとする部分の形状等や物品全体の位置、大きさ、範囲やその他の部分との境界等が特定されていますので、意匠が具体的なものと判断します。



上の例では、底面図が提出されておらず、下のように、底面側の形状が複数考えられ、意匠登録を受けようとする部分について一の具体的な形状等を特定できないことから、意匠が具体的なものではないと判断します。

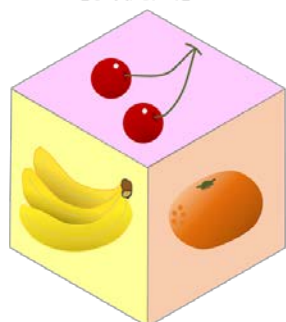


願書に添付した図面の扱いをより明確にするために、**新たな事例を追加します。**

新たに意匠審査基準に追加される事例

「物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合」の追加事例

【斜視図】

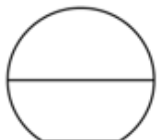


意匠に係る物品：「さいころ」
意匠に係る物品の説明：本物品は果物の
実などの数で目を表したさいころであり、
みかんは1、さくらんぼは2、バナナは
3を表している。
意匠の説明：なし

【正面図】



【背面図】



【平面図】



【底面図】



【左側面図】



【右側面図】



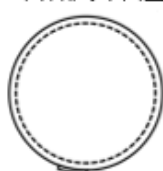
意匠に係る物品：「小物入れ」
意匠に係る物品の説明：なし
意匠の説明：なし

(容器内部は開示がなされていないことから「その他の部分」と捉え、実質的には右欄の図が提出されたものと同様の取扱いとする)

【蓋を開けた状態の
蓋部の正面図】

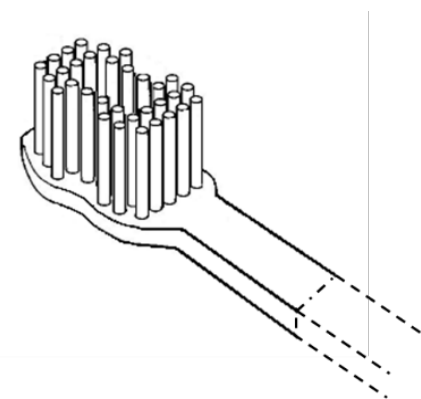


【蓋を開けた状態の
本体部の平面図】



「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合」の追加事例

【斜視図】



意匠に係る物品：「歯ブラシ」
意匠に係る物品の説明：本物品は、大人用の歯ブラシである。
意匠の説明：一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分と
その他の部分との境界のみを示す線である。

※説明の都合上、その他の図は省略した。

現行の意匠法施行規則における図面等の主な記載要件

参考：現行意匠法施行規則様式第6（一部抜粋）

- 8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- | | |
|----------------|---------------|
| 正面、平面及び右側面を表す図 | 正面図、平面図又は右側面図 |
| 背面、底面及び左側面を表す図 | 背面図、底面図又は左側面図 |
| 正面、左側面及び平面を表す図 | 正面図、左側面図又は平面図 |
| 背面、右側面及び底面を表す図 | 背面図、右側面図又は底面図 |
| 正面、右側面及び底面を表す図 | 正面図、右側面図又は底面図 |
| 背面、左側面及び平面を表す図 | 背面図、左側面図又は平面図 |
| 正面、底面及び左側面を表す図 | 正面図、底面図又は左側面図 |
| 背面、平面及び右側面を表す図 | 背面図、平面図又は右側面図 |
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

2. 意匠審査基準の概要 (3) 工業上利用することができる意匠であること



工業上利用することができるものであること

令和元年の意匠法改正により、新たに加わる建築物及び画像意匠について、「工業上利用することができるものであること」の要件を意匠法の実施の定義にあわせ追加しました。

「工業上利用することができるものであること」の要件

工業上利用することができるとは、

物品の意匠の場合：同一のものを複数製造し得ることをいいます。

建築物の意匠の場合：同一のものを複数建築※し得ることをいう。

画像の意匠の場合：同一のものを複数作成※し得ることをいう。

※物品の意匠の場合の「製造」に該当

なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

改正意匠法第2条第2項（定義等）一部抜粋

第二条 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- 三 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等（中略））について行う次のいずれかに該当する行為
 - イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性



意匠法第3条第1項は、

- ・意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠（第1号）
 - ・頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（第2号）
- （以下、これらをまとめて「公知意匠」という。）に加え、
- ・これらの公知意匠に類似する意匠（第3号）について、

意匠登録を受けることができない旨を規定しています。

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものであることから、意匠登録の対象となる意匠は、新しい創作がなされたものでなければなりません。

同項は、この要件を客観的に認定するために設けられた規定です。

2. 意匠審査基準の概要（４）新規性

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- （第二項略）

- 両意匠の要旨の認定

- 意匠に係る物品の用途・機能についての共通点及び差異点の認定

- 形状等についての共通点及び差異点の認定

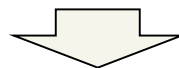
- 共通点及び差異点の評価（※）

（１） その形状等を対比観察した場合の、注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価

共通点や差異点の形状等が、意匠全体に対して占める割合が大きい小さいか、物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か、等により行う。

（２） 先行意匠群との対比に基づく、注意を引く程度の評価

共通点や差異点の形状等が、先行意匠において公然知られているか否か、ありふれているか否か、等により行う。



共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察・評価して最終的な類否判断を行う。

※ 共通点及び差異点の評価のポイント

- ・ **見えやすい部分**は、相対的に影響が大きい
- ・ **ありふれた形状等の部分**は、相対的に影響が小さい
- ・ **大きさの違い**は、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内であれば、ほとんど影響を与えない
- ・ **材質の違い**は、外観に表れなければ、ほとんど影響を与えない
- ・ **色彩のみの違い**は、形状や模様の差異に比してほとんど影響を与えない

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

類否判断の原則

1. 判断主体は需要者（取引者を含む）
2. 直接対比観察
3. 肉眼による全体観察
4. 先行意匠群との対比に基づく判断

物品等の機能及び用途と形状等との関係

意匠（物品、建築物又は画像）の機能及び用途				
		同一	類似	非類似
形状等	同一	同一の意匠	類似する意匠	非類似の意匠
	類似	類似する意匠	類似する意匠	非類似の意匠
	非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

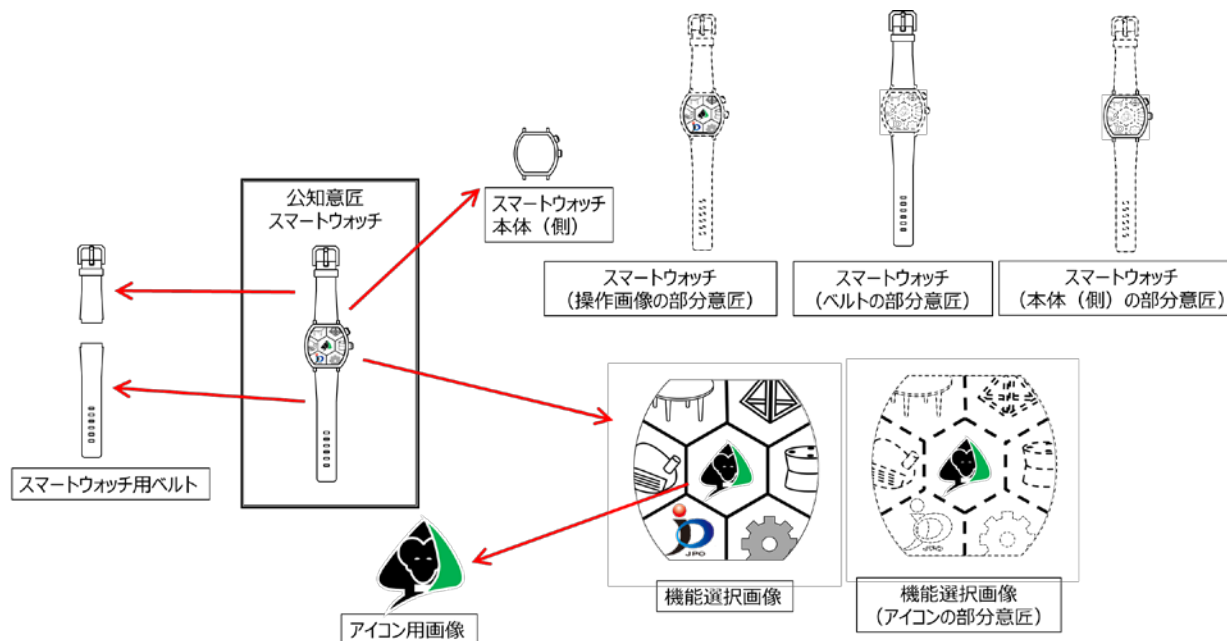
公知意匠と新規性の関係

公然知られた意匠又は刊行物などに記載された意匠は、新規性のない意匠として、意匠登録を受けることができません。

また、公知となった意匠と同一の意匠だけでなく、類似する意匠も新規性がない意匠として、意匠登録を受けることができません。

なお、公開された意匠だけでなく、公開された意匠から個別に認識可能な部品の意匠や部分意匠についても新規性がないとされます。

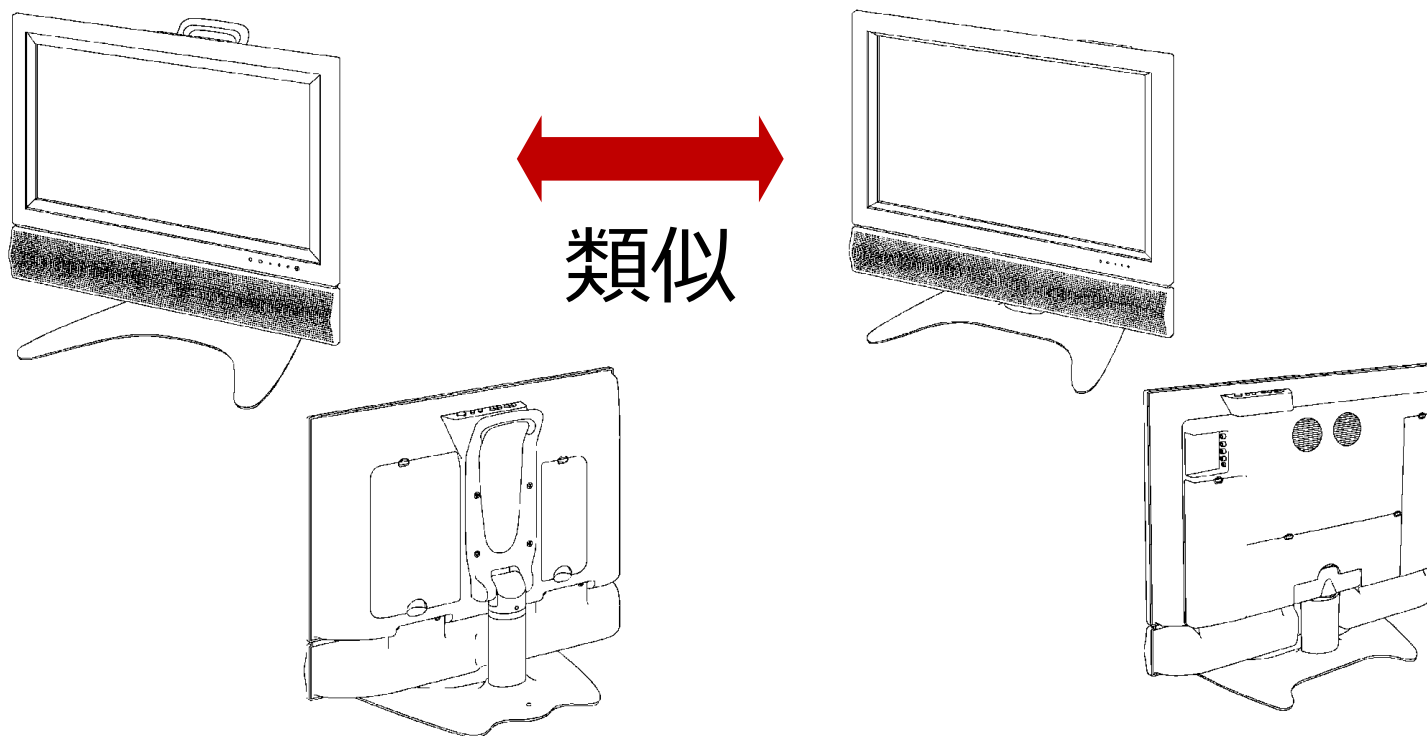
スマートウォッチの意匠が公知になった場合に新規性を失う意匠の例



2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい



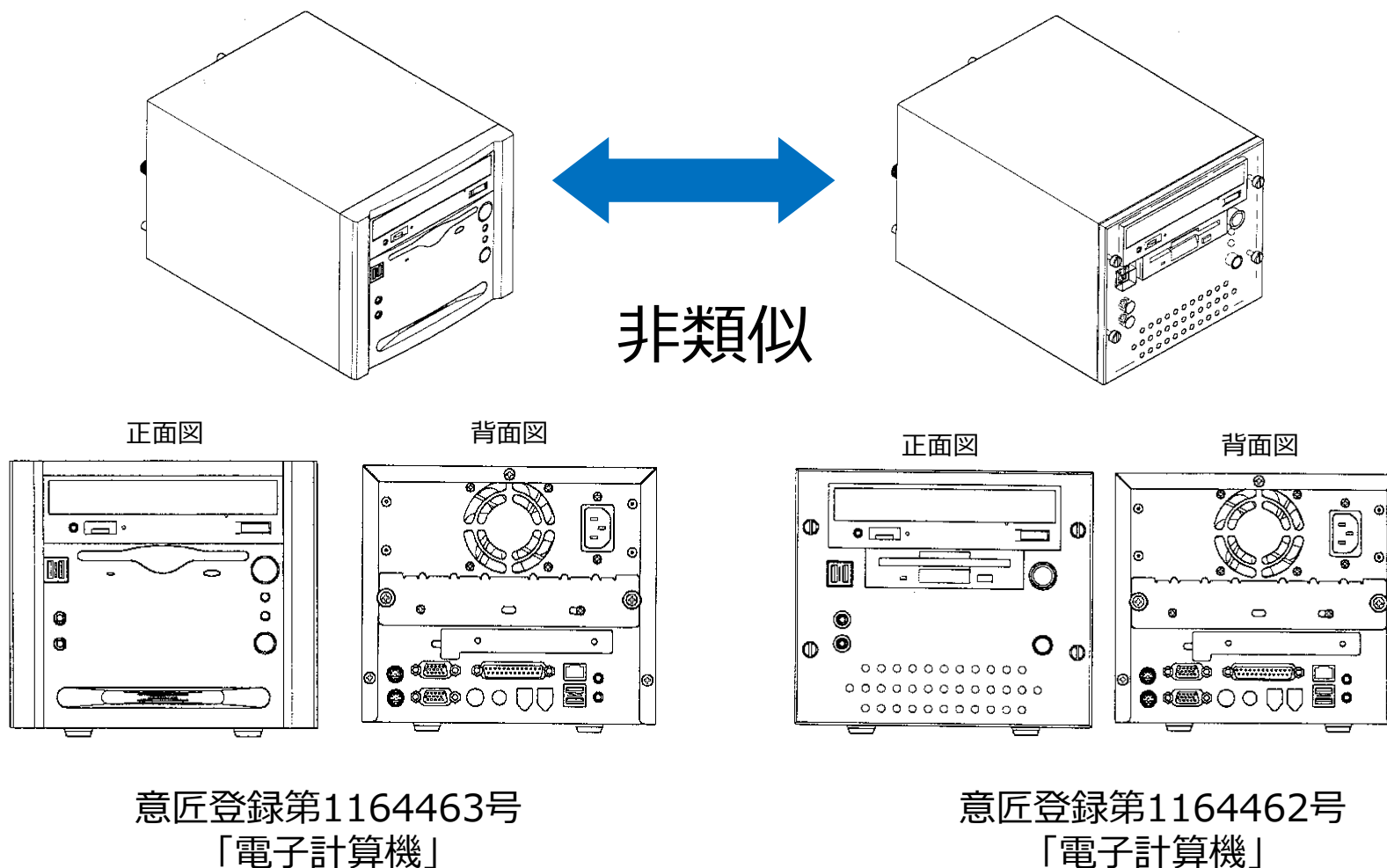
意匠登録第1193615号 (本意匠)
「液晶テレビジョン受像機」

意匠登録第1193716号 (関連意匠)
「液晶テレビジョン受像機」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

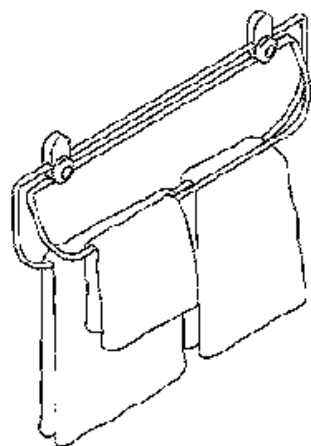
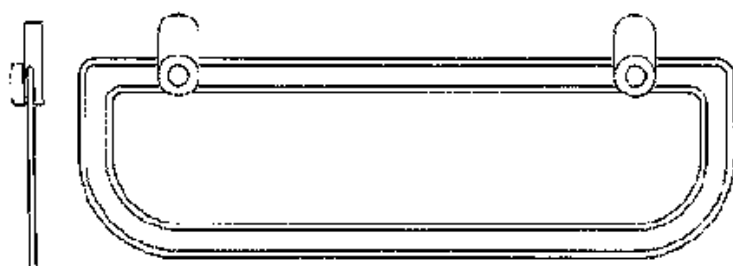
見えやすい部分は、相対的に影響が大きい



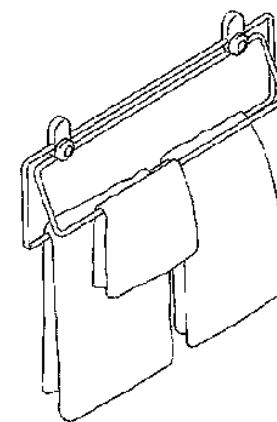
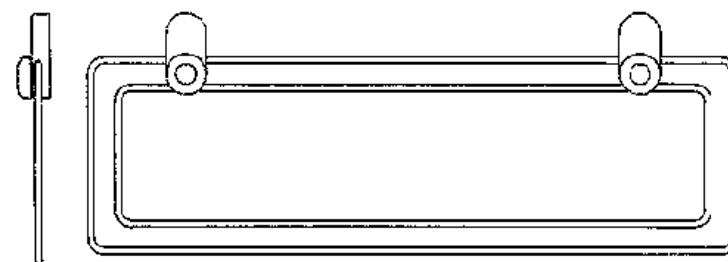
2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

ありふれた形状等の部分は、相対的に影響が小さい



意匠登録第 896055号
「タオル掛け」

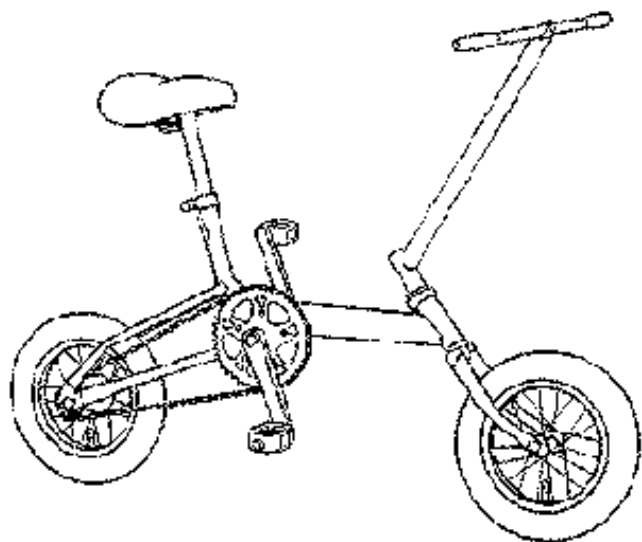


意匠登録第 896055号の類似第 1 号
「タオル掛け」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

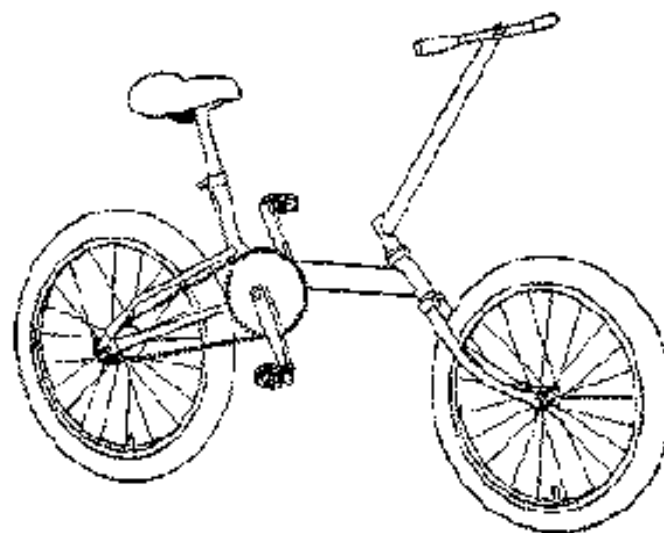
大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない



意匠登録第 1050871号
「自転車」



類似



意匠登録第1050871号類似第2号
「自転車」

2. 意匠審査基準の概要（4）新規性

主な類否判断上のポイント

色彩や材質のみの違いは、
形状又は模様の差異に比して、ほとんど影響を与えない



意匠登録第 1068756号
「買い物かご」



類似



意匠登録第 1068756号類似第 1 号
「買い物かご」

2. 意匠審査基準の概要（5）新規性喪失の例外



意匠法第4条が定める新規喪失の例外の規定は、創作された意匠が、その公開時において意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、又は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、公知意匠に該当するに至った意匠（以下「公開意匠」という。）となったときは、その**公開意匠が最初に公開された日から1年以内に当該公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願し、所定の要件を満たした場合、その意匠登録出願に限り、新規性（意匠法第3条第1項各号）及び創作非容易性（意匠法第3条第2項）の要件の判断において、当該公開意匠を公知の意匠公知意匠ではないとみなす**ものです。

意匠法第4条第1項及び第2項の規定においては、公開意匠と意匠登録出願の意匠との関係について何ら規定していないため、両意匠が同一、類似又は非類似であるか否か等、両意匠の関係が如何なるものかにかかわらず、公開意匠及び当該意匠登録出願が所定の要件を満たせば、その公開意匠について意匠法第4条第1項又は第2項の規定を適用します。

また、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができます。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠は、その該当するに至った日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。

2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3・4 （略）

2. 意匠審査基準の概要（5）新規性喪失の例外



出願人の意に反して公開された場合や、展示や刊行物等によって自らの意匠を公開した後に、その意匠について一切意匠登録を受けられないとすると、創作者に酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という意匠法の趣旨にも沿いません。

よって、特定の要件の下で意匠が公開された後に意匠登録出願された場合には、先の公開によってその意匠の新規性は喪失しないものとして取り扱う旨規定されています。

自己の行為に起因して公表された意匠に新規性喪失の例外の適用を受けるための手続

（日本国特許庁への直接の出願）

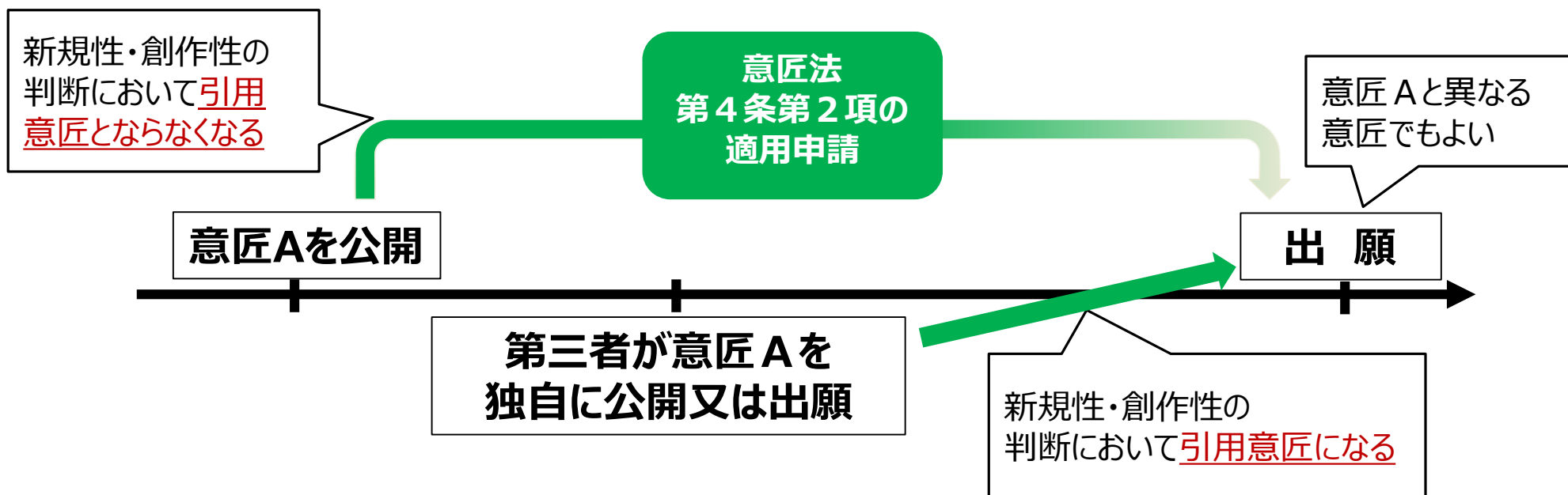
- ・新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載
- ・出願から30日以内に証明書を提出

（ハーグ協定に基づく国際出願で日本を指定した場合）

- ・新規性喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載するか、
国際公表の日から30日以内にその旨を記載した書面を日本国特許庁に提出
- ・国際公表の日から30日以内に証明書を提出

2. 意匠審査基準の概要（5）新規性喪失の例外

本規定が適用されると、証明書に記載された公開の事実によって公知となった意匠は、出願された意匠の新規性・創作性の判断において、公知の意匠ではないものとして扱われます。



注意点

◆ 出願日が遡及するわけではない

出願前に、第三者がその意匠について公開、出願をすると、意匠登録を受けられないことがある

◆ 国によって法令の内容が異なる

日本で意匠登録されても、海外で意匠登録を受けられないことがある

2. 意匠審査基準の概要（5）新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の適用を受けるための願書の記載及び提出しなければならない証明書等の例

願書

【書類名】 意匠登録願
【整理番号】
【特記事項】 **意匠法第4条第2項
の規定の適用を受けようとする
意匠登録出願**
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】
・
・
・
・

（願書に当該規定の適用を受けたい旨記載した例）

（意匠法施行規則 様式第2 備考30）

新規性の喪失の例外証明書提出書とその証明書

【書類名】 新規性の喪失の例外証明
書提出書
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
・
・
・

（意匠法施行規則 様式第1）

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受け
るための証明書

1. 公開の事実
・
・
2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実
・
・

記載事項が事実と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

出願人〇〇〇 印

（様式なし）

2. 意匠審査基準の概要（5）新規性喪失の例外



新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書の記載内容

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ① 公開日
- ② 公開場所
- ③ 公開者
- ④ 公開意匠の内容(意匠の写真等を添付する)

2. 意匠登録を受ける権利の承継等の事実

- ① 公開意匠の創作者
- ② 意匠の公開の原因となる行為時の意匠登録を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
- ③ 意匠登録出願人(願書に記載された者)
- ④ 公開者
- ⑤ 意匠登録を受ける権利の承継について
(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
- ⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

※第三者によらず出願人自身が署名・捺印した「証明する書面」であっても、一定の証明力があるものとして許容します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
出願人〇〇〇 印

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定しています。

これは、当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業の発展に役立たず、かえってその妨げとなるからです。

なお、審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行います。

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

創作非容易性の判断の基礎とする資料

2020年3月31日以前の出願：出願前に国内外で①「公然知られた」形状等

2020年4月1日以降の出願：出願前に国内外で

- ①「公然知られた」
- ②「頒布された刊行物に記載された」
- ③「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」
形状等及び画像

創作非容易性の判断の基礎とする資料 （現行法）

「公然知られた」形状等

「公然知られた」とは、秘密の状態にされておらず、現実知られていること（注）

注：特許庁編「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説第20版」



創作非容易性の判断の基礎とする資料 （改正法）

- ①「公然知られた」もののほか、
- ②「頒布された刊行物に記載された」及び
- ③「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」
ものが加わる。

上記②及び③については、現実知られたものである必要はない。

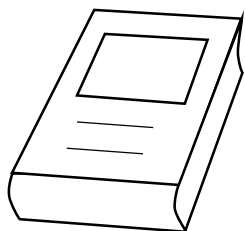
改正前意匠法第3条第2項 「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。」

改正後意匠法第3条第2項 「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。」

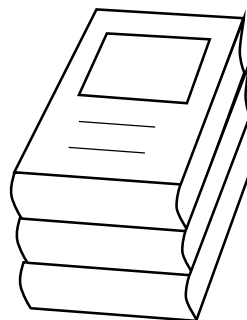
2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

刊行物

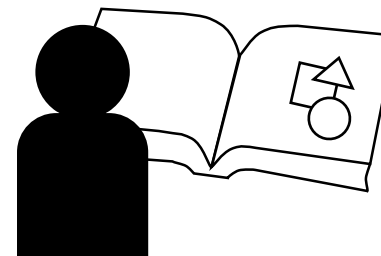
における公開等の流れ



刊行物を作成・編集（頒布前）



刊行物を頒布



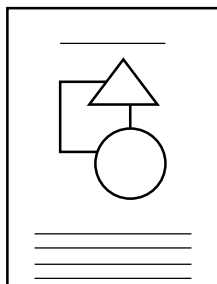
公然知られた事実あり

改正後の創作非容易性の
判断の基礎とする資料

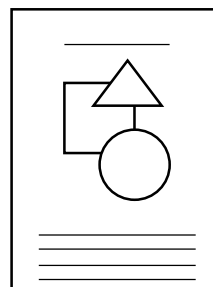
改正前の創作非容易性の
判断の基礎とする資料

ウェブサイト

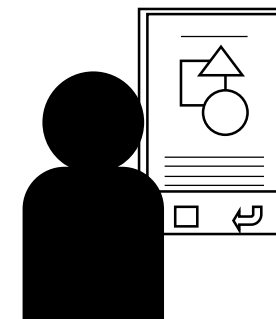
における公開等の流れ



ウェブサイトの公開準備



ウェブサイトを公開



公然知られた事実あり

創作非容易性の判断のポイント

1. その意匠の属する分野において通常の知識を有する者 **（当業者）**
2. 公然知られた形状等（2020年3月31日以前の出願）
（注） **公知となった形状等又は画像**（2020年4月1日以後の出願）
に基づく意匠
3. **当業者にとって、ありふれた手法などで創作した**意匠であること

（注）

ここでいう「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことを意味します。

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

「ありふれた手法」の例

（a）置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

（b）寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

（c）一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

（d）配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

（e）構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

（f）連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

（g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

「軽微な改変」の例

（a）角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取

（b）模様等の単純な削除

（c）色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色

（d）素材の単純な変更によって生じる形状等の変更

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

置き換えの意匠の例

【事例1】「なべ」
公知のなべの蓋を、
ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



公知意匠：両手なべ

公知意匠：片手なべ



出願意匠：両手なべ

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】「帽子」
公知の帽子のワッペン部を他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



公知意匠：帽子



公知意匠：ワッペン



出願意匠：帽子

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



出願意匠：帽子

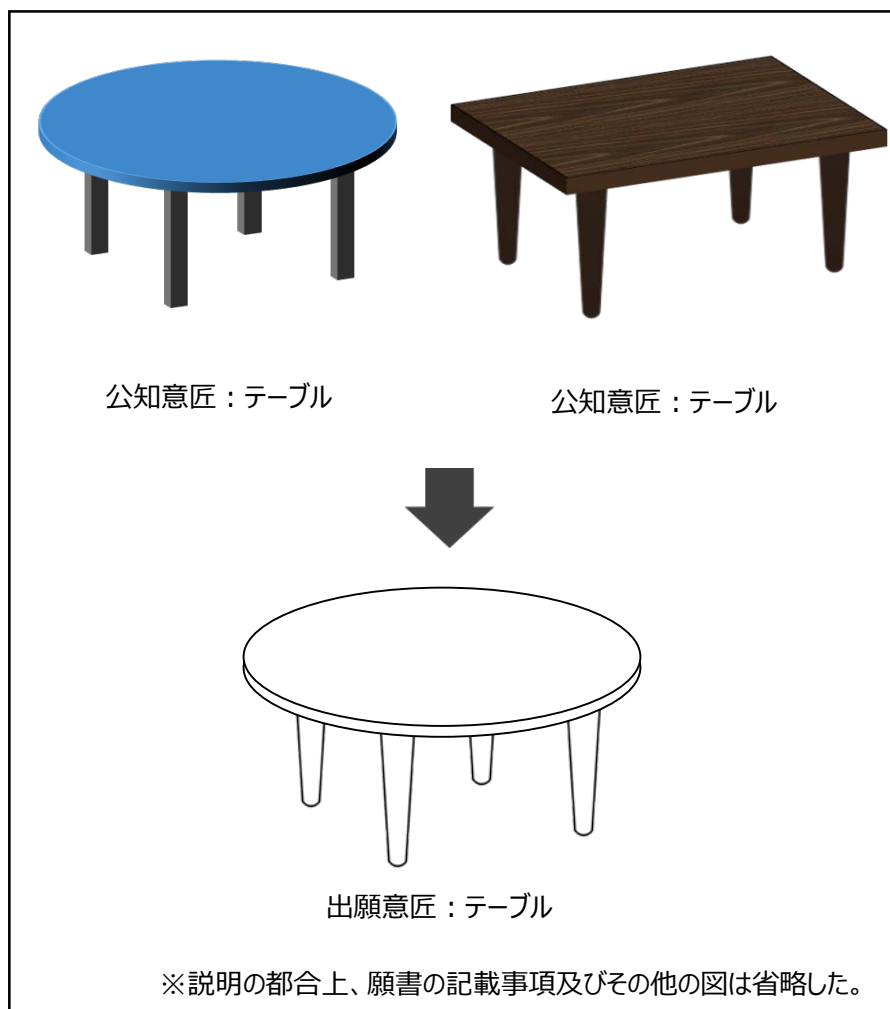
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

置き換えの意匠の例

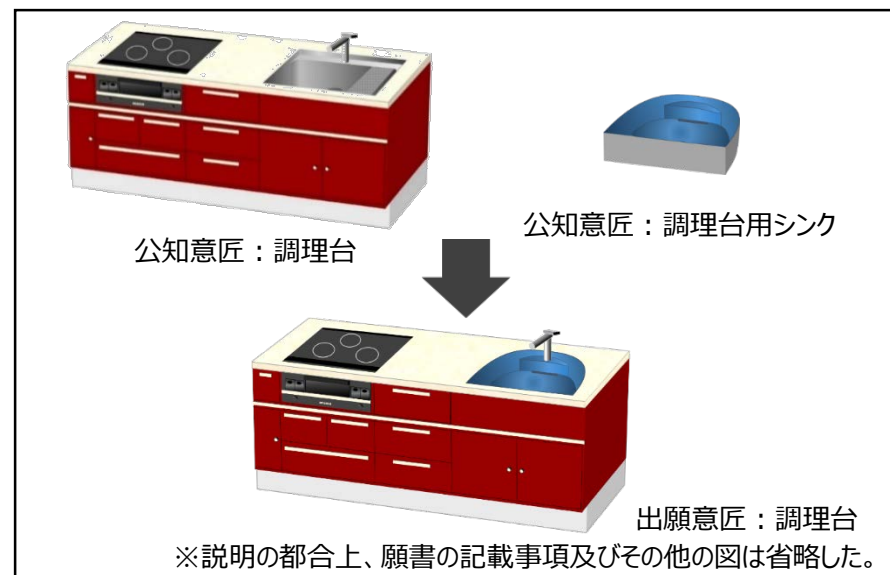
【事例3】「テーブル」

公知のテーブルの脚部を、
他のテーブルの脚部にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



【事例4】「調理台」

公知の調理台に、軽微な改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えつつ、
コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

寄せ集めの意匠の例

【事例1】「キーホルダー」

公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



公知意匠：キーホルダー用下げ飾り



公知意匠：キーホルダー用金具



出願意匠：キーホルダー

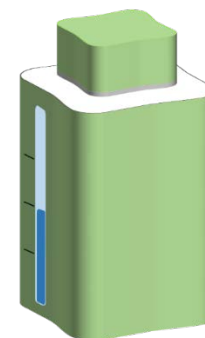
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例2】「包装用容器」

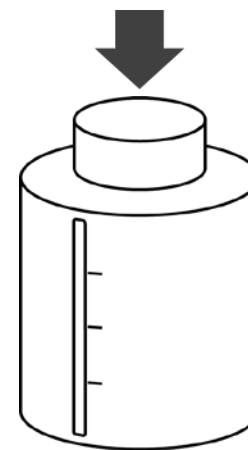
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



公知意匠：包装用容器



公知意匠：包装用容器



出願意匠：包装用容器

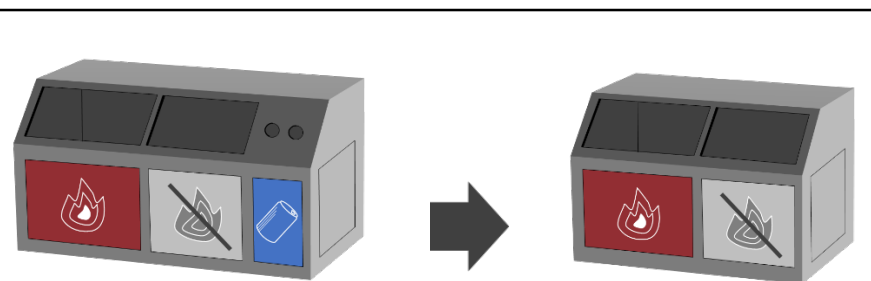
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

一部の構成の単なる削除による意匠の例

【事例】「ごみ箱」

公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠

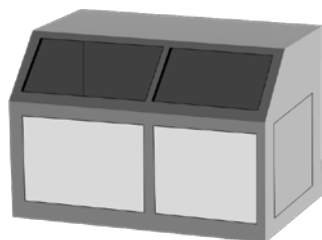


公知意匠：ごみ箱

出願意匠：ごみ箱

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様等を削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



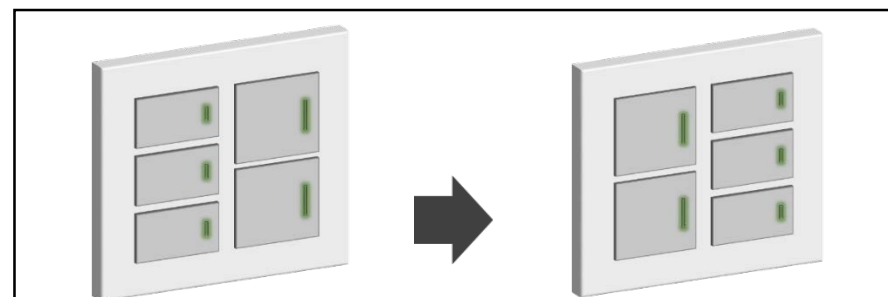
出願意匠：ごみ箱

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

配置の変更による意匠の例

【事例】「室内灯用スイッチプレート」

公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



公知意匠：室内灯用スイッチプレート

出願意匠：室内灯用スイッチプレート

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものであっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



出願意匠：室内灯用スイッチプレート

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

構成比率の変更による意匠の例

【事例】「包装用容器」

公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠



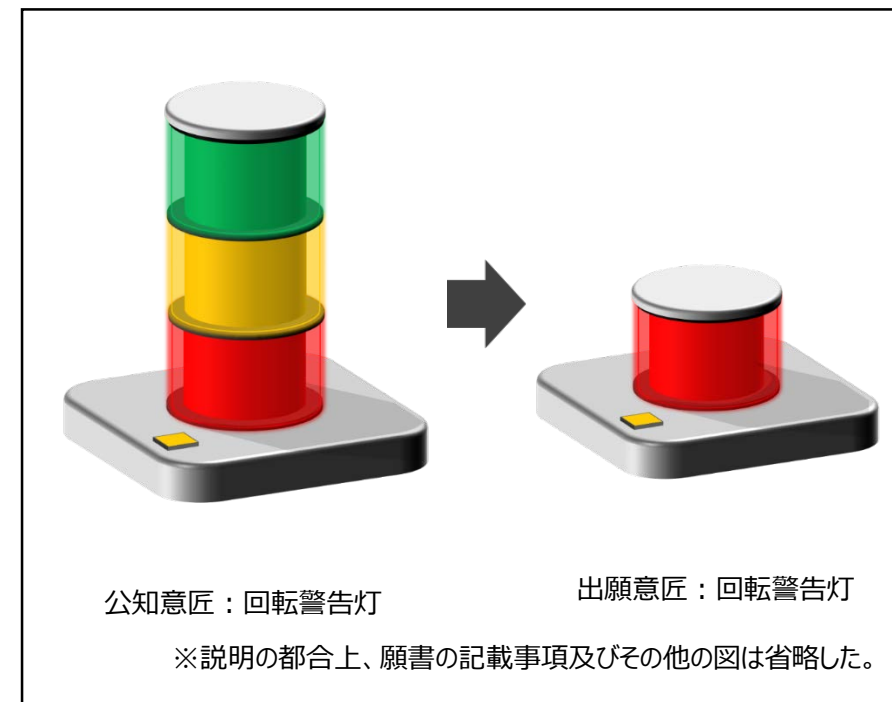
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における「軽微な改変」と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



連続する単位数の増減による意匠の例

【事例】「回転警告灯」

公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠

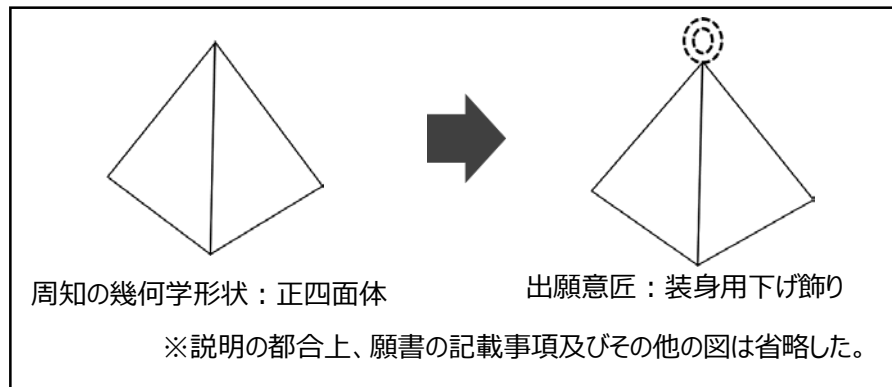


2. 意匠審査基準の概要（6）創作非容易性

物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例

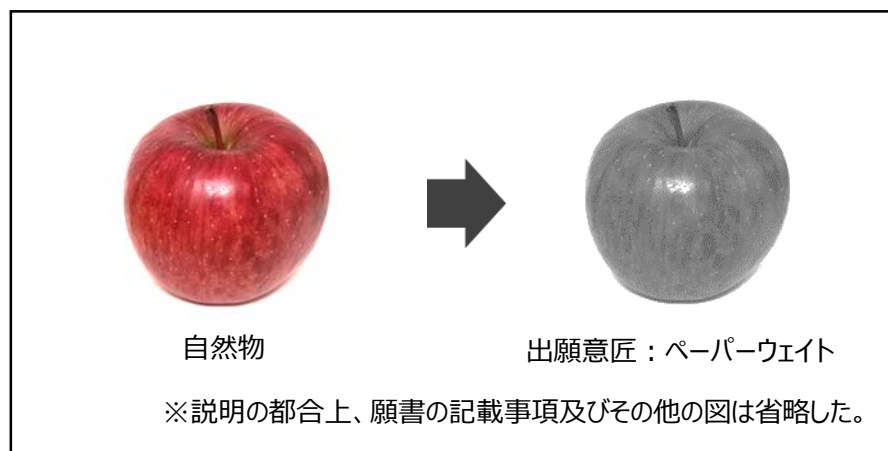
【事例1】公知の形状等に基づく意匠の例「装身用下げ飾り」

周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



【事例2】自然物（動物、植物又は鉱物）の例「ペーパーウェイト」

自然物を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



【事例3】著作物の例

- ・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

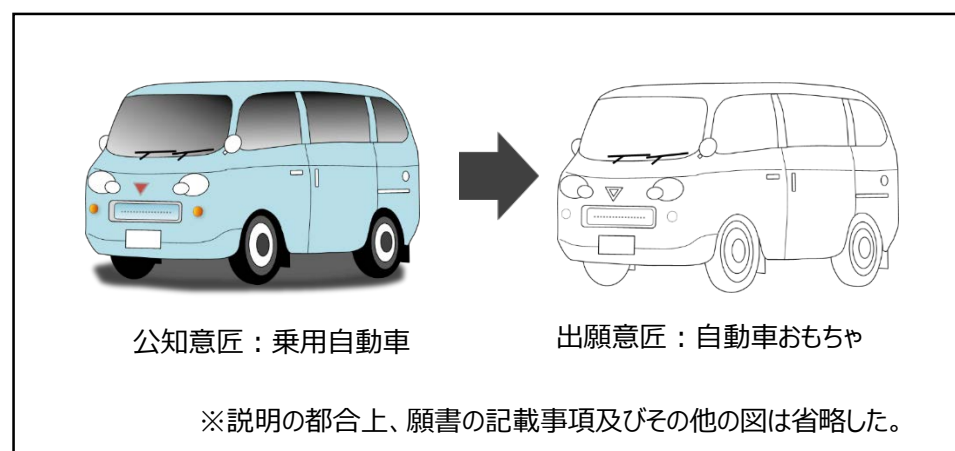
【事例4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

【事例5】「自動車おもちゃ」

公知の乗用自動車の形状を、

ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠



意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定しています。

ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版された場合は、この規定による拒絶の理由にはあたりません（意匠法第3条の2ただし書）。

また、令和元年改正意匠法施行後の出願の場合、同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合も、この規定の適用の対象外となります。

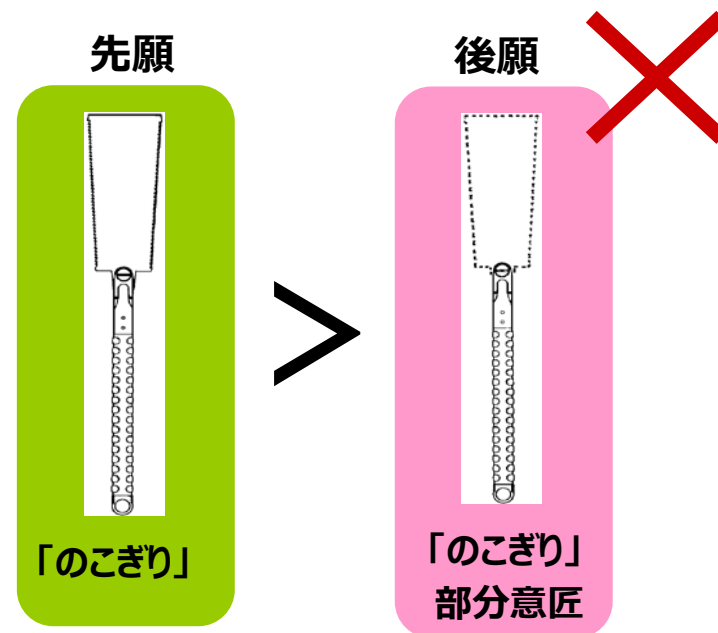
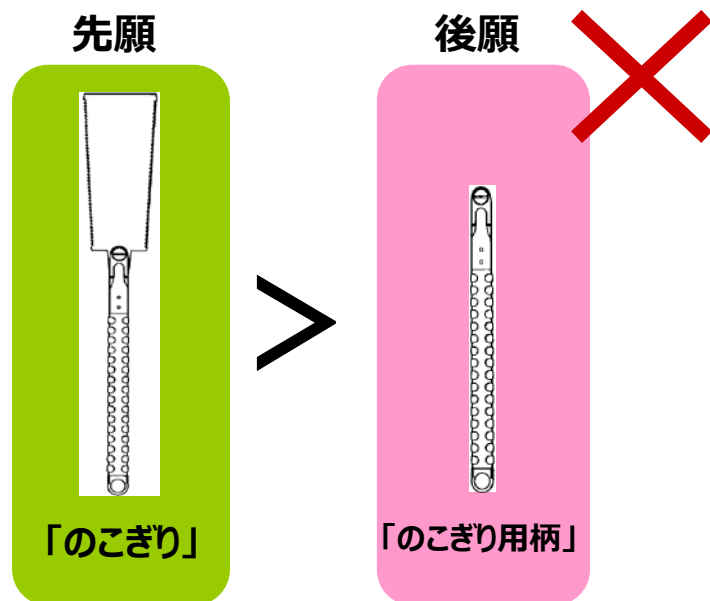
2. 意匠審査基準の概要

(7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと



先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は意匠登録を受けることができません。

先願の一部と同一又は類似と判断される例



※ ただし、次の要件をすべて満たす場合は意匠登録を受けることができます。

① 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

② 先願の意匠公報発行の日前の意匠登録出願であること

(後願が関連意匠に係る出願 (2020年4月1日以降の出願のみ) であって、
先願が秘密を請求するものである場合には、先願の秘密解除公報発行の日前の意匠登録出願であること)

2. 意匠審査基準の概要

(7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと



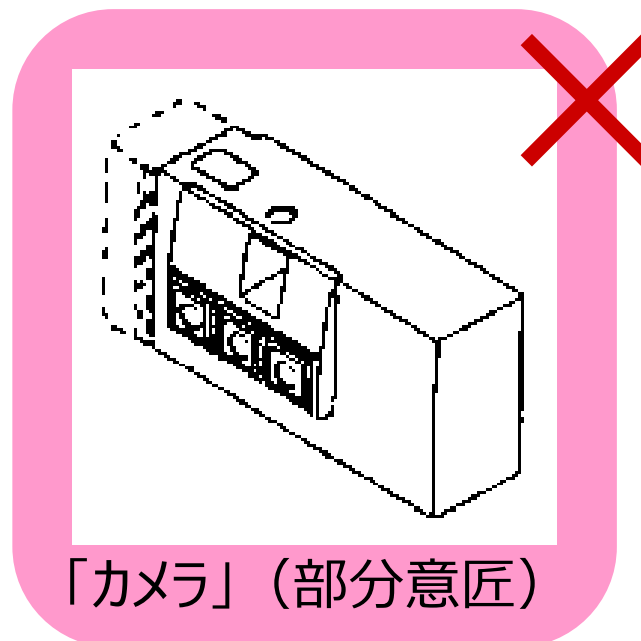
先願が部分意匠の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」だけでなく、「その他の部分」も含めて判断します。

先願が部分意匠である場合の、先願の一部と同一又は類似と判断される例

先願



後願



2. 意匠審査基準の概要（8）先願



意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものです。よって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではありません。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものです。

（先願）

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

3～5 （略）

2. 意匠審査基準の概要（8）先願



■ 類似の意匠について、異なった日にされた意匠登録出願

（1）先願と後願とで出願人が異なる場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第1項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができます。

（2）先願と後願とで出願人が同一の場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができます。

2. 意匠審査基準の概要（8）先願



■ 類似の意匠について、同日にされた意匠登録出願

（1）出願人が異なる場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第2項に該当し、意匠法第9条第4項の規定により、協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願のみがその意匠について意匠登録を受けることができます。

※協議が成立しない場合はいずれも登録されません。

（2）出願人が同一の場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定により定めた一の意匠登録出願以外は原則として意匠登録出願を受けることができませんが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができます。

※協議が成立しない場合（応答がない場合等）はいずれも登録されません。

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

▶ 3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

3. 令和元年意匠法改正（１） 関連意匠 （令和２年４月１日施行分）



意匠の創作において、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実態があります。関連意匠制度は、このように創作された群の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度です。

意匠権は業として意匠の実施を専有することができる権利であることから、重複した権利が別々に行使可能となると、権利者自身も他者の権利により業として意匠を実施することができなくなる。そこで、このような事態が生じないよう、先願の規定（意匠法第９条）が定められています。

意匠法第１０条の規定する関連意匠制度は、この先願の規定の例外として、登録のための要件と、権利に対する制限を課すことにより、重複した権利による弊害を排除しつつ、登録を認めるものです。

3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）



「関連意匠制度」とは

- 「一つのデザイン・コンセプト」から創作された多数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護するもの
- 関連意匠として登録された意匠も、各々について独自に権利行使することが可能
- 同一出願人による出願に限られ、移転や専用実施権の設定等に制限がある
- 2020年3月31日までの出願は、本意匠の公報発行の日前に出願された、本意匠に類似する意匠が関連意匠として登録可能
(関連意匠にのみ類似する意匠は登録不可)
- 2020年4月1日以降は、本意匠の出願日以後であって、基礎意匠の出願の日（優先権主張がある場合は優先日）から10年を経過する日前に出願された、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠に類似する意匠が関連意匠として登録可能
(関連意匠に類似する意匠も関連意匠とすることができる)

3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

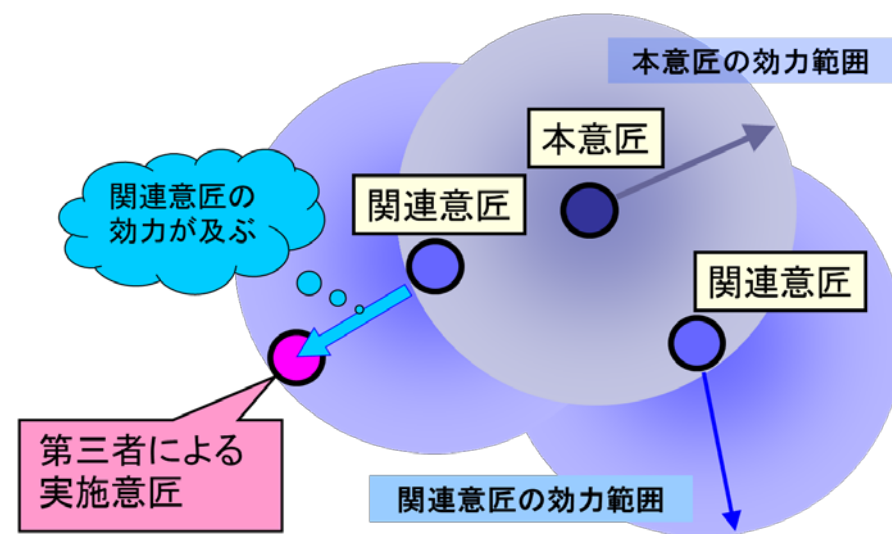
- 一つの意匠創作上のコンセプトから創作された多数のバリエーションの意匠について、同等の価値を有するものとして保護するもの
- 関連意匠も、各々について独自に権利行使することが可能

関連意匠登録事例：包装用容器



※説明上、その他の図等は省略した

関連意匠の効力範囲



3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

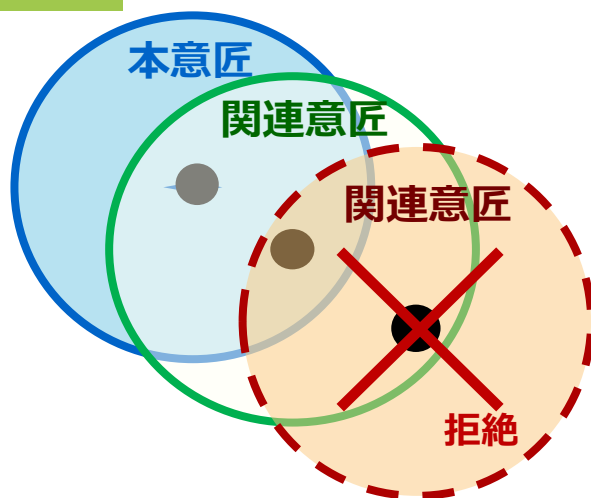
関連意匠にのみ類似する関連意匠についても、登録を受けられることとなりました。

（改正意匠法第10条第4項）※現行法においては不可（意匠法第10条第3項）

現行意匠法第10条第3項

第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

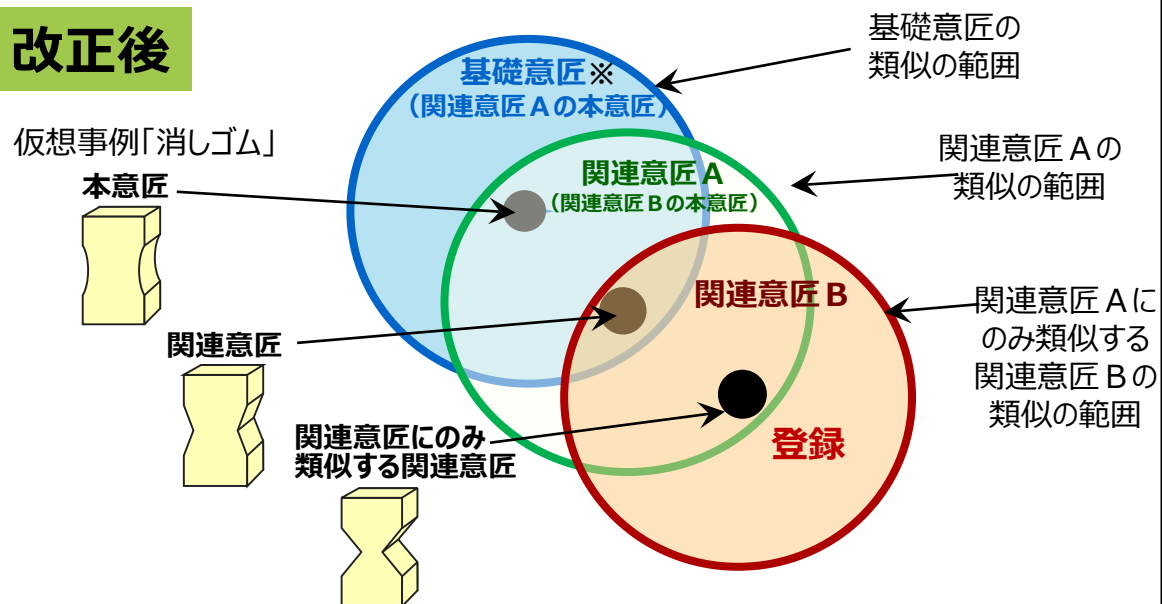
現行法



改正意匠法第10条第4項

第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

改正後



※最初に本意匠として選択した一の意匠を「基礎意匠」という(10条7項)。詳細は次頁へ

改正意匠法第10条第4項

同第 10 条第 7 項 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が **基礎意匠**（当該**関連意匠**に係る**最初に選択した一の意匠をいう。**以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

基礎意匠
(関連意匠Aの本意匠)

基礎意匠の類似の範囲

関連意匠A
(関連意匠Bの本意匠)

関連意匠Aの類似の範囲

関連意匠B

関連意匠Bの類似の範囲

鎖す意匠」

3. 令和元年意匠法改正（1） 関連意匠（令和2年4月1日施行分）

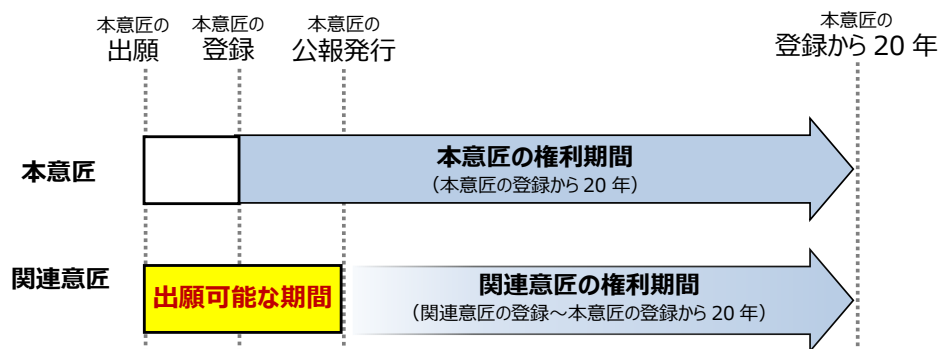


- 関連意匠の出願可能な期間は、
「基礎意匠」の出願の日から10年を経過する日前までとなります（改正意匠法第10条第1項）
関連意匠の権利期間は**「基礎意匠」の出願日から25年となります**（改正意匠法第21条第2項）

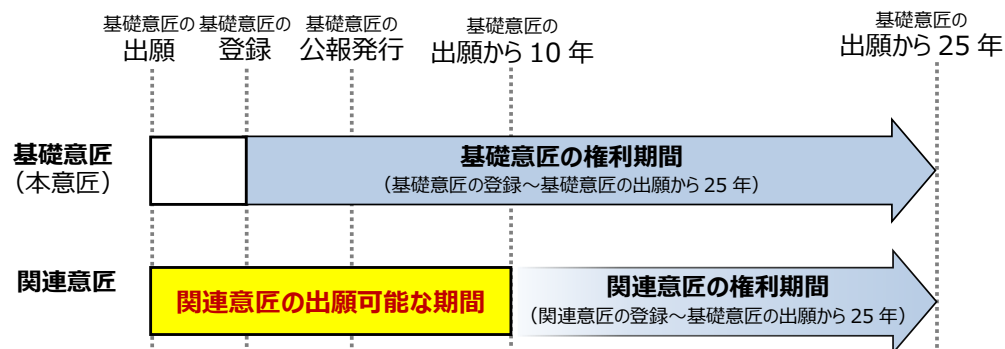
現行意匠法第10条第1項 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

改正意匠法第10条第1項 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日（中略）がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

現在の関連意匠制度



改正後の関連意匠制度



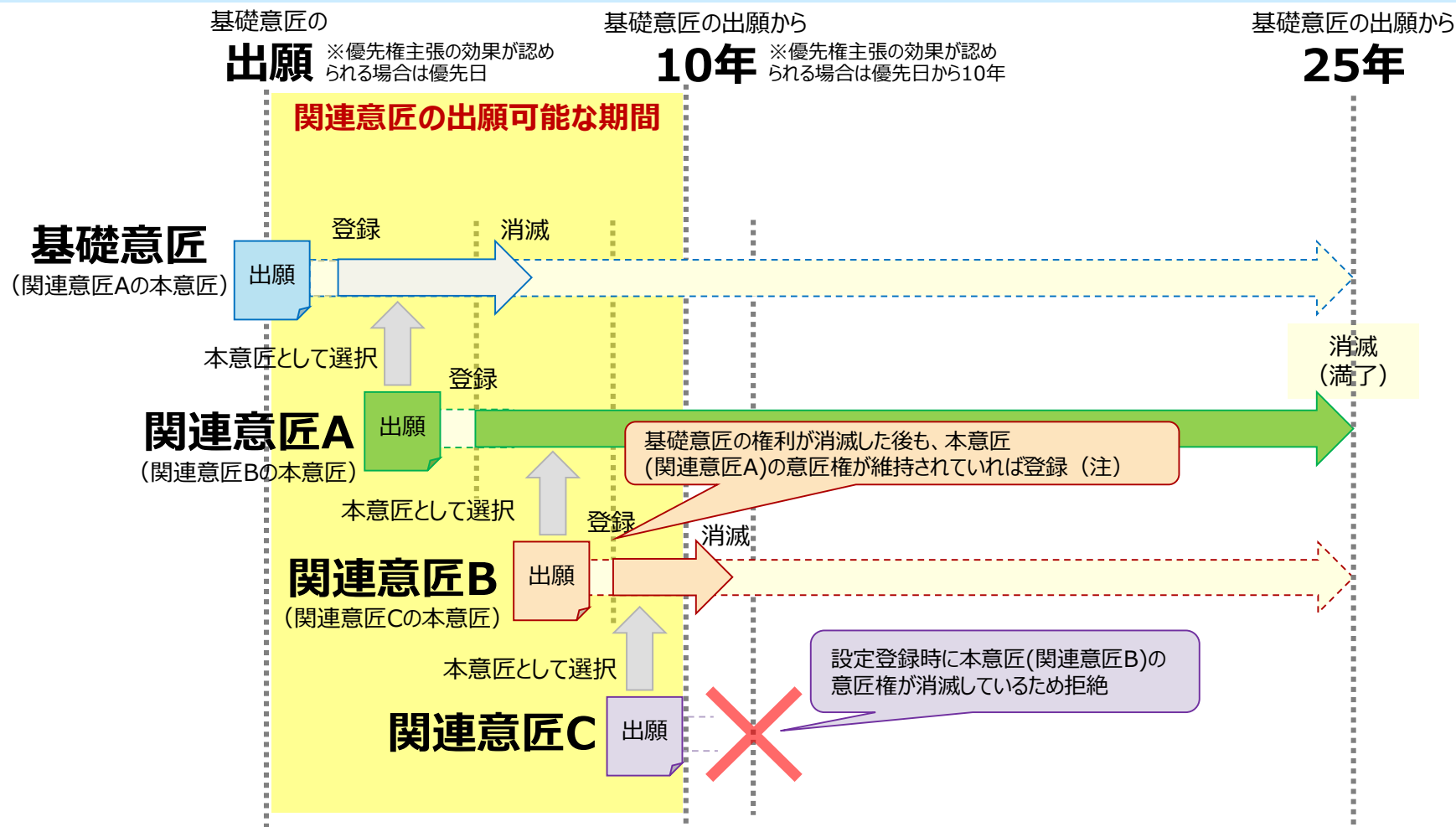
3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）



改正後の関連意匠の出願可能な期間であっても、

「本意匠」の意匠権が消滅等した後は関連意匠を登録することができません（改正意匠法第10条第1項）。

また、本意匠に専用実施権が設定されている場合は関連意匠を登録することができません。



（注）関連意匠Bが基礎意匠と類似している場合、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠Bの新規性や創作非容易性要件の判断において除外されないこととなるためご注意ください。

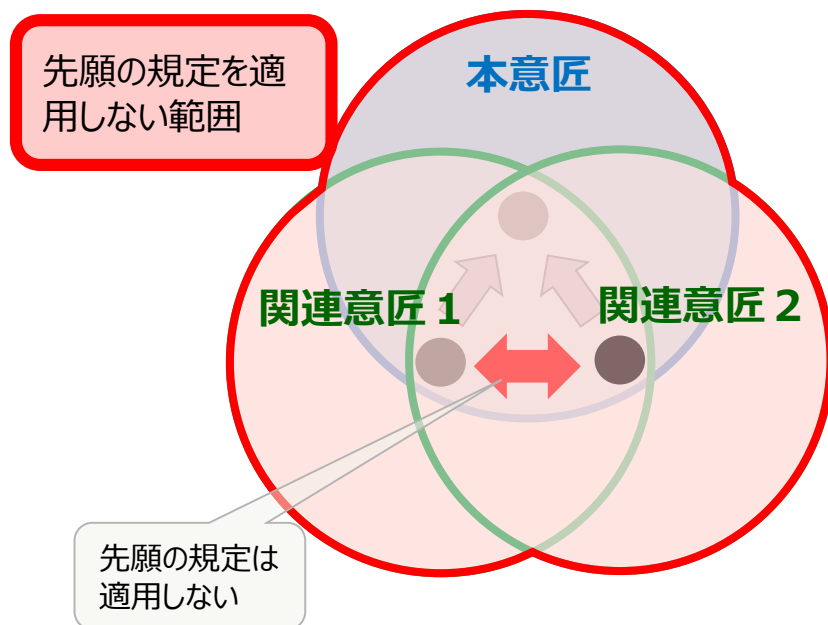
3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）



令和元年意匠法改正により、**基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しないこととなります**（改正意匠法第10条第7項）。

現行法では、先願の規定は他の関連意匠との間で適用しない、とされています（現行意匠法第10条第4項）。

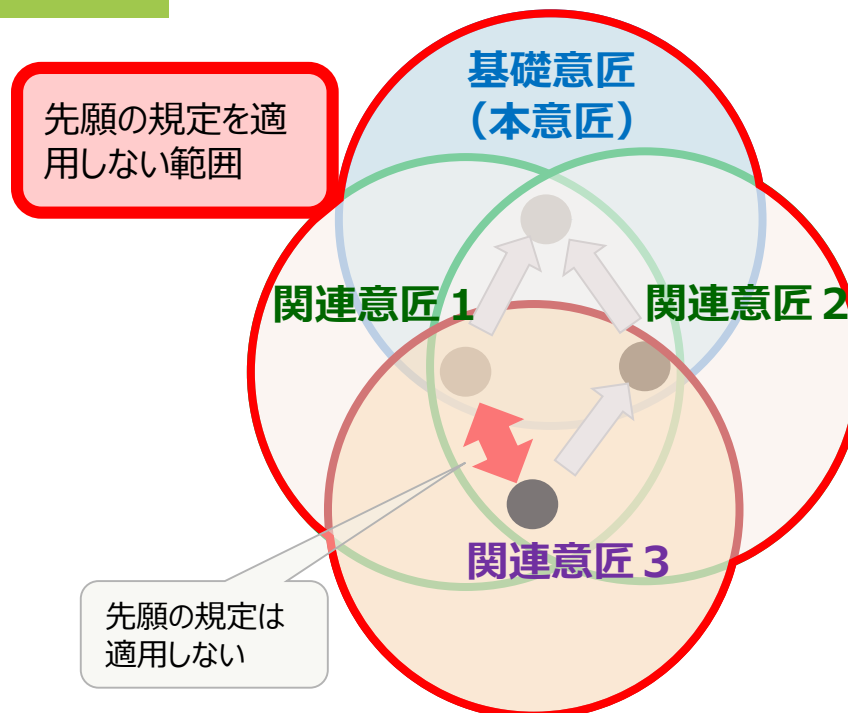
現行法



現行意匠法第10条第4項

本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

改正法



改正意匠法第10条第7項

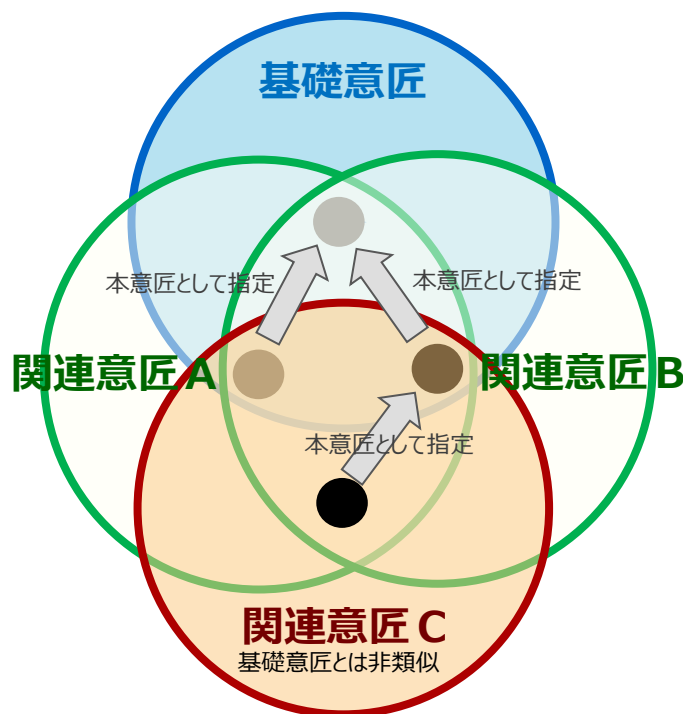
関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

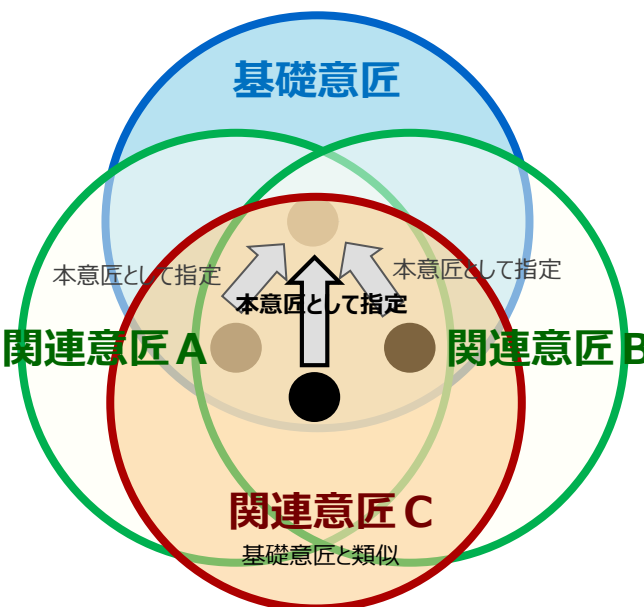
関連意匠が本意匠と類似している場合は、
基礎意匠や基礎意匠に係る他の関連意匠との間においても先願の規定を適用しません。

改正後

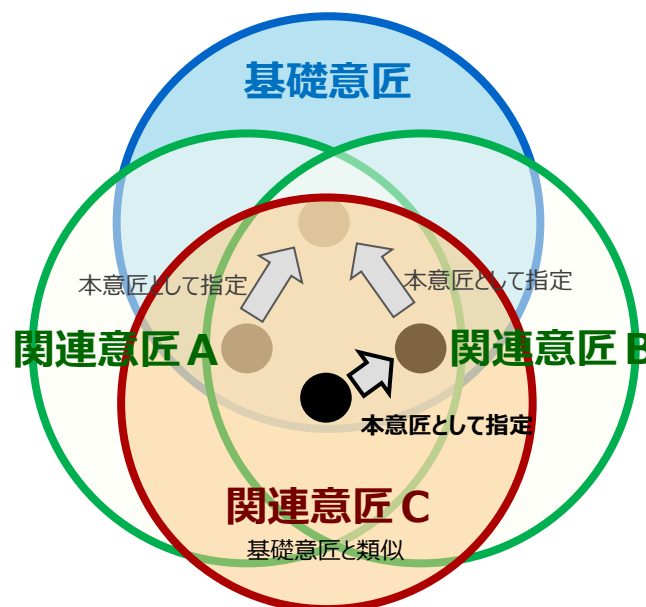
【事例1】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない



【事例3】以下のいずれの意匠との間においても
先願(9条)の規定を適用しない

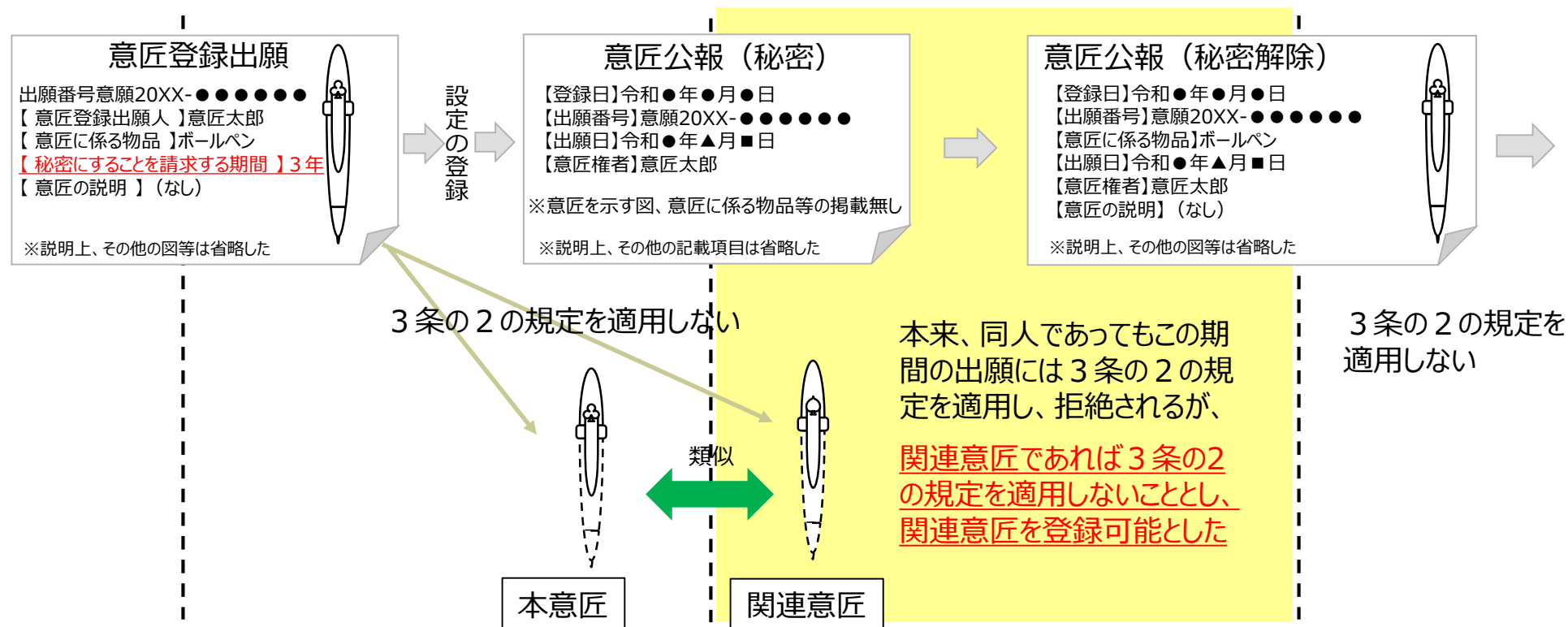


3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

現行意匠法では、第3条の2（先願意匠の一部と同一又は類似）の規定は、先の出願が秘密意匠の場合であって、（秘密の）意匠公報発行から秘密意匠解除公報までに出願された場合は、同一出願人であっても適用されます（第3条の2ただし書）。

令和元年改正意匠法では、後願が関連意匠として登録される場合には、同一出願人の先願は意匠法第3条の2の規定が適用されないこととなりました（改正意匠法第10条第3項）。

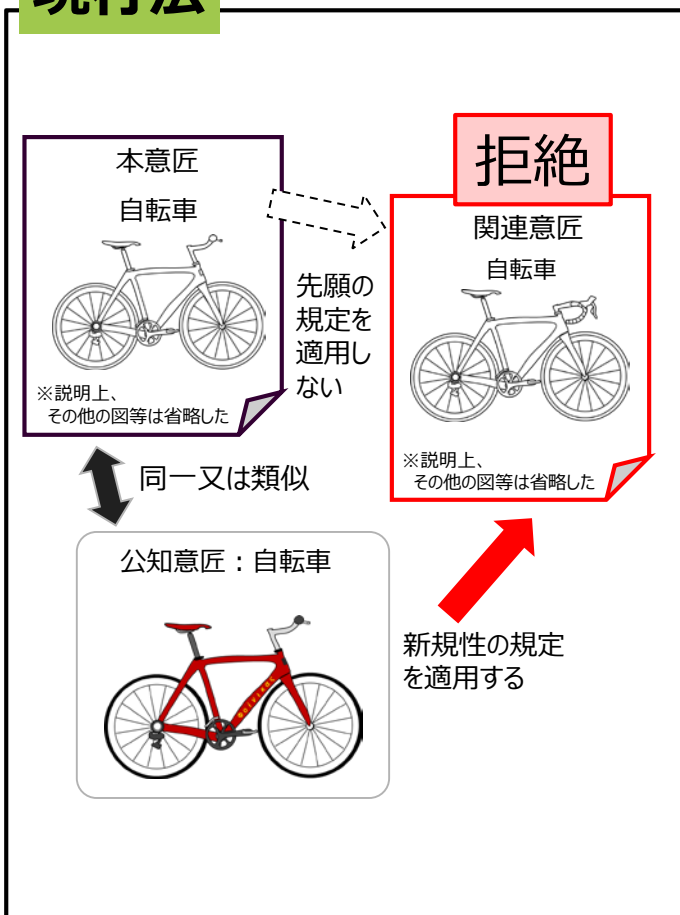
同一出願人への意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）の規定の適用



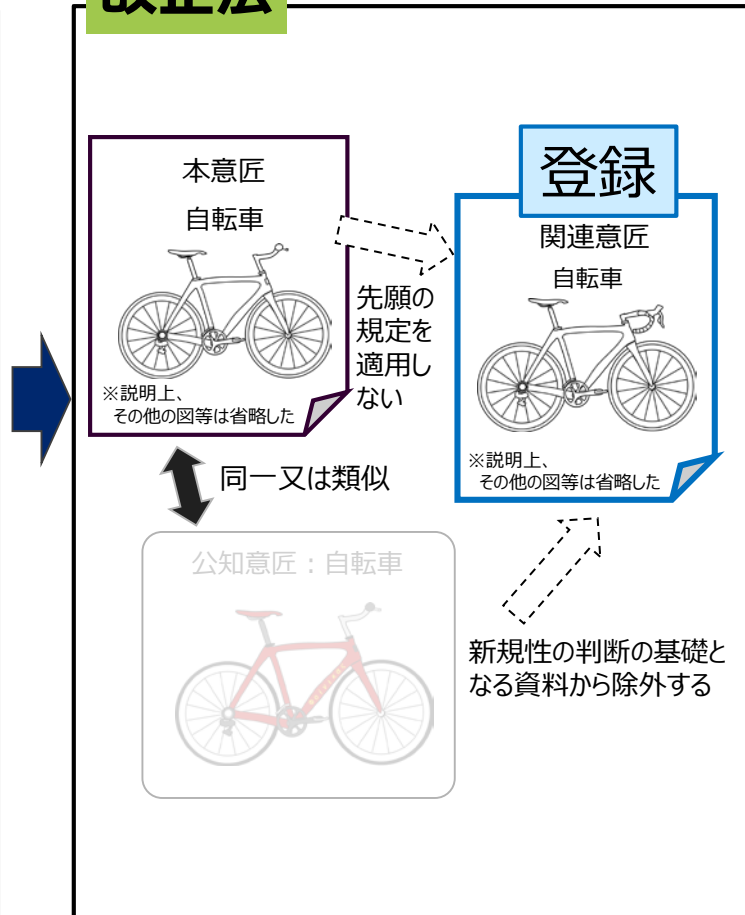
3. 令和元年意匠法改正（1） 関連意匠（令和2年4月1日施行分）

関連意匠として登録される場合、「**自己の意匠**」※のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外されることとなりました（改正意匠法第10条第2項及び同条第8項）。

現行法



改正法



改正意匠法第10条第2項 第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

同第8項 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

自己の意匠とは

関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいいます。

（他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠は含みません。）

新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外される意匠

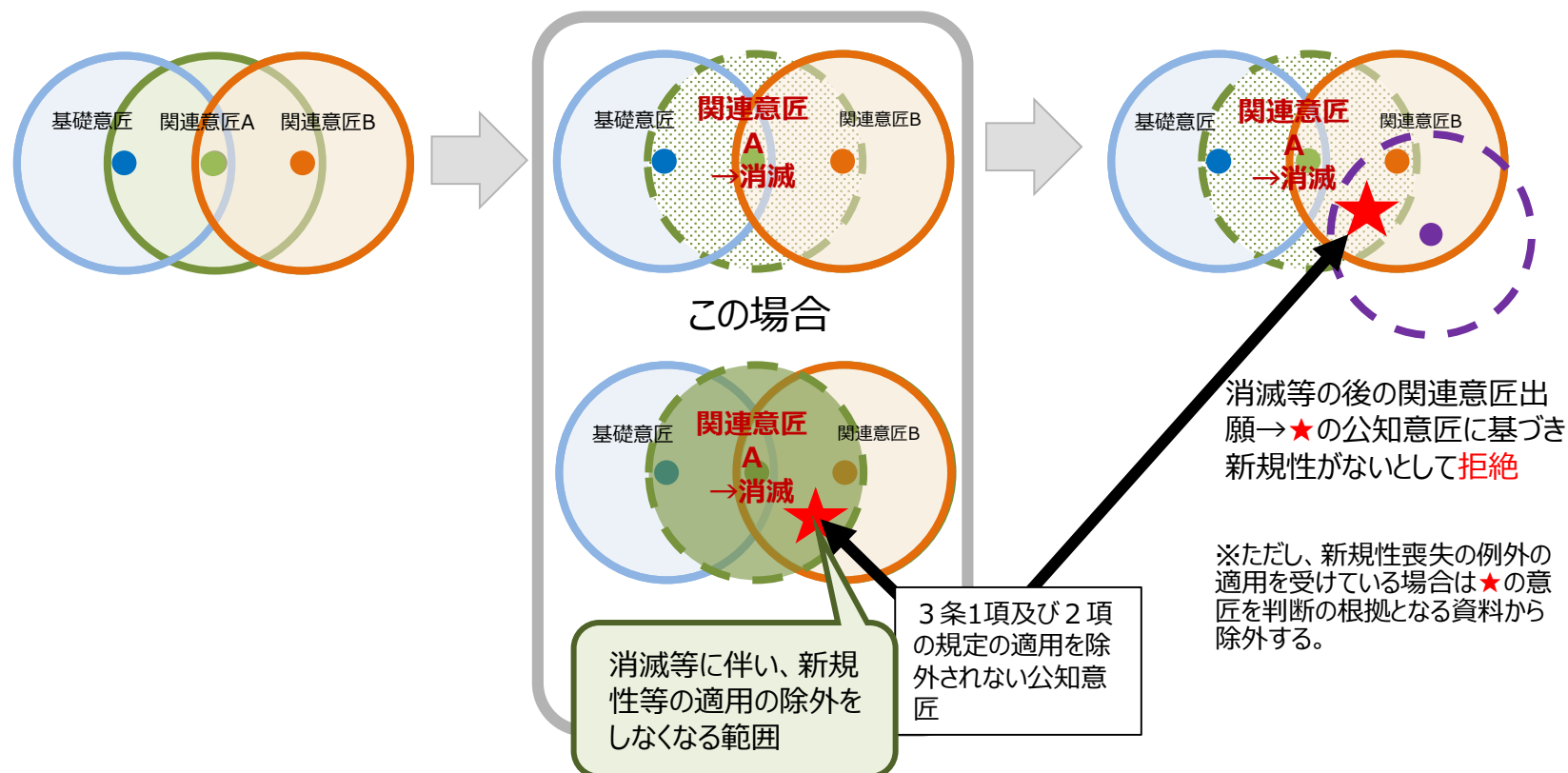
公知となった自己の意匠であって、
以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するもの

- （1）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張が認められる場合は、優先日。（2）において同じ）以降に公知となったもの
- （2）基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されているもの

3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

消滅した意匠に関する新規性等の規定の適用除外の考え方

公知意匠が、同じ基礎意匠に係る、消滅等した関連意匠（意匠権が、①登録料を定められた期間内に納付せず消滅したもの、②無効にすべき審決が確定したもの、又は、③放棄されたもの）に類似している場合は、権利が維持されている関連意匠にも類似していても、新規性等の規定を適用します（新規性や創作非容易性の基礎となる資料から除外しません）。



3. 令和元年意匠法改正（1） 関連意匠（令和2年4月1日施行分）

「自己の意匠」の判断における考慮事項

公知意匠では、実施者が明確に示されていないことや、製造者、販売者等、関係者が混在して書かれていることがあります。また、実施品について商標や製品番号、販売店などの情報、曖昧な説明が付随していることがあり、製造者等が推測できることもあります。

これらの公知意匠の性質を踏まえ、審査官は、以下の各点等を考慮しつつ、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外するか否かを判断します。

① 公知意匠に表された商標や標章の扱い

公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱います。

② 共同出願等の扱い

関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者に、そのうちの一人が含まれている場合には、「自己の意匠」と扱います。

③ ライセンシーによる実施の扱い

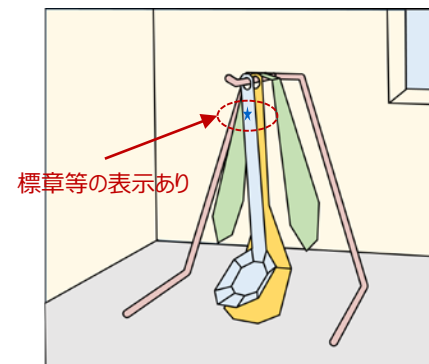
公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は、「自己の意匠」と扱います。

④ 意匠権の移転、商標の変更、事業承継等の扱い

意匠権の移転があり、移転等される前の意匠権者等と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と扱います。

公知意匠の例

まとめて便利に収納！
キッチンセット



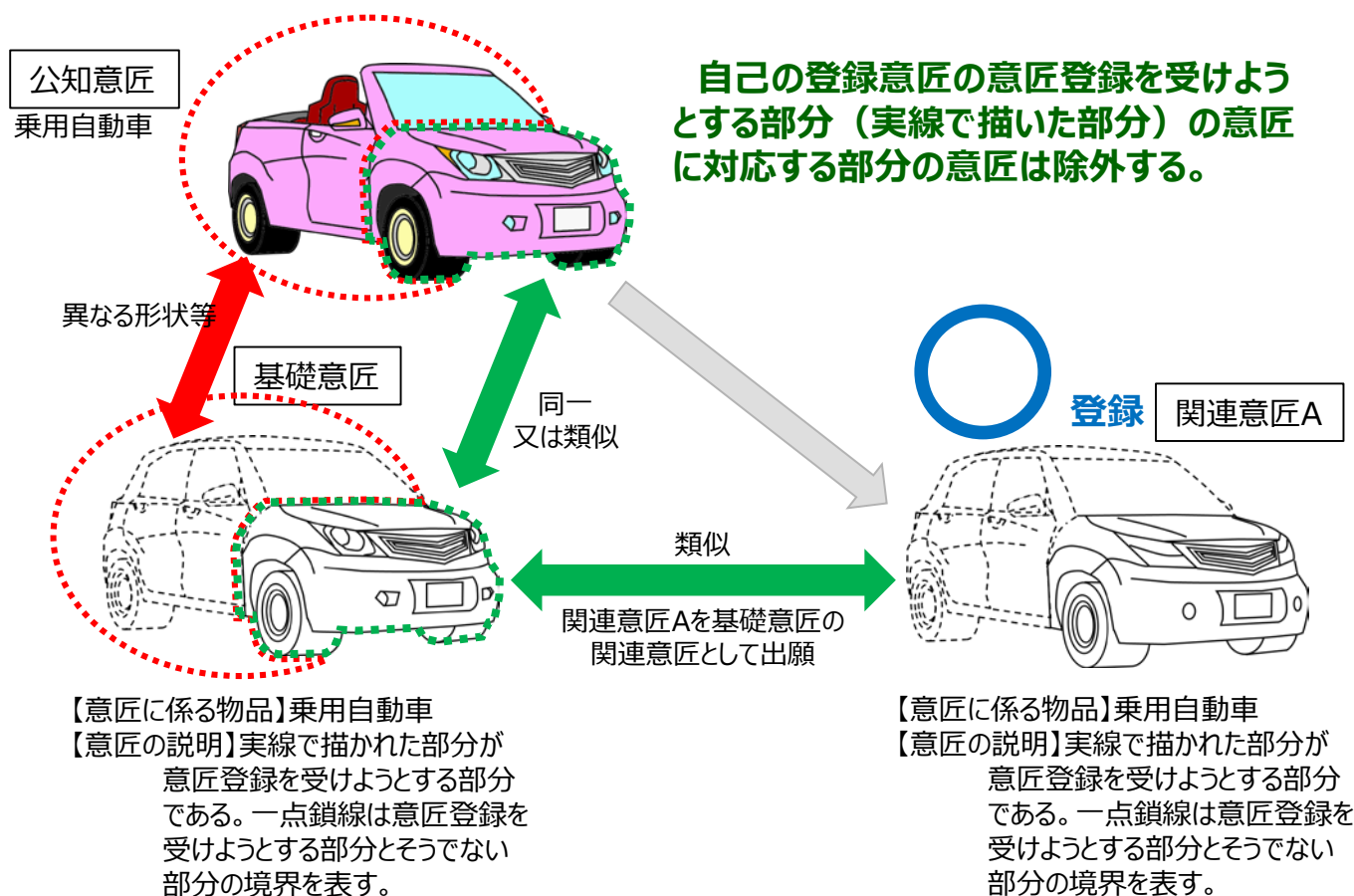
意匠の今シーズンの新製品はレードル、ヘラ、トンゴと収納スタンドのセット。全国の特許ストアで販売中。

（問：03-3581-XXXX）

3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の扱い

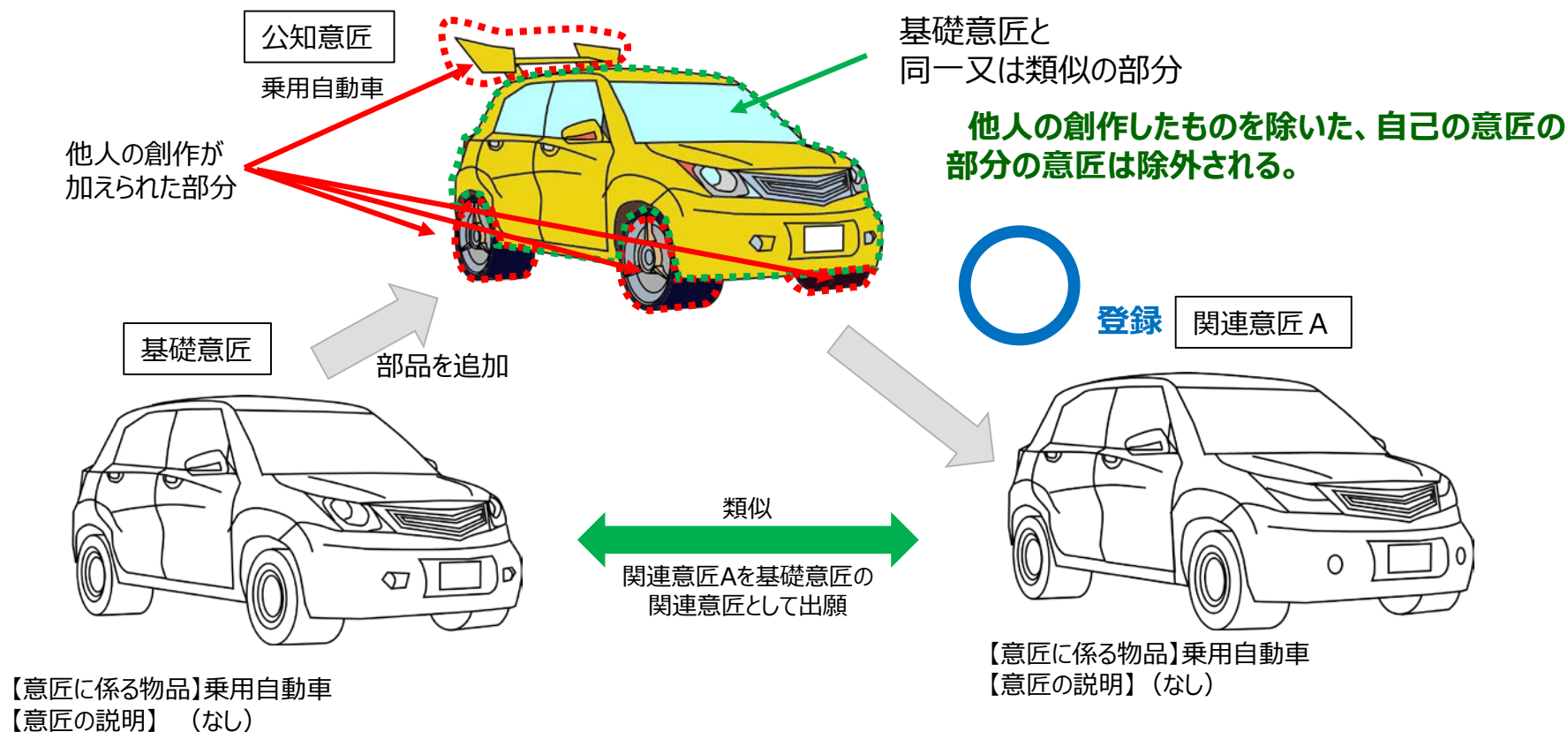
基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合、公知意匠における当該部分が、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似であるときは、公知意匠における当該部分を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外します。



3. 令和元年意匠法改正（1）関連意匠（令和2年4月1日施行分）

自己又は他人の創作したものが加えられた公知意匠の扱い

公知意匠においては、周辺部品メーカーの創作を加えたり、ユーザーが購入後外観を変えたりし、他人の意匠として公開されているものも存在します。このような場合、公知意匠のうち、他人の創作したものを除いた、基礎意匠（自己の意匠）と同一又は類似の部分、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外します。



3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

令和元年意匠法改正後の意匠法第2条第1項は、有体物の動産である「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」と並べて、「建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」も意匠法上の意匠に該当すると定義しています。

審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行います。

一方、意匠審査基準においては、建築物の意匠の章を設け、建築物の定義の他、建築物の意匠の審査の際に特有の事項を中心に記載しています。

審査官は、建築物の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとするものが意匠法における建築物の意匠に該当するか否かを判断します。

該当する場合には、各登録要件の審査基準に加えて、建築物の章に記載されている事項に従い審査を進めます。

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

令和元年の意匠法改正により、**意匠の定義に「建築物」が追加**されました

現行法

（定義等）

第二条

この法律で「意匠」とは、**物品**（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

改正法

（定義等）

第二条

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、**建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等**又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

「物品」：有体物である動産

不動産である建築物は保護対象外

「物品」：有体物である動産

+

「建築物」を追加

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

審査官は、意匠登録出願されたものが、以下の1、2いずれの要件も満たすとき、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断します。

1. 土地の定着物であること。

2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

- ・ **土地**： 定着物が固定される地表面であり、平面、斜面等の地形を問わない。海底、湖底等の水底も含む。
- ・ **定着物**： 継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないもの。
- ・ **構造物**： 意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。

通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む（注）。

（注）通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。

※こうした意匠審査基準における定義は、

意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものです。

■ 建築物と判断するものの例

商業用建築物



住宅



工場



競技場



橋梁



煙突



※なお、意匠法上の「物品」に該当するものについては、物品の意匠として登録可能です

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

土地の定着物との要件を満たさないものの例（「物品」の意匠として保護）

- ① 土地に定着させうるが、動産として取引されるもの 例：庭園灯など
- ② 一時的に設営される仮設のもの 例：仮設テントなど
- ③ 不動産等の登記の対象となりうるが、動産として取り引きされるもの
例：船舶、航空機、キャンピングカーなど



人工構造物であることとの要件を満たさないものの例（意匠法による保護対象外）

- ① 人工的なものでないもの
例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など
※人工的なものでないものであっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用したものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。
- ② 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの
例：自然の地形を利用した以下のもの
スキーゲレンデ、ゴルフコース
自然物を主たる要素とする庭園など
- ③ 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

建築物の意匠ごとの出願（図面等に複数の構成物が表されている場合の判断）

- （1）図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断（例：中央で分離した可動橋）
- （2）当該結びつきが強固ではない場合（注）であっても、以下に該当する場合は一意匠として取り扱う。
- ① 近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされた場合
 - ② 社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合（例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物）
- （注）人が内部に入り、一定時間を過ごすという共通性のみがある場合など
- （3）一の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合、二以上の建築物と判断（例：住宅と電波塔）

建築物または土地に固定したもの等が表されている場合の扱い

社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う（例：ウッドデッキ、門柱、敷設ブロック）

植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う（例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール、建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、ホテルに付随する前庭の植物）

画像が表されている建築物の扱い

建築物に固定した画像表示器等の表示部に意匠法上の画像が表示されている場合は、建築物の付属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱います（例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像）

照明器具の光によって生じる模様が表されている建築物の扱い

建築物に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様が表されている場合は、建築物自体の模様と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱います。

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

建築物についても組物の意匠としての保護を認めます（改正意匠法第8条）。

現行法

第八条

同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。



改正法

第八条

同時に使用される二以上の物品、**建築物**又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、**建築物**又は画像に係る意匠は、**組物全体として統一があるときは**、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

組物の意匠として意匠登録を受けるための要件（案）

- ① 社会通念上同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であること
- ② 「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること
- ③ 組物全体として統一があること

※ 建築物と物品、又は、建築物と画像の組み合わせによる組物とすることも可能

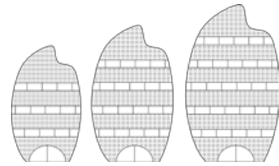
3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

社会通念上同時に使用される二以上の物品、建築物、画像に該当するものの例

- ・ 商業用建築物とホテルで構成される一組の建築物
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校で構成される一組の建築物

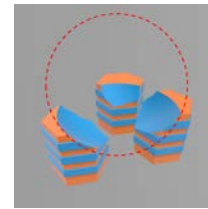
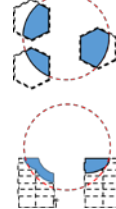
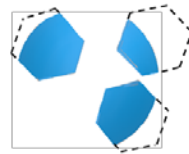
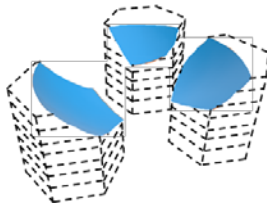
組物全体として統一がある場合の例

- ア 構成する建築物等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一がある場合



- イ 構成する建築物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一がある場合（部分意匠の出願例）

（参考図）



3つの建物の、一つの球面上の面を意匠登録を受けようとする部分としたもの

- ウ 構成する各建築物等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一がある場合

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

改正法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（1号、2号略）

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

（2項以下略）

「意匠に係る物品」の欄の記載方法（案）

・「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途が明確となるものを記載する。

＜複数の棟が含まれる出願の場合の記載例＞

学校、商業用建築物、複合建築物 など・・・

＜単一の棟について出願する場合の記載例＞

住宅、寮、校舎、体育館、オフィス、研究所、工場、倉庫、ホテル、保養所、百貨店、量販店、飲食店、病院、保健所、公衆浴場、公衆便所、博物館、美術館、図書館、劇場、映画館、競技場、駅舎、車庫、神社、橋梁、トンネル、鉄塔、ガスタンク など・・・

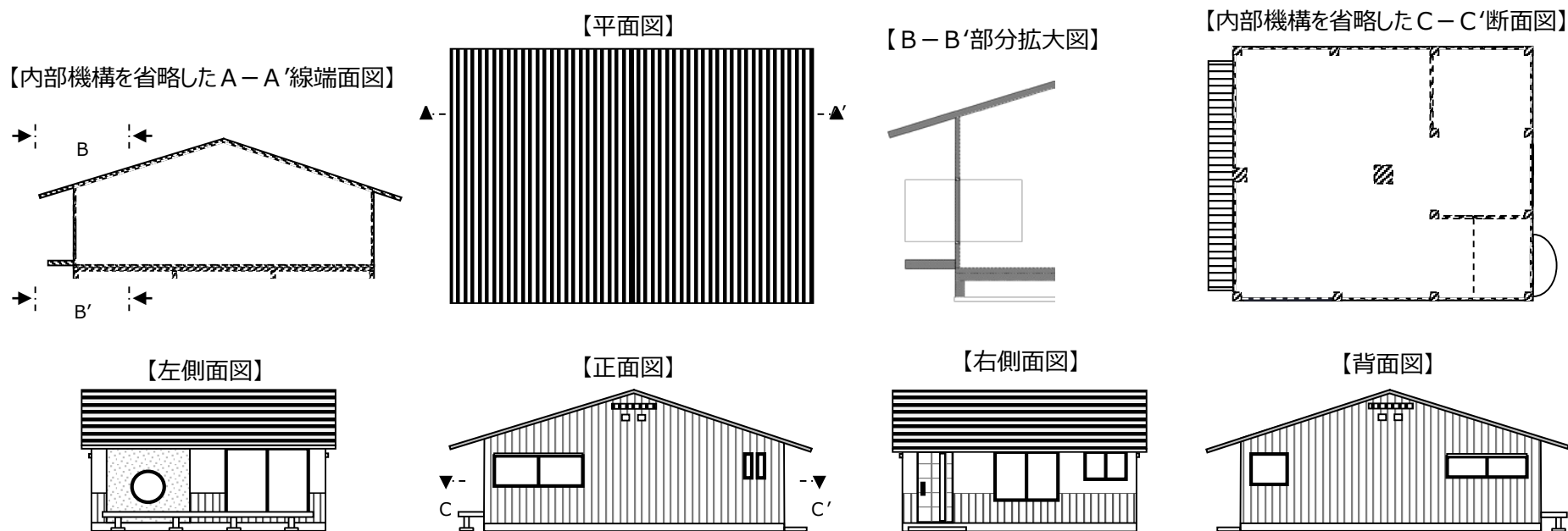
・様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

例）【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

(参考) 建築物について意匠登録を受ける場合の図面表現

- 見えるままを描きます。必要図においては、壁や屋根等を透過させて描きません。
- 指示線や文字等を意匠登録を受けようとする意匠と重なるように書いてはいけません。
- 建築物の外観について意匠登録を受けようとする場合は、内部の間取り等を表す各階平面図等は不要です。
- 外壁等の凹凸を示す場合や、側面図等の図のみでは奥行きがわからない窪み等がある場合は、断面図や端面図が必要です。
- 意匠の特徴を表す上で必要な場合は、部分拡大図等を用いてください。
- 建物の向き（方位）を示す必要はありません。



【意匠に係る物品】住宅

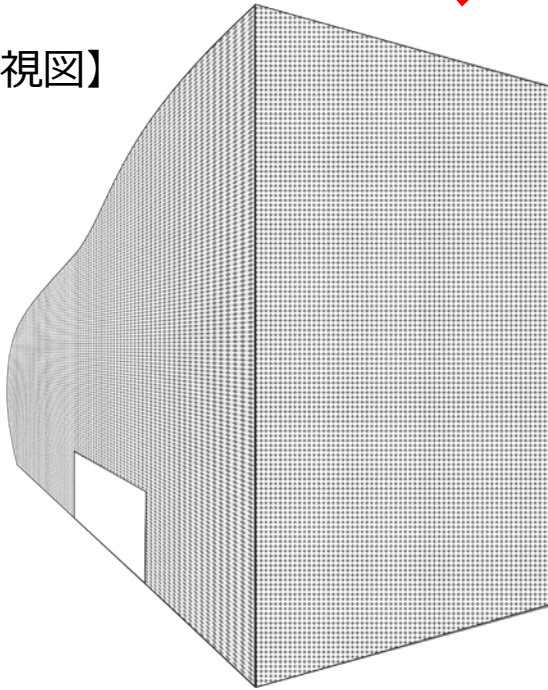
【意匠の説明】実線部分が意匠登録を受けようとする部分を表す。

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

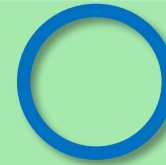
工業上利用することができる意匠であること

- 図面から具体的な形状を特定できない場合は具体的な意匠ではないと判断します。
- 機能に基づき変化する建築物について、変化の前後を表すことで意匠登録可能です。

【斜視図】

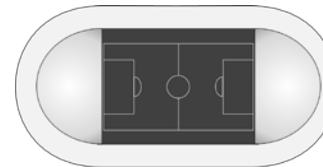


【意匠に係る物品】販売店

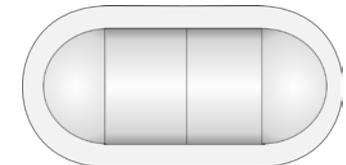


※ 底面部を除く部分について
意匠登録を受けようとするもの
であるため底面図の開示
は無し

【平面図】



【屋根が閉じた状態を示す平面図】



【左側面図】



【正面図】



【屋根が閉じた状態を示す正面図】



【意匠に係る物品】競技場

【意匠の説明】背面図は正面図と同一、右側面図は左側面図と同一のため省略。

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

類否判断（新規性等）

建築物の意匠の類否判断の判断主体

建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**である。

例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられ、また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。

審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

建築物の意匠の場合の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠の類否判断に際して、まず対比する両建築物の用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」は、いずれも人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で用途及び機能に共通性があることから、それらの意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、例えば土木構造物においては、橋梁のように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信するなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合がある。

建築物の意匠と物品の意匠についても、上記と同様に用途を認定した上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。

例えば、建築物の意匠「住宅」と、物品の意匠「組立家屋」については、人が居住する建物として、その用途及び機能に共通性がある。よって、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

また、例えば建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」のように、その用途及び機能に共通性があれば、建築物の意匠と内装の意匠との間でも、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する場合がある。

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

建築物の意匠の類否判断事例

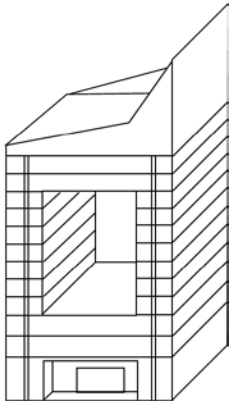
用途及び機能が類似する例

- ・住宅、病院、レストラン、オフィス
- ・鉄道橋と道路橋

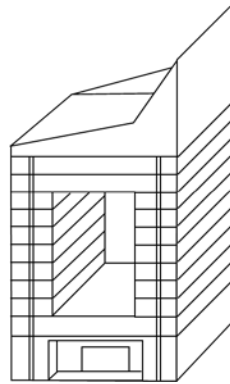
用途及び機能が類似しない例

- ・ガスタンクとホテル
- ・橋梁と灯台

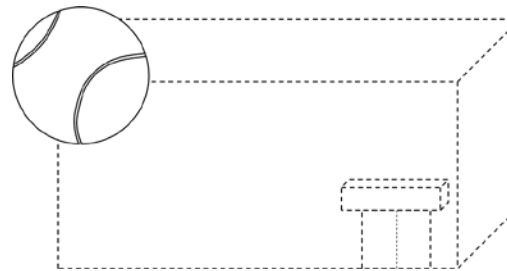
形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



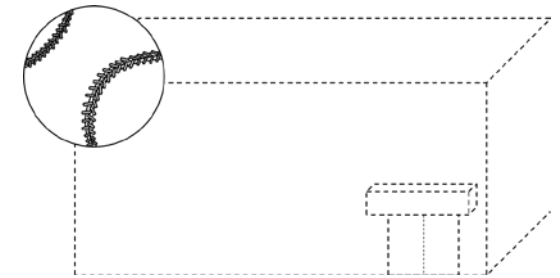
公然知られた意匠
「オフィス」



出願意匠
「オフィス」



公然知られた意匠
「商業用建築物」

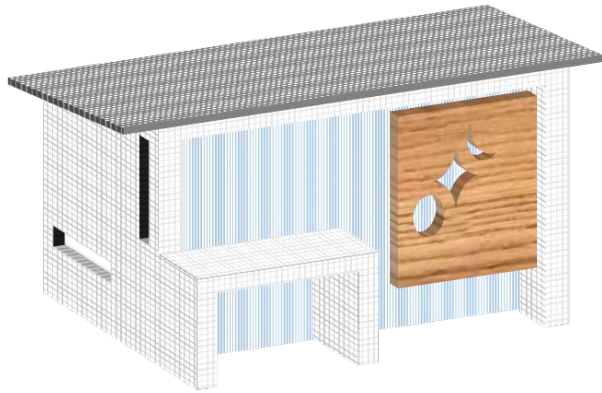


出願意匠
「商業用建築物」

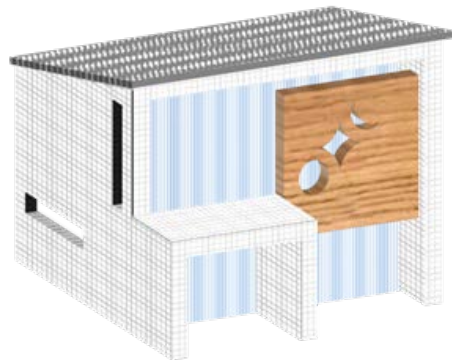
3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

建築物の意匠の類否判断事例

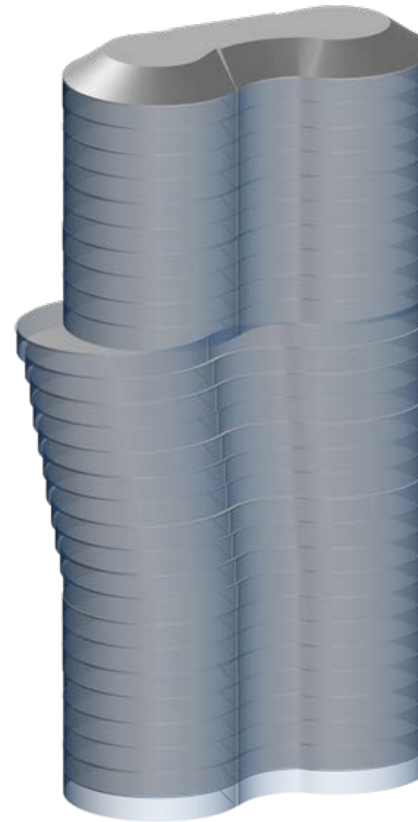
形状等が類似し、用途及び機能が同一の例



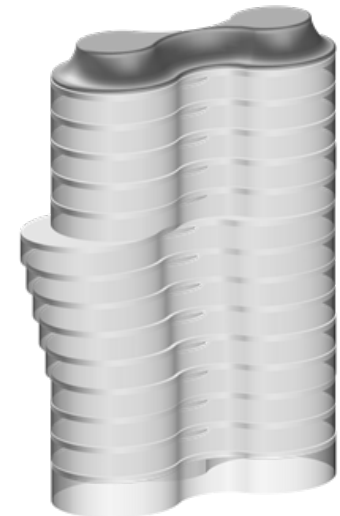
公然知られた意匠「住宅」



出願意匠「住宅」



公然知られた意匠「ホテル」



出願意匠「ホテル」

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

建築物の意匠の創作におけるありふれた手法、及び軽微な改変の例

（1）ありふれた手法の例

- （a）**置き換え**：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- （b）**寄せ集め**：複数の既存の意匠等を組み合わせ、一の意匠を構成することをいう。
- （c）**一部の構成の単なる削除**：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）**配置の変更**：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- （e）**構成比率の変更**：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）**連続する単位の数の増減**：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）**物品等の枠を超えた構成の利用・転用**：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の建築物に利用・転用することをいう。

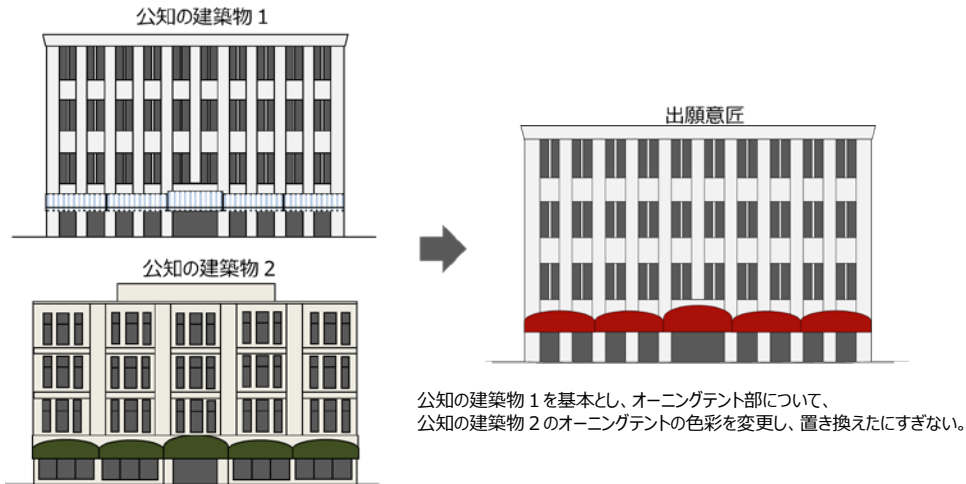
（2）軽微な改変の例

- （a）**角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取**
- （b）**模様等の単純な削除**
- （c）**色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、景観条例等に基づく単純な彩色**
- （d）**素材の単純な変更によって生じる形状等の変更**
- （e）**屋根の傾斜角の単純な変更**

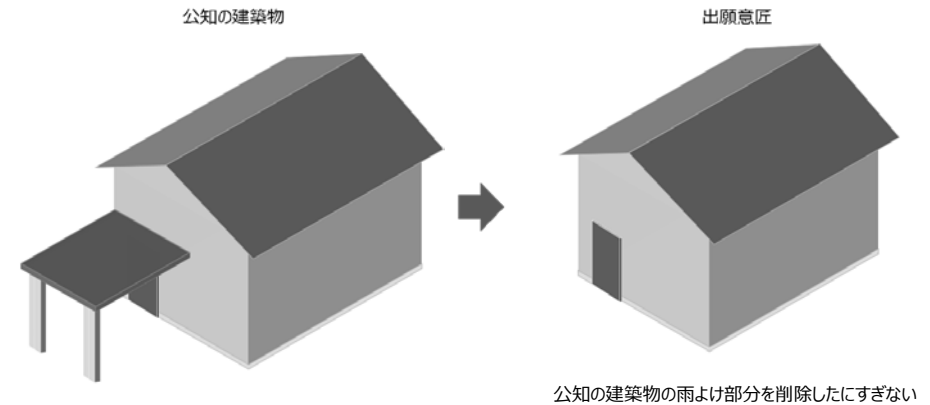
3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

※ 出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

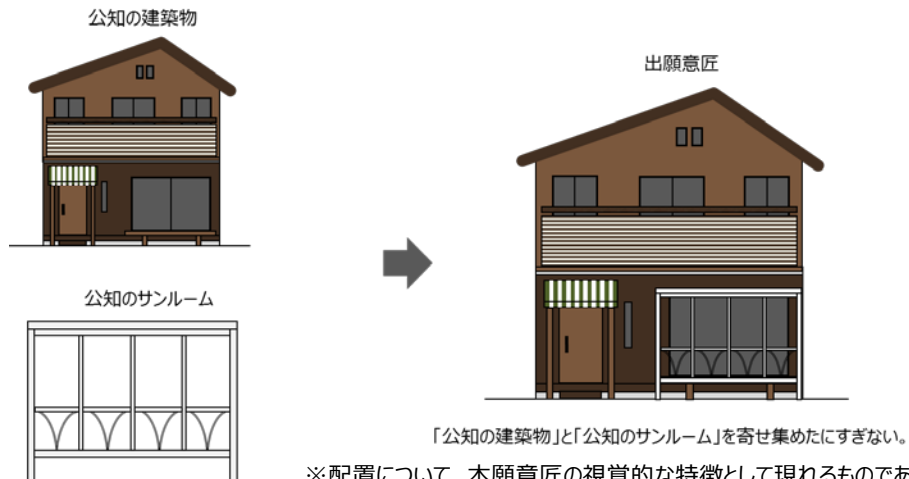
置き換えの意匠の例



一部の構成の単なる削除による意匠の例

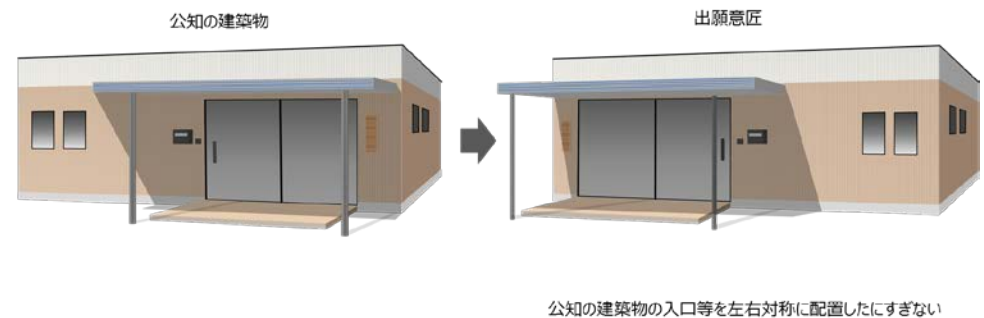


寄せ集めの意匠の例



※ 配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、それを考慮する。

配置の変更による意匠の例

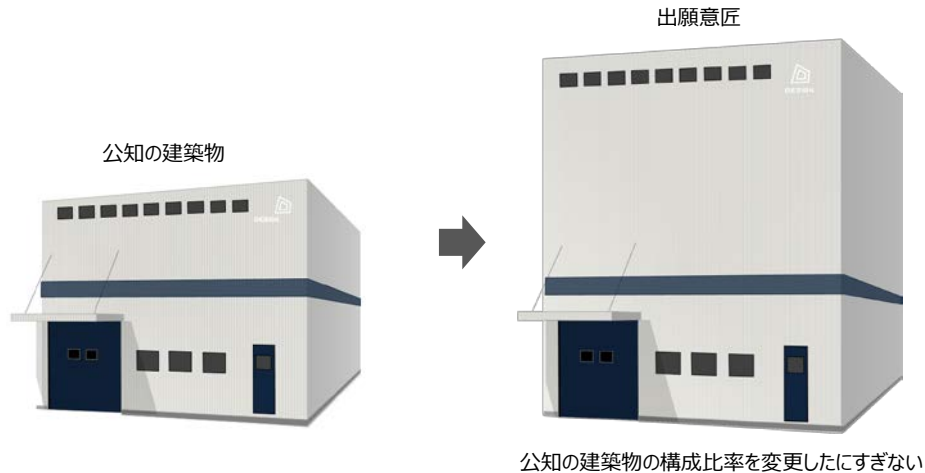


※ 配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、それを考慮する。

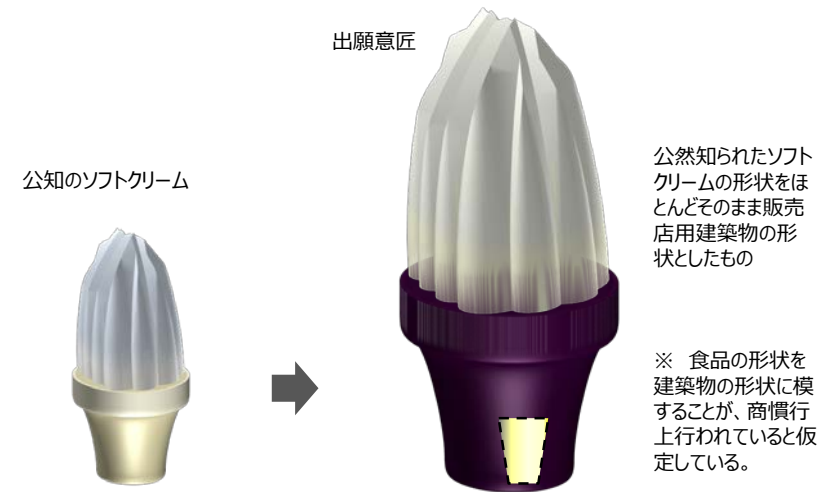
3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

※ 以下の例では、出願意匠が新規性を有するものと仮定して創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

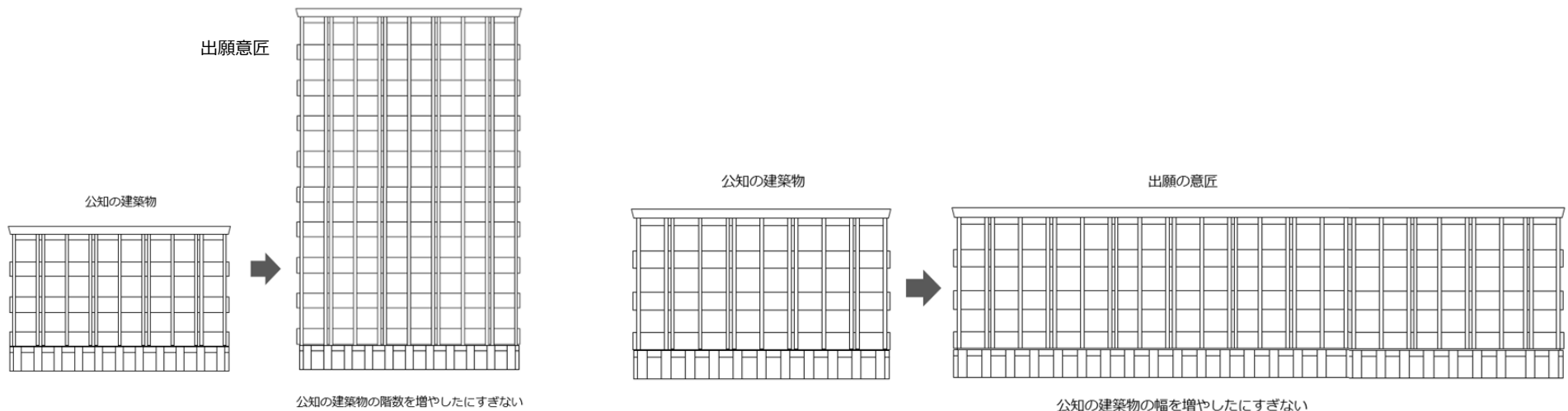
構成比率の変更による意匠の例



物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例



連続する単位の増減による意匠の例



3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

意匠法第5条は、新規性等の登録要件を満たしていても、公序良俗等の観点から、意匠登録を受けることができない意匠（不登録事由）について規定しています。

令和元年の意匠法改正により、意匠法第2条に意匠法の保護対象として建築物及び画像が加えられたことに伴い、意匠法第5条においても、意匠登録を受けることができない建築物、及び画像の意匠が新たに明記されました。

現行法

- 第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
 - 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
 - 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

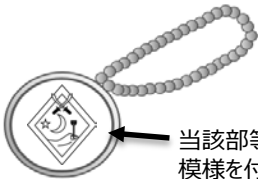
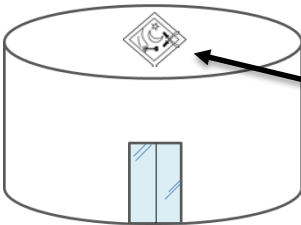
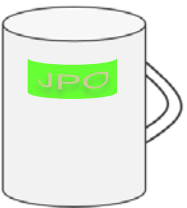
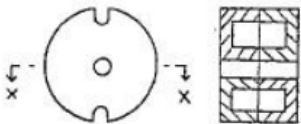
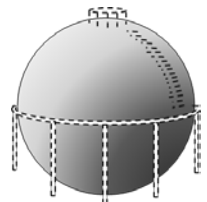
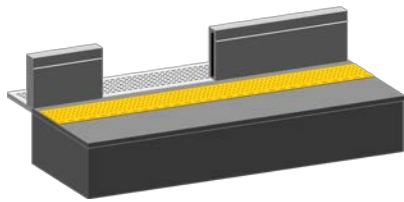


改正法

- 第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
 - 二 他人の業務に係る物品、**建築物又は画像**と混同を生ずるおそれがある意匠
 - 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状**若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠**

3. 令和元年意匠法改正（2）建築物の意匠に関する審査基準

意匠登録を受けることができない意匠の例

	物品（参考）	建築物
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合 外国の紋章模様を表したキーホルダー  特定の人物の肖像等を表したTシャツ	 当該部等に外国の紋章模様を表した建築物
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な商標を表したマグカップ	 他人の著名な登録商標と同形状の建築物  他人の出所を表示する著名な建築物  他人の著名な標章等が表された建築物
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	①物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠（必然的意匠）  ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状からなる「磁心」の意匠（準必然的意匠）  磁 心 (JIS C2516 4.4)	①建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠（必然的意匠）  ②標準化された規格により定まる形状からなる「プラットホーム」の点字ブロックのみを意匠登録を受けようとする部分とした意匠（準必然的意匠） 

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

意匠法第8条の2は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定し、内装デザインが意匠法による保護の対象となる旨を定めています。

内装の意匠は、家具や什器などの複数の構成物品等から構成されるもので、一物品等一出願の例外です。

各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とするべく、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしています。

審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、各登録要件の審査基準に従い、審査を行います。

一方、意匠審査基準においては、内装の意匠の章を設け、内装の意匠の審査の際に特有の事項を中心に記載しています。

審査官は、内装の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における内装の意匠に該当するか否かを判断し、各登録要件の審査基準に加えて、内装の意匠の章に記載する事項に従い審査を進めます。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

「内装の意匠」として、改正意匠法第8条の2の適用を受けられる要件は以下のとおりです。
（各要件の詳細は次頁以降に記載）

「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件（案）

1. 店舗、事務所その他の施設の内部であること

- 1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること
- 1-2. 内部に該当すること

2. 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

- 2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- 2-2. 複数の物品等から構成されるものであること

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正法

（内装の意匠）

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

店舗、事務所その他の施設の内部であること

店舗、事務所その他の施設に該当すること

改正意匠法第8条の2には、内装の意匠の対象として、「店舗」や「事務所」に加え、「その他の施設」が規定されています。

この「その他の施設」には、意匠法の法目的（意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する）に照らし、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅※など、人がその内部に入り一定時間を過ごすためのあらゆる施設が含まれます。

また、「施設」との語は、その対象が不動産に限られないことから、「施設」には、不動産に加え動産も含まれます。

※意匠権者は登録意匠これに類似する意匠の実施をする権利を占有するが、業として実施する場合に限られる（意匠法第23条 意匠権の効力）

「店舗、事務所、その他の施設」に該当するための要件

- ・ 審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合には、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断します。
- ・ 上記の要件を満たすものである場合は動産を含みます。
(例：客船、各種の車両、旅客機 など)

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

店舗、事務所その他の施設の内部であること

内部に該当すること

改正意匠法第8条の2が、「施設の内部の設備及び装飾を構成する」と規定していることに照らし、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願に係る意匠が、**施設の内部を主としたもの**でなければなりません。

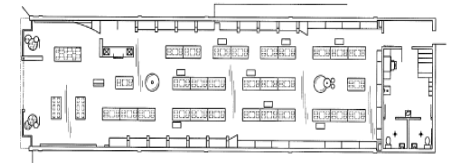
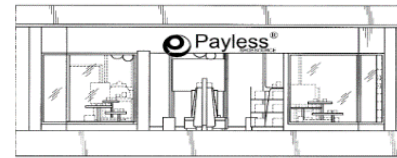
他方、施設内外のつながりを考慮した内装の創作があることをふまえ、**必ずしも内部空間全体が完全に閉じている必要はなく、開口部及び施設の内部に連続し、これらに付随する外部が含まれていてもよいものと判断します。**

なお、意匠法上の意匠は「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（2条）**当該施設の利用者が、通常の使用状態において視認することのない範囲は除きます。**

「内部に該当すること」を満たすための要件

- 施設の内部を主としたものであること。ただし、開口部及び施設の内部に連続し、それに付随する外部が含まれていてもよい。

（参考）米国の意匠特許例
店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む「店舗の内装」
USD638,139
Store Interior with a Storefront



- 保守等の目的でしか内部に入ることが無いもののように、当該施設の用途に照らした通常の使用状態において、その施設の利用者が肉眼によって視認することのない範囲のものを除く。

（例：ガスタンクの内部、コンクリートミキサー車の内部、天井裏、壁裏、床下の空間、パイプスペースなど）

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

改正意匠法第8条の2が「施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像」と規定していることから、「**内装の意匠**」に含めることができるのは、**意匠法上の物品、建築物又は画像**に限られます。

「内装の意匠」を構成するとして適切なものの例

- ・机、椅子、ベッド、衝立などの家具類
- ・陳列棚などの什器類
（販売商品等が含まれていても可）
- ・照明器具など
- ・内装の意匠を構成する建築物に備え付けられたモニターに表示される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像など



※自然物の扱い
 内装の意匠に建築物が含まれている場合、当該建築物の意匠の一部を構成する自然物等は、内装の意匠の一部を構成する。

「内装の意匠」を構成するとして不適切なものの例

■意匠法上の意匠に該当しないもの

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物（ただし造花は物品の意匠に該当する。）
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水（ただし保形性ある容器に入ったものは除く）など、不定形のもの
- ・内装空間を演出する香りや音
- ・自然の地形そのもの



ただし、願書の記載または図面等の描き分けにより、「内装の意匠」を構成しないものが明確な場合は、拒絶理由の対象とせず、当該内装の意匠を構成しないものの削除も要しない。

これらの記載がなく、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれると判断される場合、8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

※照明の扱いについて

照明器具が点灯等することにより、内装自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該色彩や模様についても、出願に係る意匠の形状等を構成する要素として取り扱います。

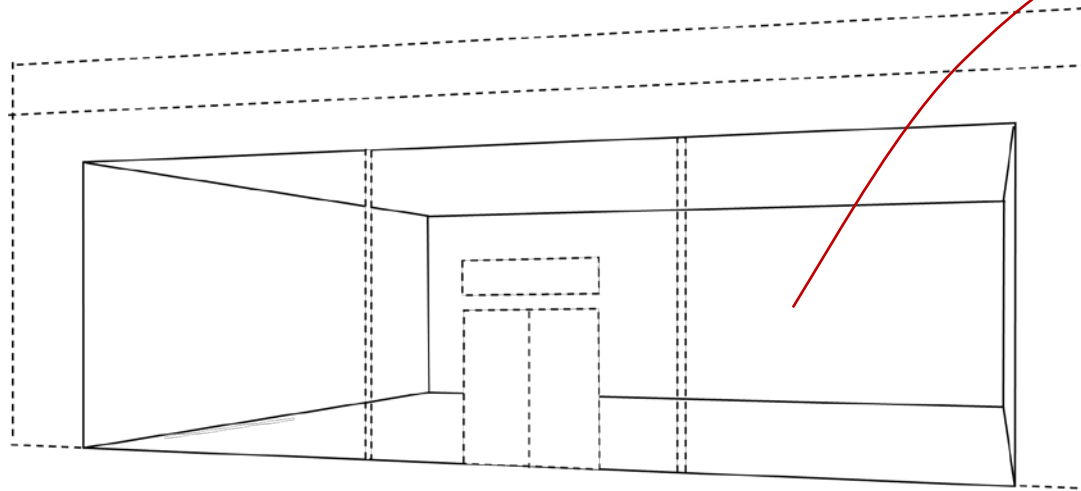
3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
 複数の物品等から構成されること

改正意匠法第8条の2は、一物品等一出願の例外であり、複数の物品等から構成される内装について、一意匠として意匠登録を受けることができるものです。

よって、**複数の物品等から構成されると認められないものは、内装意匠として意匠登録を受けることができません。**

ただし、一意匠で構成されており、意匠法第8条の2が適用されず、内装の意匠として認められない場合であっても、「建築物の内部」の部分意匠として、意匠登録を受けることができる可能性があります。



「建築物の内部」の部分意匠として意匠登録を受けようとする例

※本事例は、建築物の内部の部分意匠に係る出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

この事例では、建築物の内部の意匠が一つ表されているのみで、複数の物品等から構成されるものとは認められません。

※内部に什器が一つ以上加わった場合は、複数の物品等から構成されるものと認められます。

複数の物品等か否かの考え方

審査官は、図面上、床、壁、天井を含め、視覚的に複数の物品等として開示されていれば、複数の物品等から構成されるものと判断します。

また、内装の一部分について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分のみならず、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含めて本要件を判断します。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正意匠法第 8 条の 2 は、「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件として「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定しています。

本要件を満たすためには、出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要となります。

他方、複数の物品を含めて一つの意匠として出願することを許容しつつも、それらの配置については意匠の構成要素としない組物の意匠（意匠法第 8 条）の場合と異なり、内装の意匠の場合は、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせると判断できる場合は、各々の構成物品等の全てに統一的な形状等が表されている必要はありません。

「内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること」との要件の判断に係る具体的な考え方

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものである場合には、本要件を満たしていると判断します。他方、出願された意匠が上記の要件を満たしている場合には、各々の構成物品等の全てに統一的な形状等が表されているか否かについては不問とします。

なお、出願に係る意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、上記の要件を満たしているか否かを判断します。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例、起こさせないものの例は以下のとおり。

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形状等の処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないのは、以下に限られるものでない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表わされていないもの

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

構成物等に共通の形状等による処理がされているものの例「喫茶店の内装」



「喫茶店の内装」

特徴記載書 【意匠の特徴】

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

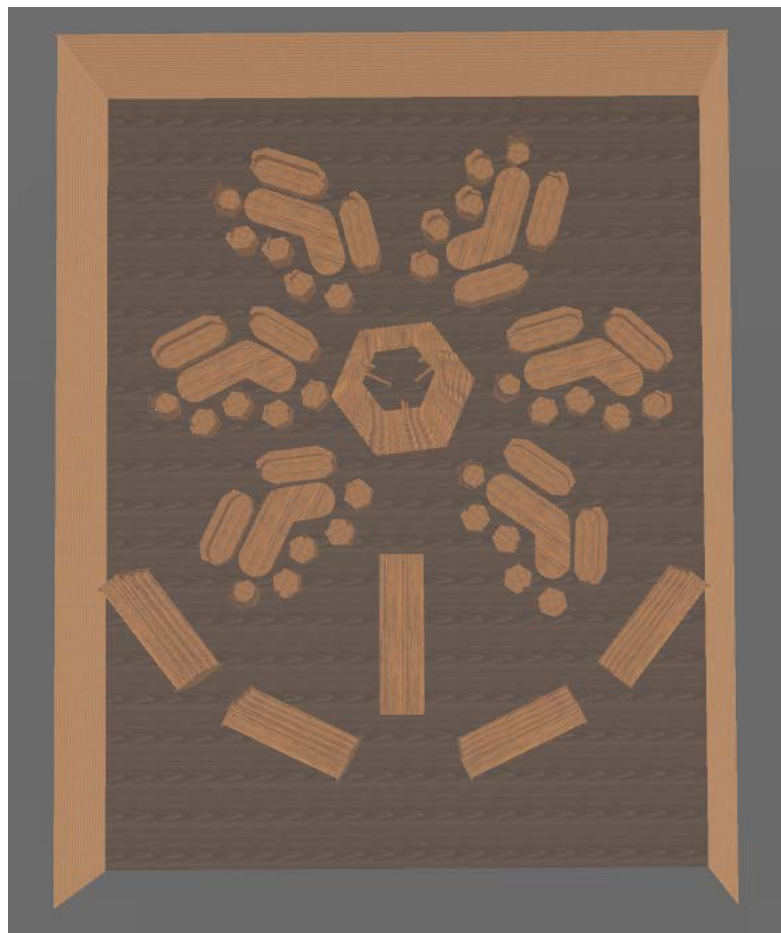
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているものの例「図書館用図書室の内装」

【平面図】



「図書館用図書室の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

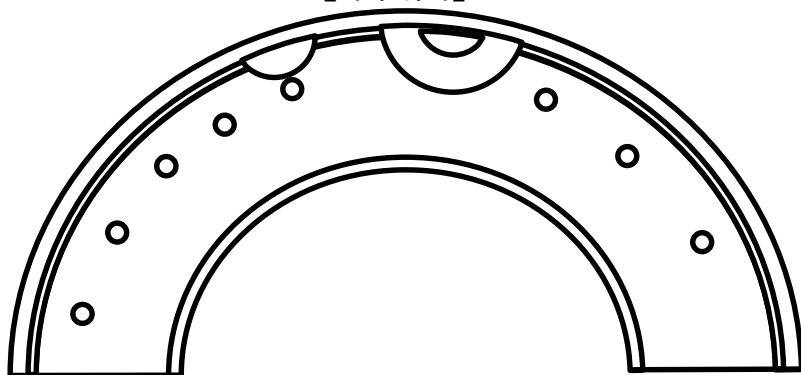
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

構成物等に觀念上の共通性があるものの例「博物館用渡り廊下の内装」

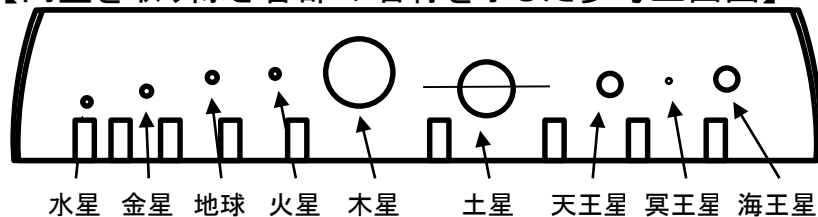
【平面図】



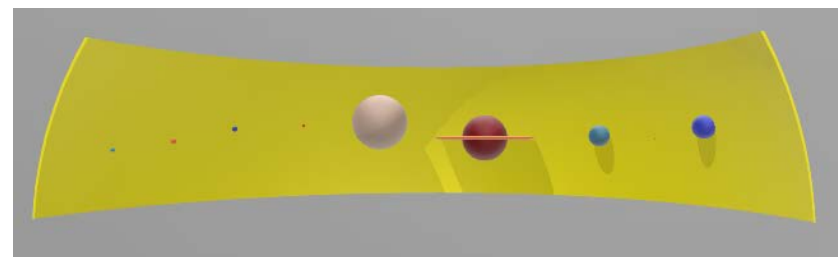
【正面図】



【内壁を取り除き各部の名称を示した参考正面図】



【内壁の実施例を示す参考正面図】



「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

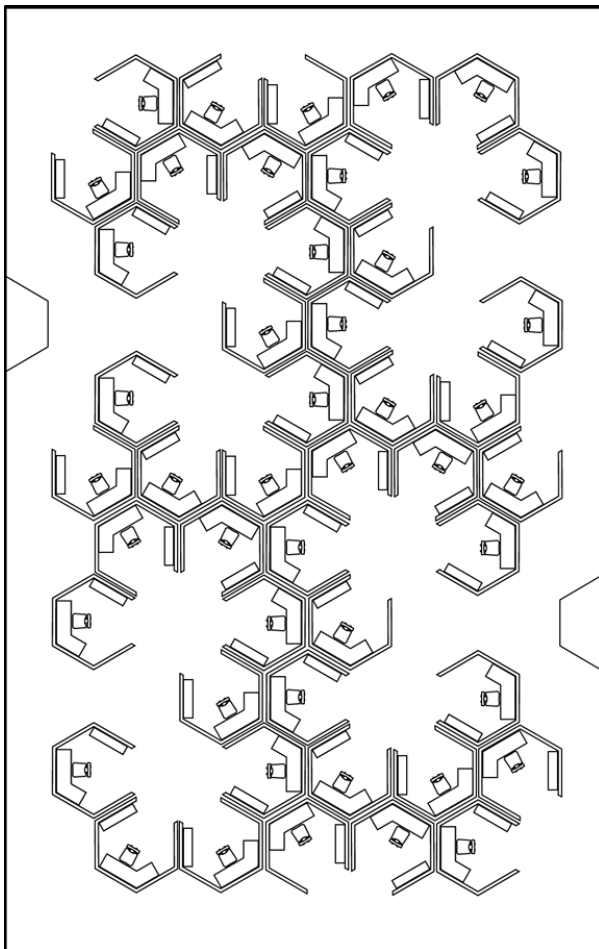
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したものの例「オフィスの内装」

【平面図】



「オフィスの内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

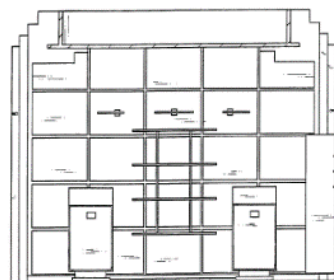


FIG. 2

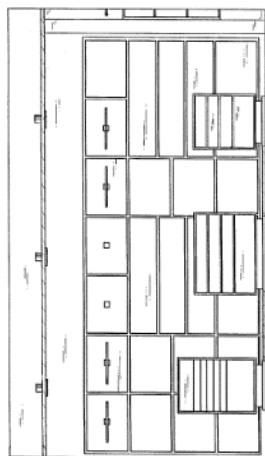


FIG. 3

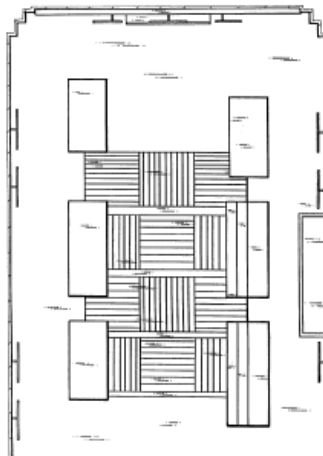


FIG. 5

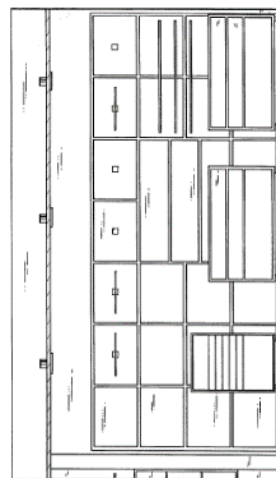


FIG. 4



FIG. 1

「Boutique interior」

米国の意匠特許 USD395,521

本願意匠は、ハイエンドなブランドの商品やサービスを提供する空間として、角張った張りのある矩形を基本にすべての構成物を造形し、各構成物を格子状に床及び壁に密に配することで、内装空間全体を精緻かつ清潔感あるイメージで統一したものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

（一意匠一出願）

改正法

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

二以上の内装の意匠を表したものであるか否かの判断（案）

（1）意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されている場合

審査官は、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

（2）図面に複数の空間が表されている場合

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、一の空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。よって、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱う。

このような空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

また、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等が一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装の意匠には、その用途を実現するために下記の例のように形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在します。

よって、一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装として取り扱います。ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られます。

一の用途に基づいて形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の例

- ・壁面格納式の仮眠用ベッドを備えた「貸しオフィスの内装」
- ・可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」

形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠の取扱い

内装の意匠には、その用途を実現するために、形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在する。そこで、一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う。

ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる。

例えば、可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」などがこれに該当する。なお、内装の意匠の構成物として含まれる画像や、照明器具等の変化についても同様の考え方で判断する。

一方、内装の意匠の構成物の多くが、程度の差はあるものの、実際には動かせるものである。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠の構成物の配置も含めた美感を保護するものであるから、各構成物の配置が異なる意匠は、別個の独立した意匠創作として取り扱う。よって、構成物の配置が異なる内装の意匠が図面に複数表されている場合は、二以上の内装を包含した意匠登録出願と判断する。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

「意匠に係る物品」の欄の記載方法

- ・ 内装の意匠であることが明確となるよう「〇〇の内装」又は「〇〇用内装」と記載してください。
- ・ 内装の具体的な用途が明確となるものを記載してください。なお、施設内には様々な内装があることを考慮し、図面に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載してください。
- ・ オフィス空間に併設しているカフェなど、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明してください。

例) 【意匠に係る物品】オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や商談等に使用される。

内装の意匠に係る、「意匠に係る物品」の欄の記載例

※これらは記載の一例であって、実際の出願では以下の例に限られるものではない。

■商業・オフィス空間

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの執務室の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店の内装、旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の客席の内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルームの内装、ホテル客室の内装、旅館の浴場の内装…など

■住空間

住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■教育・医療空間

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

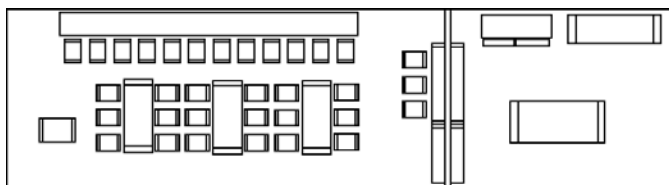
■交通関係空間

空港ターミナルロビーの内装、航空機の客室の内装、地下鉄用プラットホームの内装、観光列車用内装、バスターミナルロビーの内装、客船用客室の内装など

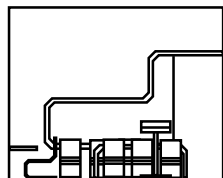
(参考) 内装の意匠について意匠登録を受ける場合の図面表現

- 施設の内部であることを表すための壁、床又は天井の一面以上を描く必要があります。
- 特徴記載書を提出し、意匠の特徴を表すことを推奨します。

【平面図】



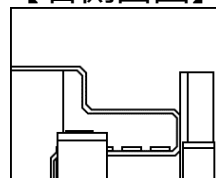
【左側面図】



【正面図】



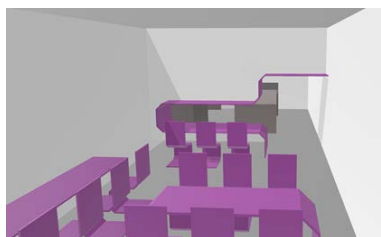
【右側面図】



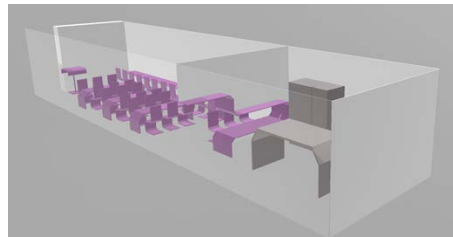
【背面図】



【参考斜視図】



【正面側の壁を透過させた参考斜視図】

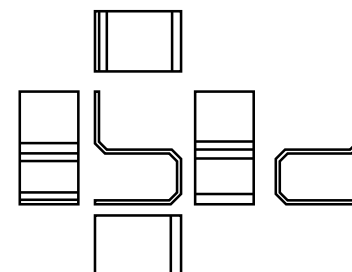


特徴記載書

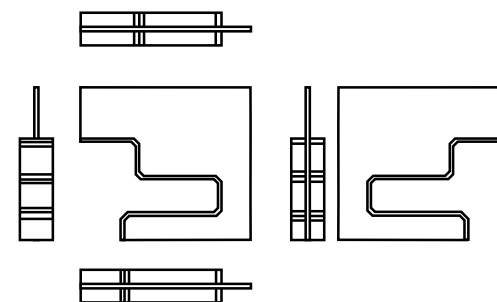
【意匠の特徴】

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

椅子の六面図



間仕切り壁の六面図



【意匠に係る物品】喫茶店の内装

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

類否判断（新規性等）

内装の意匠の類否判断の判断主体

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、**需要者（取引者を含む）**である（第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

内装の意匠の場合の用途及び機能の類否判断

内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、**内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。**

内装の意匠の類否判断における、各構成物品等の配置及び数の評価について

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形状等のみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品等の**配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。**

また、各構成物品等の形状等は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装の意匠の類否判断事例

用途及び機能が類似する例（形状等が同一または類似であれば、両意匠は類似すると判断する）

レストランの内装、オフィスの内装、ホテル客室の内装、リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装

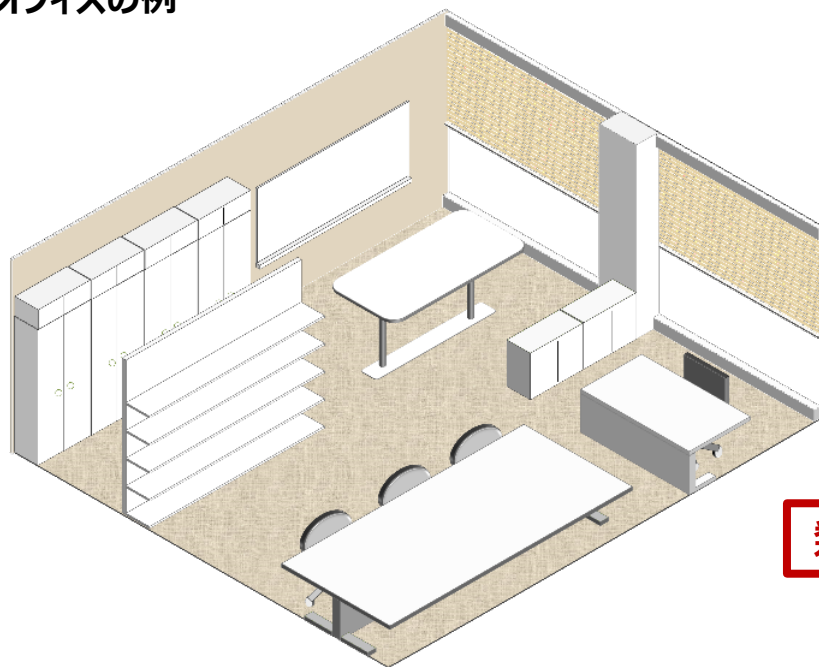
※ただし、それぞれの内装の構成物の用途及び機能が大きく相違する場合は、非類似となる可能性がある。

形状等が類似し、用途及び機能が同一の例

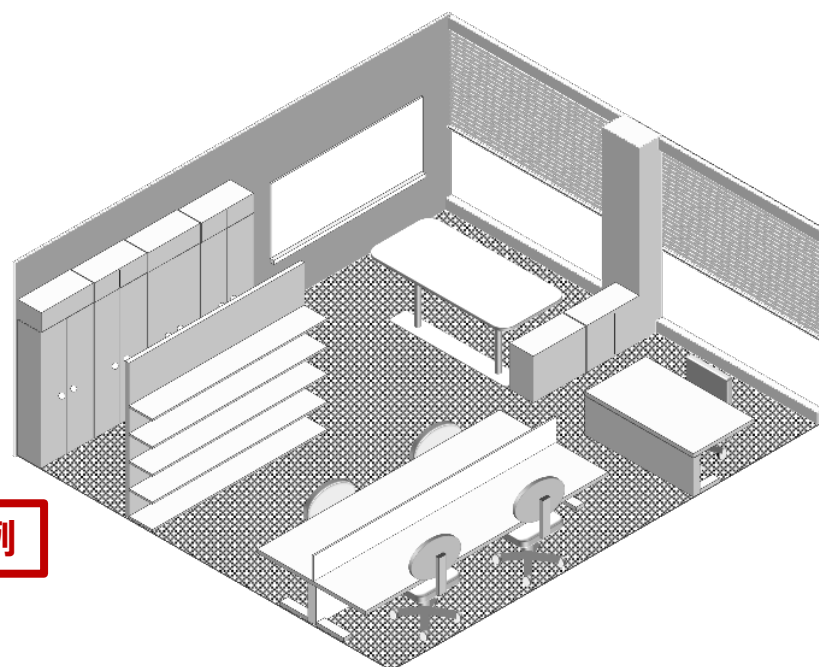
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

① オフィスの例

公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの執務室の内装」



類似の事例

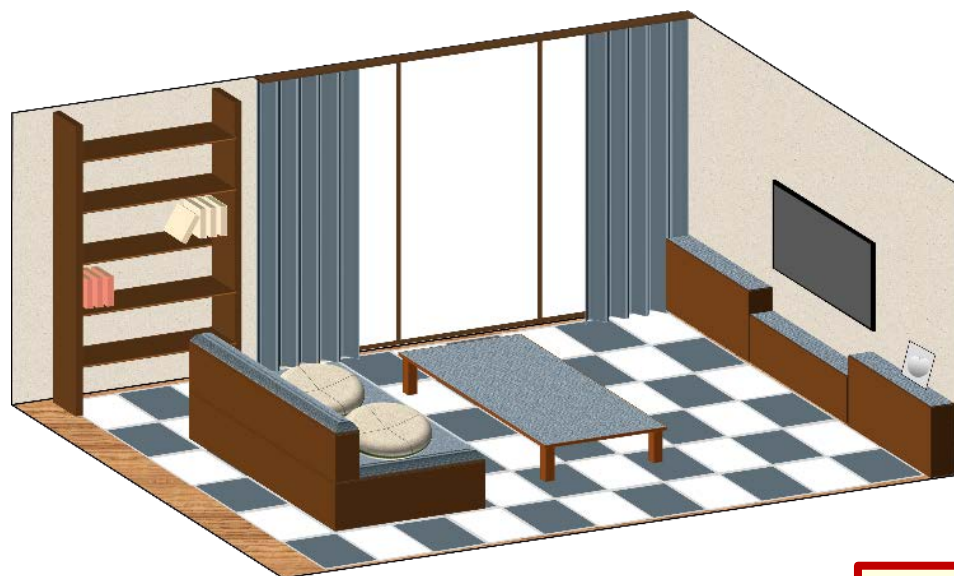
※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通する。
一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

形状等が類似し、用途及び機能が類似する例

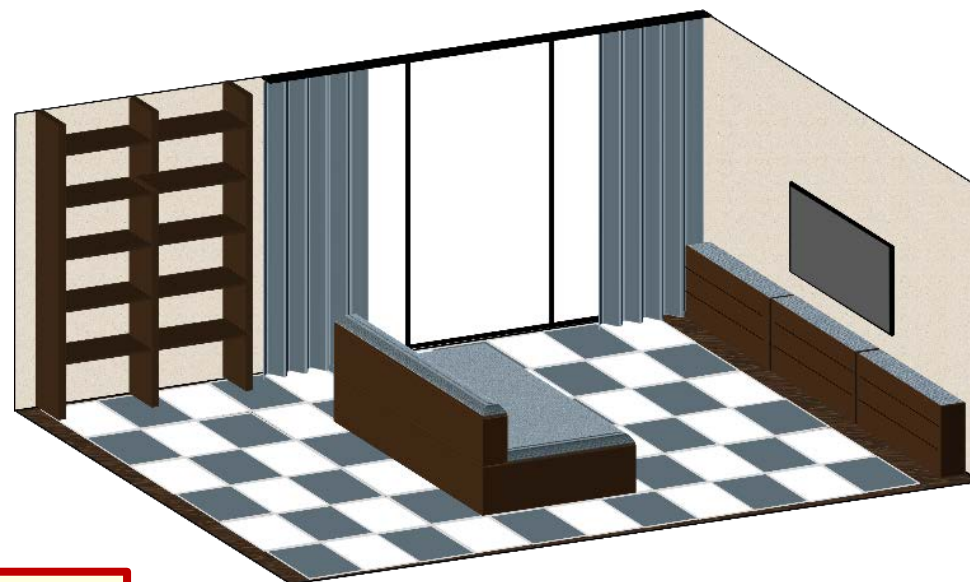
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

② 病院用待合室の例



公知意匠
「K邸のインテリア」

類似の事例



出願意匠
「病院用待合室の内装」

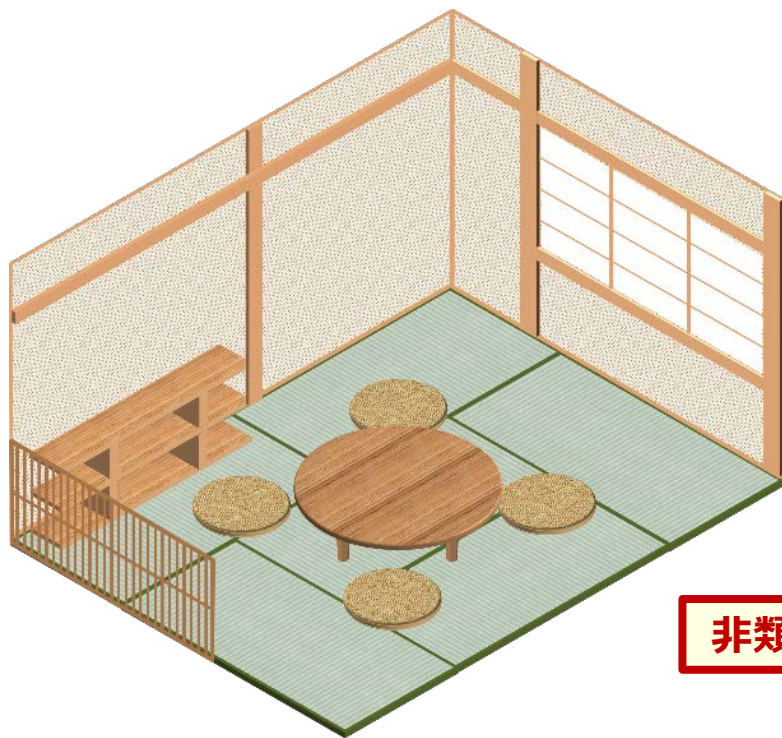
※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。
一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

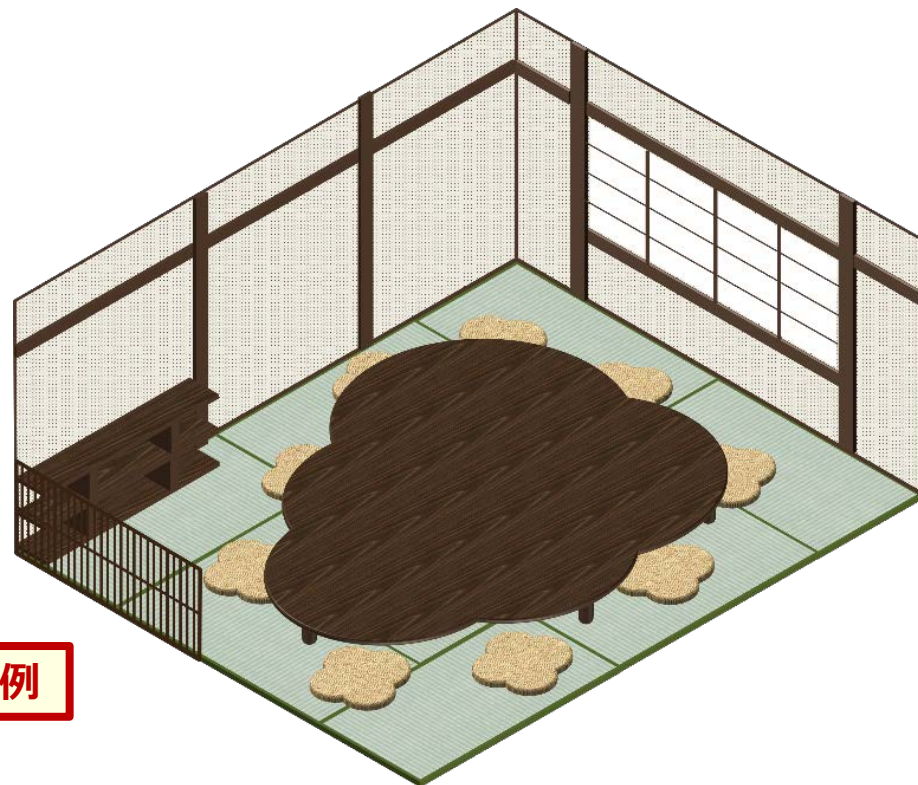
形状等が類似せず、用途及び機能が類似する例

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

③ 料亭の例



公知意匠
「D邸の居間」



出願意匠
「料亭の内装」

非類似の事例

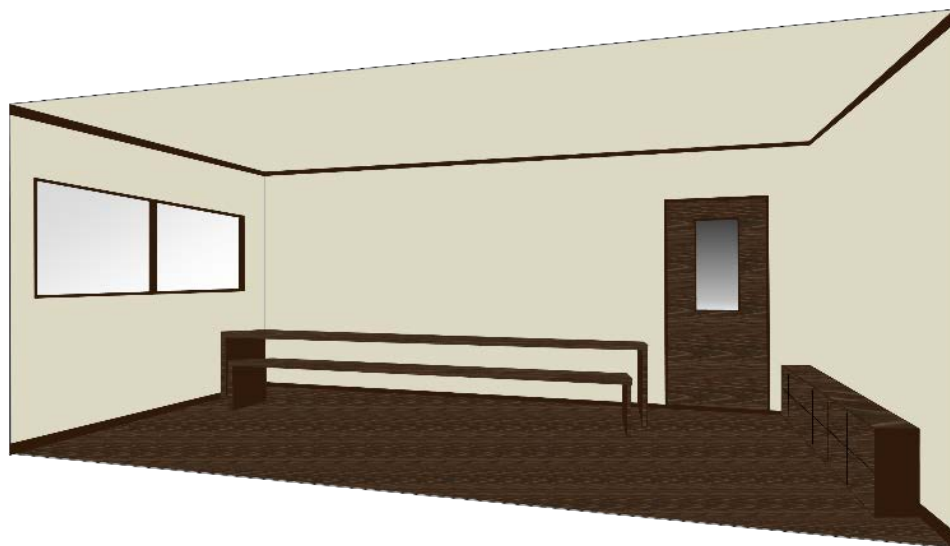
※両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形状等が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

形状等が類似せず、用途及び機能が類似する例

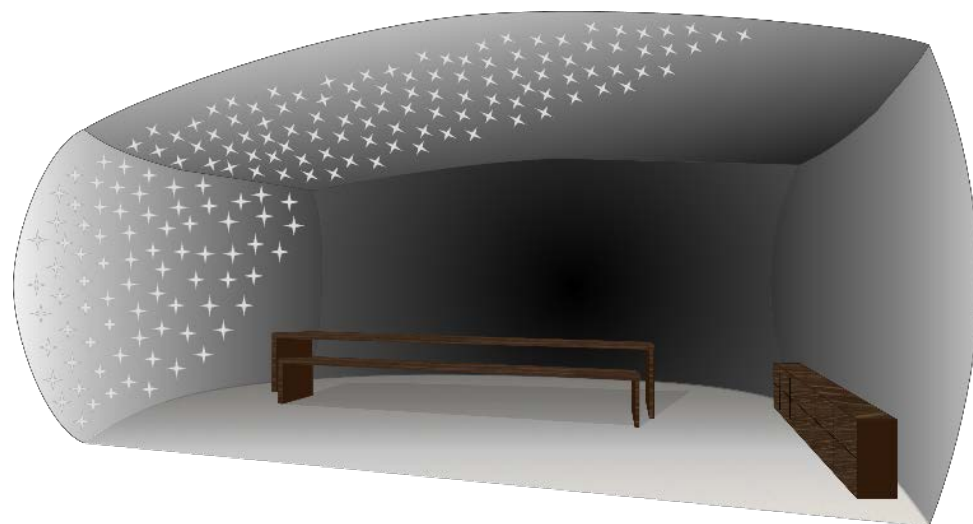
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

④ 展示室の例



公知意匠
「洋室」

非類似の事例



出願意匠
「展示室の内装」

※両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者の注意を強く引くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。

一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから看者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。

よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。

3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

内装の意匠の創作におけるありふれた手法、及び軽微な改変の例

（1）ありふれた手法の例

- （a）**置き換え**：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- （b）**寄せ集め**：複数の既存の意匠等を組み合わせ、一の意匠を構成することをいう。
- （c）**一部の構成の単なる削除**：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）**配置の変更**：意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。
- （e）**構成比率の変更**：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）**連続する単位の数の増減**：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）**物品等の枠を超えた構成の利用・転用**：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

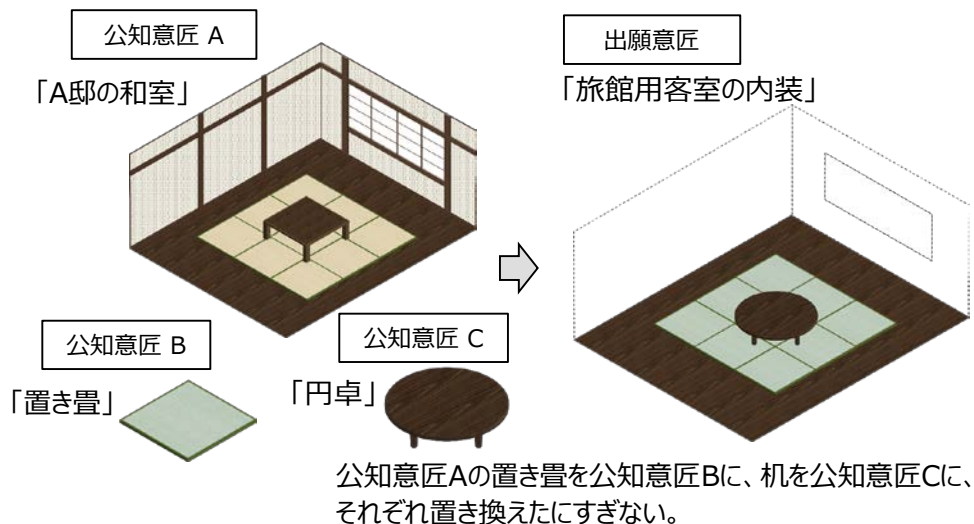
（2）軽微な改変の例

- （a）**角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取**
- （b）**模様等の単純な削除**
- （c）**色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色**
- （d）**素材の単純な変更によって生じる形状等の変更**

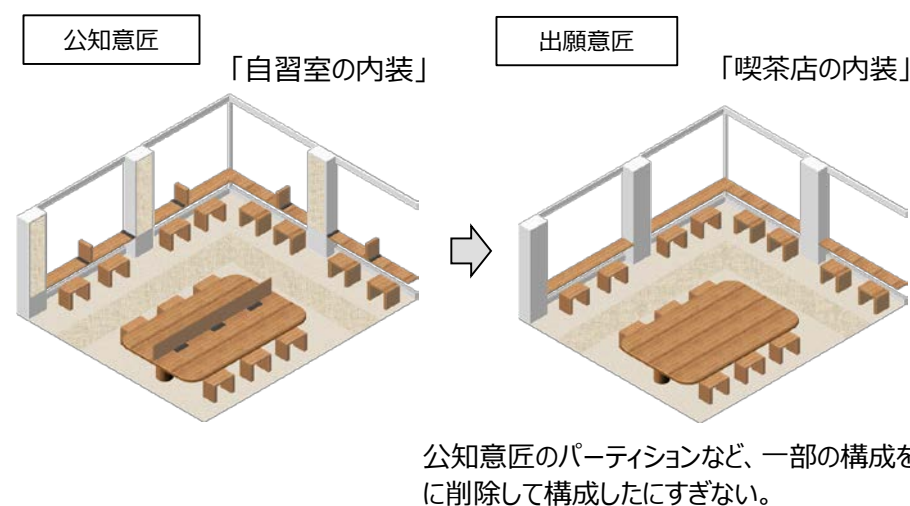
3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

※ 出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

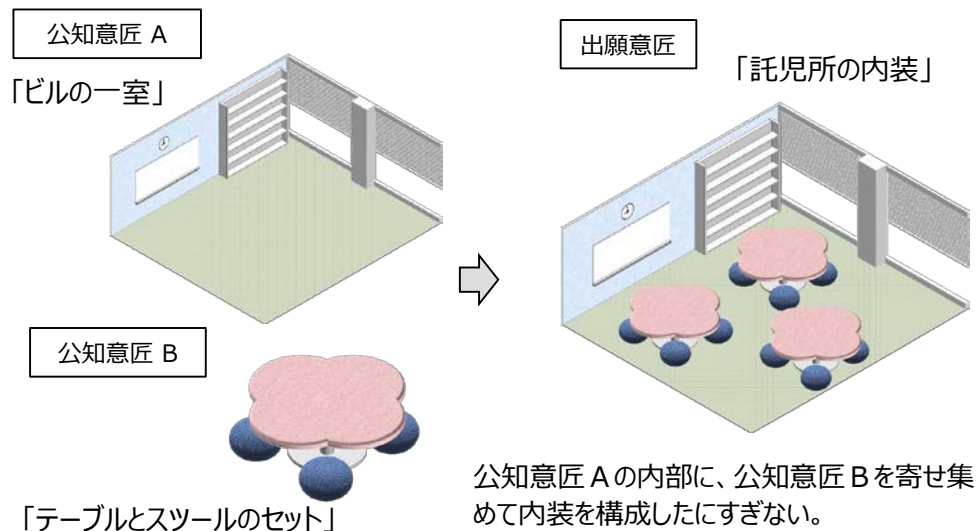
置き換えの意匠の例



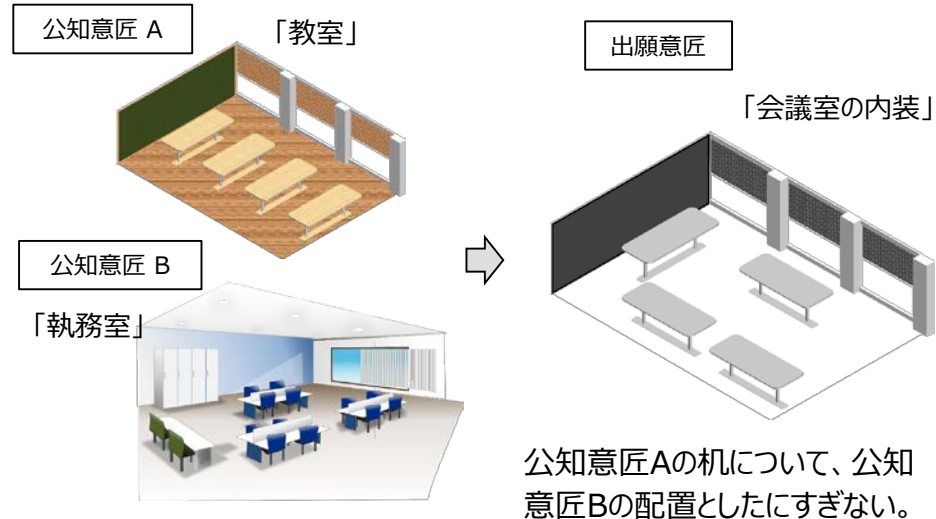
一部の構成の単なる削除による意匠の例



寄せ集めの意匠の例



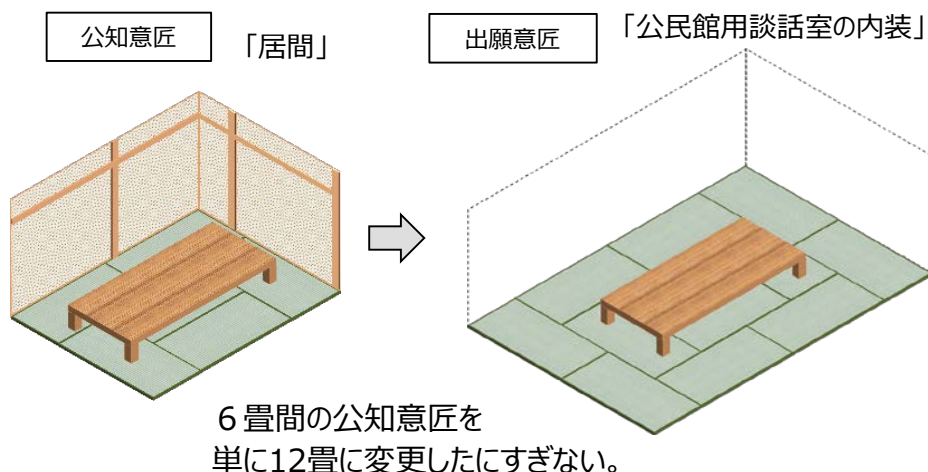
配置の変更による意匠の例



3. 令和元年意匠法改正（3）内装の意匠に関する審査基準

※ 以下の例では、出願意匠が新規性を有するものと仮定して創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

構成比率の変更による意匠の例

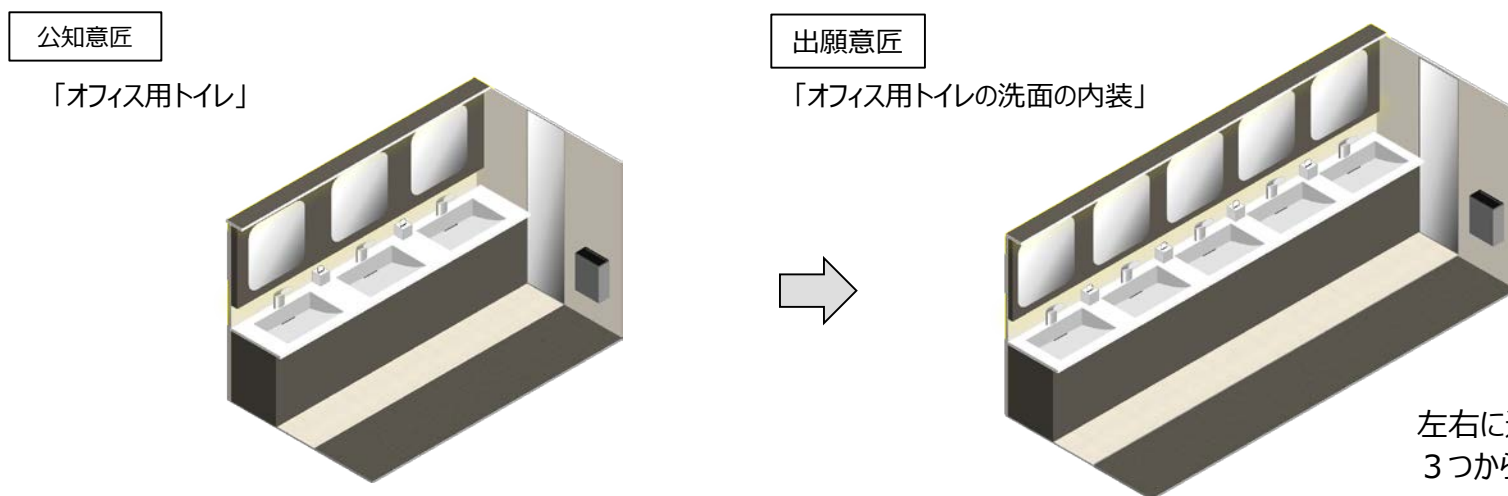


物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例

例1 公知の漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したものの

例2 公知のおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したものの

連続する単位の増減による意匠の例



3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

意匠法においては、従来、物品のみを意匠法による保護の対象としていましたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も意匠法による保護の対象としました。

当該意匠法の改正以前は、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきました。

（１）画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法

（２）物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、各登録要件の審査基準に従い審査を行います。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、画像意匠や、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれに留意しなければならないことも多くあります。

このため、意匠審査基準においては、画像を含む意匠の章を設け、画像を含む意匠の審査の際に特有の事項を中心に記載しています。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、画像意匠であるか、物品等の部分に画像を含む意匠であるかを認定し、各登録要件の審査基準に加えて、画像の意匠の章に記載する事項に従い審査を進めます。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

現行意匠法においては、意匠登録を受けることができる画像を含む意匠は、物品の部分に表示されるもの、又は同時に使用される他の物品に表示されるものに限られていますが、令和元年の意匠法改正により、**画像そのものについて意匠登録を受けることができる**こととなります。これにより、例えばクラウド上から提供される画像のように、物品から離れた画像デザイン自体が保護できるようになるとともに、それらの画像が壁や床、人体等の、「物品」以外に投影される場合も保護可能となります。

現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。**次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

画像が意匠法上の意匠を構成することとの要件

画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の２通りがある。

- （１）画像意匠、すなわち、物品から離れた画像自体として保護を受ける方法
- （２）物品の表示部に表示された、物品の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

（１）画像意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであること。**

両方に該当するものも意匠を構成する。なお、当該画像を表示させるためのデータが物品にインストールされていることや、画像がどのようなものに表示されるかについては不問とする。

（２）物品等の部分としての画像を含む意匠として意匠登録を受けるための要件

- ・ **物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること。**

両方に該当するものも意匠を構成する。これまでの物品の部分に画像を含む意匠として保護対象とされていたもの。建築物の部分であっても同様に保護対象とする。当該画像が物品等に記録され、物品等の表示部に示されているものに限り（「当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像」は除く）。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

意匠法上の意匠に該当する画像の例

（１）画像意匠

機器の操作の用に供される画像の例

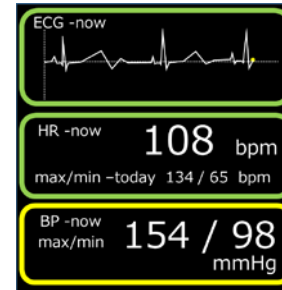


「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)

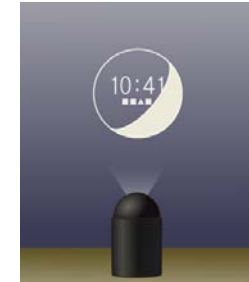


「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが
立ち上がる操作ボタン)

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の例



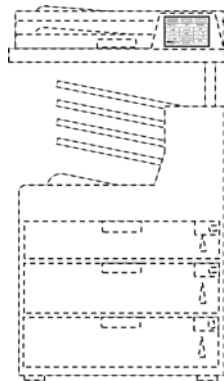
「医療用測定結果表示画像」



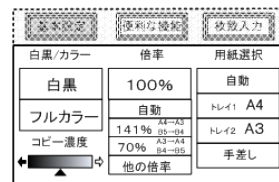
「時刻表示画像」
(※投影された画像)

（２）物品等の部分に画像を含む意匠

物品等の機能を発揮するための操作の用に供される画像



【正面図】



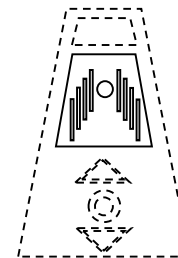
【表示部部分拡大図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

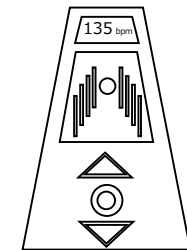
【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「複写機」

物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像



【正面図】



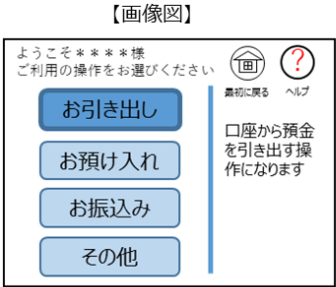
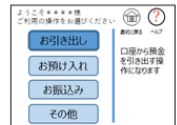
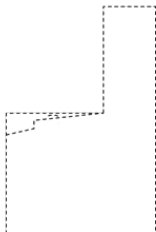
【使用状態を示す参考正面図】

【意匠に係る物品の説明】 正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

「電子メトロノーム」

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

	画像意匠	物品等の部分に画像を含む意匠
【意匠に係る物品】	「 <u>～(画像の用途)用画像</u> 」と記載	<u>物品の名称又は建築物の用途</u> を記載
図面	【画像図】（立体の場合は【画像○○図】）を用い、画像のみを表し、 <u>物品や建築物の形状は描かない</u>	【正面図】等を用い、画像を表示する <u>物品又は建築物の形状を含めて描く</u>
願書及び図面の例	【画像図】  【意匠に係る物品】 <u>銀行取引用画像</u> 【意匠に係る物品の説明】 画像図で表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのGUIである。 【意匠の説明】 (なし) ※願書のその他の記載は説明上省略した	【平面図】  【正面図】  【操作画像の参考拡大図】  【右側面図】  【意匠に係る物品】 <u>現金自動預払機</u> 【意匠に係る物品の説明】 表示部に表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのものである。 【意匠の説明】 実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。 ※願書のその他の記載は説明上省略した

(参考) 画像について意匠登録を受ける場合の図面表現

【画像図】

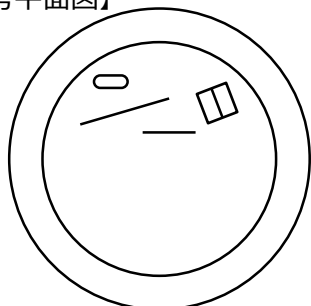


【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

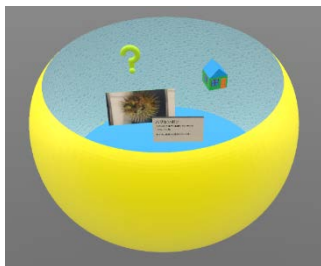
※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

● 平面的な画像は「画像図」、立体的な画像は「画像○○図」で表してください。

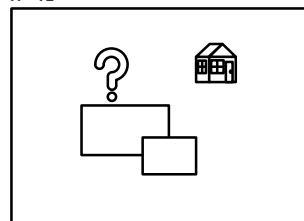
【画像参考平面図】



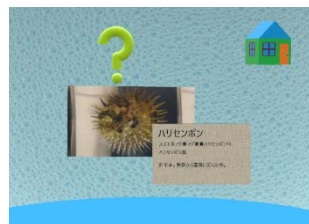
【画像参考斜視図】



【画像正面図】



【画像参考正面図】



【意匠に係る物品】 仮想空間用情報表示画像

【意匠に係る物品の説明】 この画像は、海中を模した仮想空間内で、様々な情報を確認するためのアプリ画像である。空間内に配されたアイコンをクリックまたは注視することで、説明が表示される画像正面図右上の家を模したアイコンをクリックすることでトップ画面に戻ることができ、左上の「？」アイコンをクリックすることでさらなる追加情報を見ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項やその他の図は省略した。

【画像正面図】

【画像左側面図】



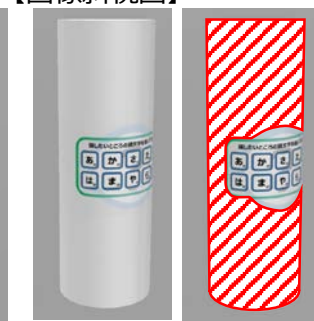
【画像背面図】

【画像右側面図】

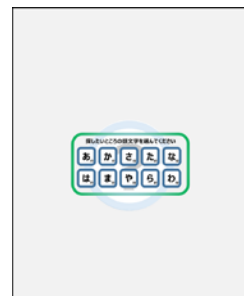


【画像参考斜視図】

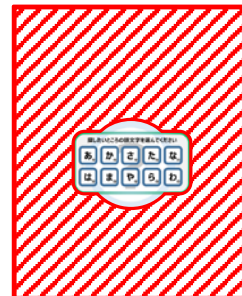
【画像斜視図】



【画像展開図】



【画像参考展開図】



【意匠に係る物品】 案内用画像

【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像左側面図】及び【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】において赤色ハッチングを施した個所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

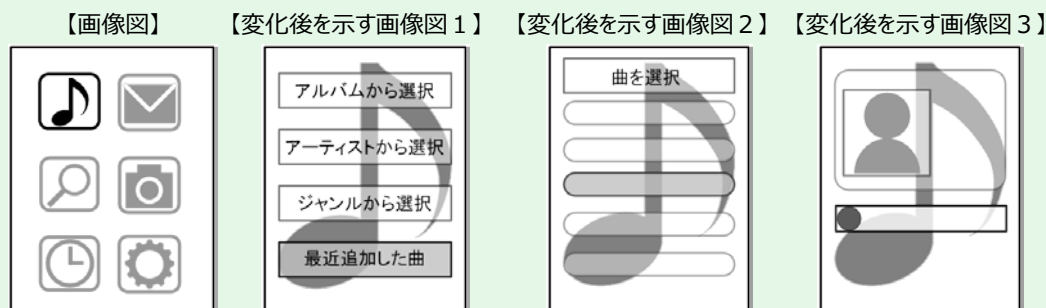
(参考) 画像について意匠登録を受ける場合の図面表現

変化する画像として一意匠と認められる例



【意匠に係る物品】銀行取引用画像
【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図 1 ～ 3 に表された画像は、振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。
(注) 本事例は背景等において形状等の関連性が認められるものである。

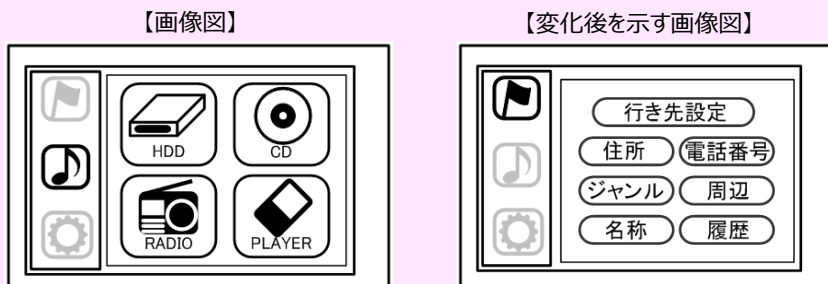
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。



【意匠に係る物品】機能選択用画像
【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図 3 は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

変化する画像とは認められない例



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像
【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、同一の機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像は、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当しません。

よって、これらのもののみからなる画像は、画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠のいずれの場合においても、意匠法上の意匠とは認められません。

映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（注）は、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

なお、コンテンツ表示部分を有する画像も存在することから、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得ます。その際、①コンテンツ表示部について願書の説明がある場合、②参考図等でコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、**コンテンツ表示と明確に判断でき、かつ、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもの（意匠法第5条）に該当しない場合は、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断します。**

ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないもの取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しません。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的でないとして判断します。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

画像が意匠法上の意匠を構成するものであること

- ・一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、何らかの「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものであること。

創作のまとまりがある画像について出願したものといえる例



- ・画面全体を出願の単位とするもの
- ・一つのウィンドウ全体を出願の単位とするもの
- ・一つのアイコン（※）全体を出願の単位とするもの
- ・チェックボックス、インジケータ等、GUIにモジュールとして組み込まれる構成部品を出願の単位とするもの

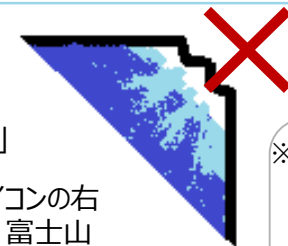
※ここでいうアイコンは、操作のためのボタンを兼ねているものをいう。

創作のまとまりがある画像について出願したものとはいえない例

- ・アイコンの一部分を出願の単位とするもの
（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）

【事例】
「アイコンのコーナー用画像」

意匠の説明：この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山の形状等を模したものである。



※部分意匠であれば
本要件を満たす



3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

現行法においては、意匠登録出願の意匠に係る**物品と一体として用いられる他の物品に表示される画像**についても、意匠登録の対象となります。例えば、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像などがこれに該当します。

改正後は、画像そのものが意匠登録の対象となることから、上記のような画像の出願方法は認められず、出願がなされれば、例えば「磁気ディスクレコーダー」と「画像」との複数の意匠に係る出願であると判断されることとなります。

現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、**当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるもの**とする。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は**画像**（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の第三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

現行意匠審査基準

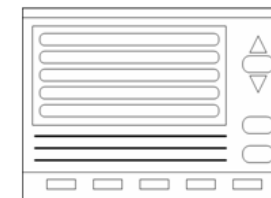
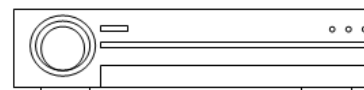
74.4.1.1.1.2.2 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること（一部抜粋）

【事例2】当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像

意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であつて当該物品と一体として用いられる表示機器に表示される画像は保護対象となる。

改正後このような画像については、**画像そのものとして出願する（本体の形態に意匠登録を受けようとする部分を含まない場合）か、物品と画像の組物（本体の形状に意匠登録を受けようとする部分を含む場合）として意匠登録を受けることとなる。**

「磁気ディスクレコーダー」



（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

画像意匠は、組物の意匠を構成するものとされていますので、組物全体として統一がある場合等、組物の意匠の要件を満たすのであれば、画像と画像からなる組物の意匠、画像と物品からなる組物の意匠、画像と建築物からなる組物の意匠についても認められます。

改正法

（組物の意匠）

第八条 同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

現行意匠審査基準

72.1.1.3 組物全体として統一があること

願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであり、かつ定められた構成物品によって構成された組物と認められるものであっても、構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が組物全体として統一がなければならない。

このように組物と認められるものであっても構成物品が組物全体として統一がない場合は、組物の意匠とは認められず、意匠法第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

72.1.1.3.1 組物全体として統一があると認められるものの類型

構成物品が、以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと認められる。

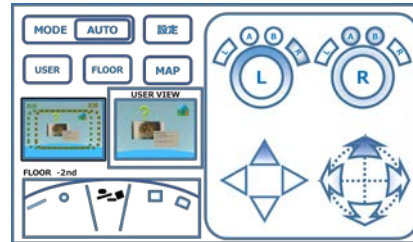
- （１）構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.1）
- （２）構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.2）
- （３）各構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など観念的に関連がある印象を与えることにより組物全体として統一があると認められる場合（→72.1.1.3.1.3）

3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

複数の画像からなる組物の意匠の例



仮想空間用情報表示画像



仮想現実ソフト管理用画像

【意匠に係る物品】

一組の画像セット

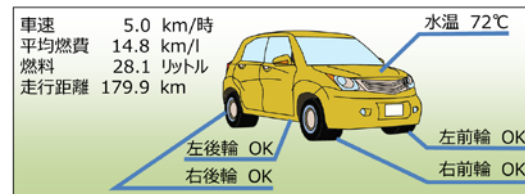
【意匠に係る物品の説明】

「仮想空間用情報表示画像」は、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、「仮想現実ソフト管理用画像」はその表示情報の管理をするための操作用画像である

物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】
乗用自動車



【画像図】
乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

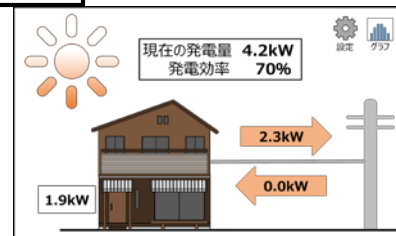
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

建築物と画像からなる組物の意匠の例



【正面図】
太陽光発電パネル付き家屋



【画像図】
発電量表示用画像

【意匠に係る物品】

一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】

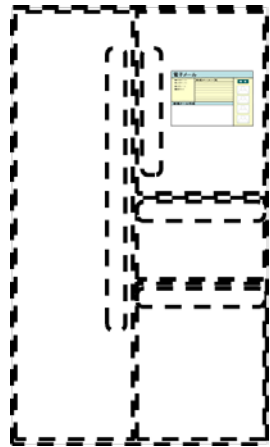
【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

類否判断（新規性等）

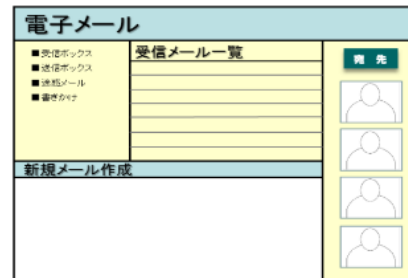
（物品等から独立した）画像意匠と、物品等の部分に画像を含む意匠を比較する場合は、「画像」と「画像＋物品」の用途及び機能も比較します。すなわち、物品の有する画像表示のための機能以外の機能も考慮して類否判断を行います。

（物品の部分に画像を含む意匠）



（用途及び機能）食品、飲料等の冷蔵＋メール送信

（画像意匠）

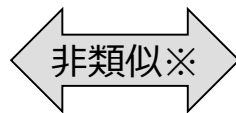


（用途及び機能）メール送信

（物品の部分に画像を含む意匠）



（用途及び機能）メール送信＋情報処理

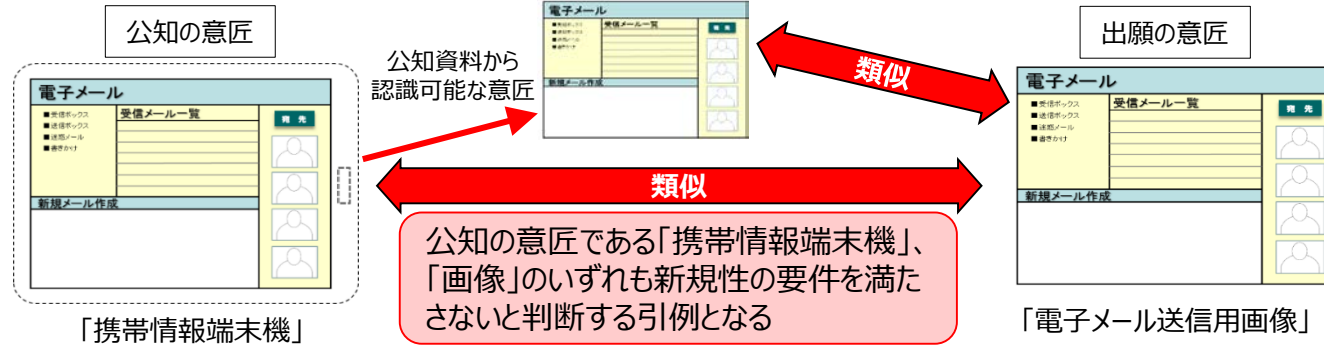


※なお、新規性の判断の際には、公知資料から認識可能な意匠（例えば本事例においては、冷蔵庫の扉部上に表された「画像意匠」）については、新規性要件の判断の基礎とする資料として扱う。また、後願の意匠が先願の意匠の一部と類似する場合には、意匠法第3条の2の要件を満たさないと判断される（いずれもP142参照）。

3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

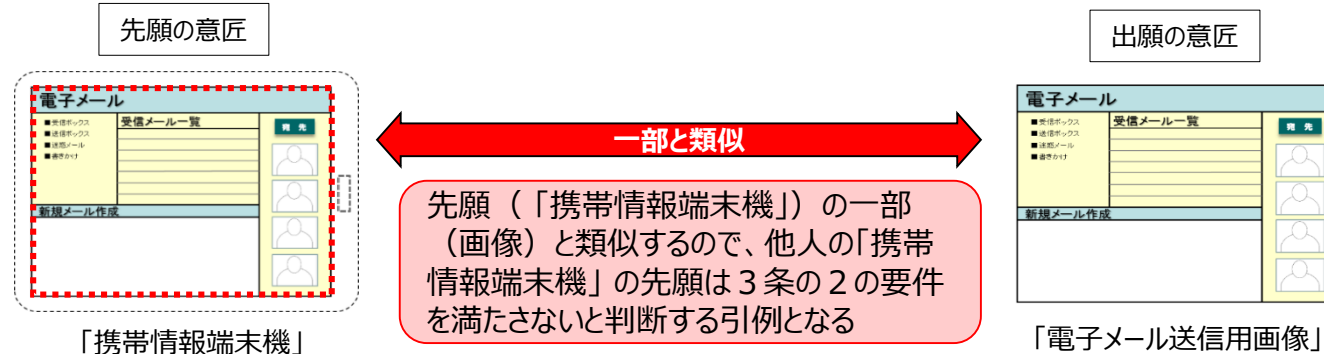
先行意匠の公報等発行後

①新規性

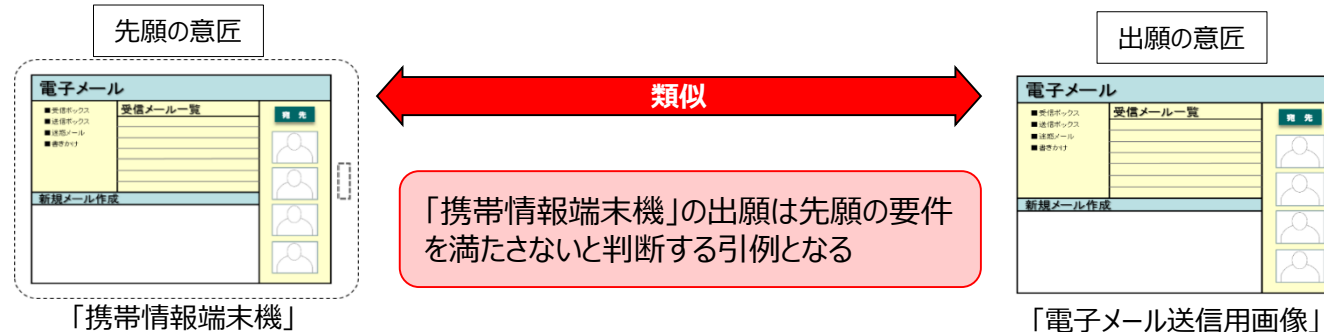


先行意匠の公報等発行前

②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外



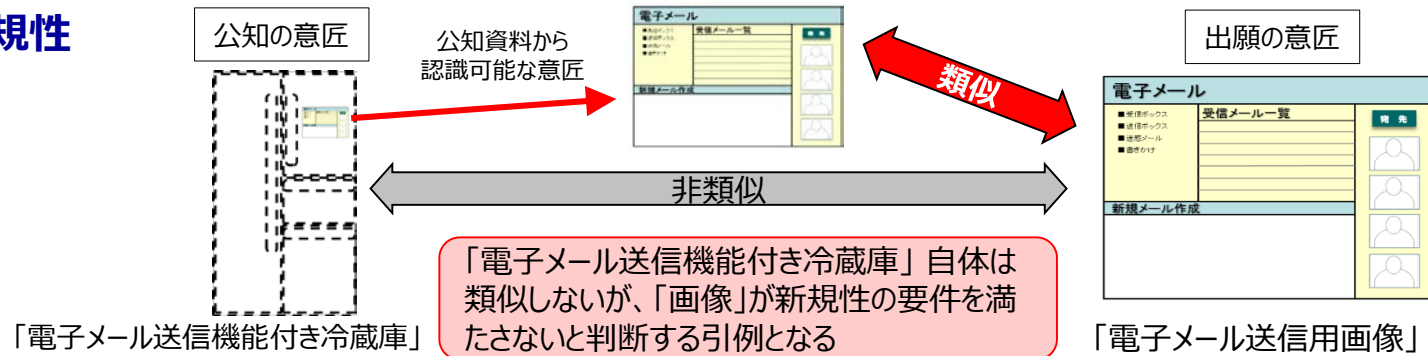
③先願



3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

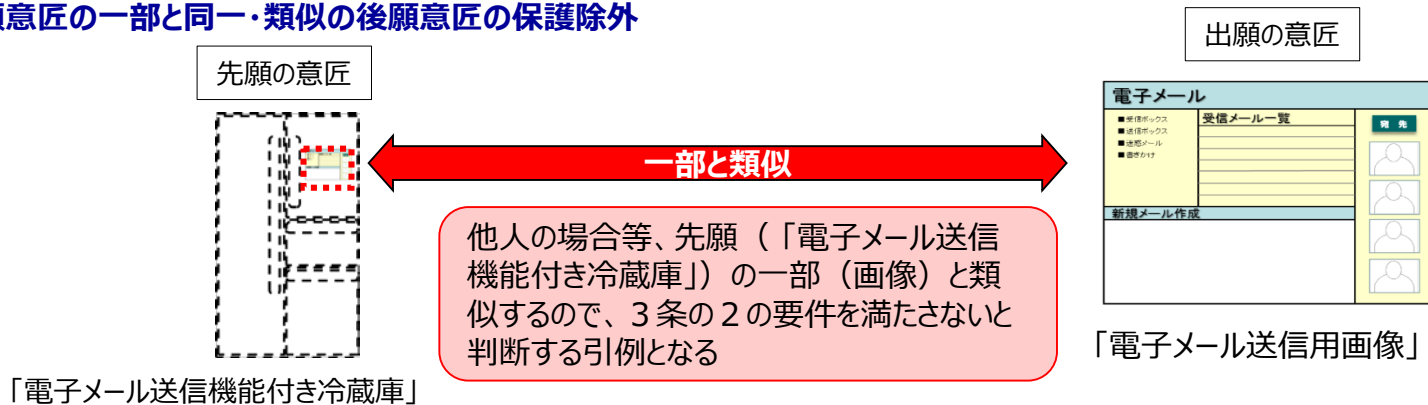
先行意匠の公報等発行後

①新規性

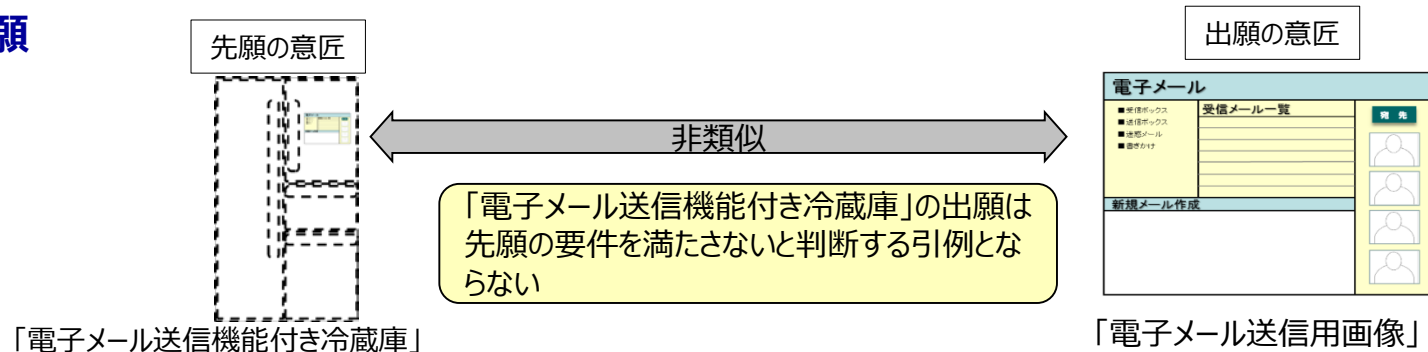


先行意匠の公報等発行前

②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外



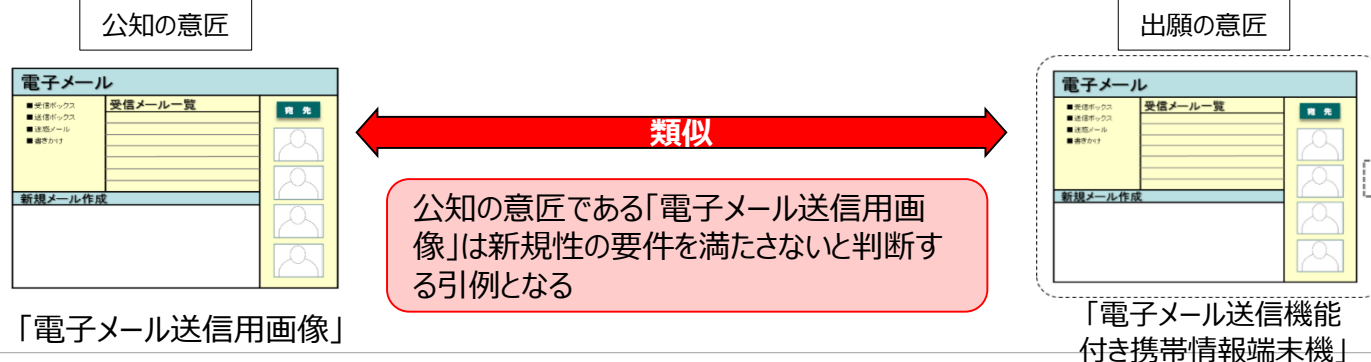
③先願



3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

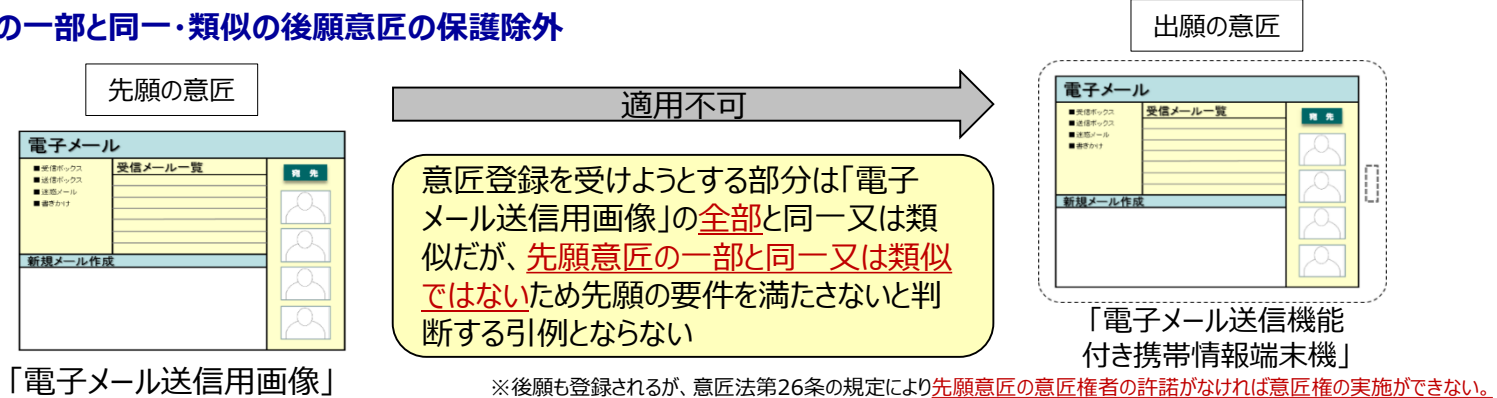
先行意匠の公報等発行後

①新規性

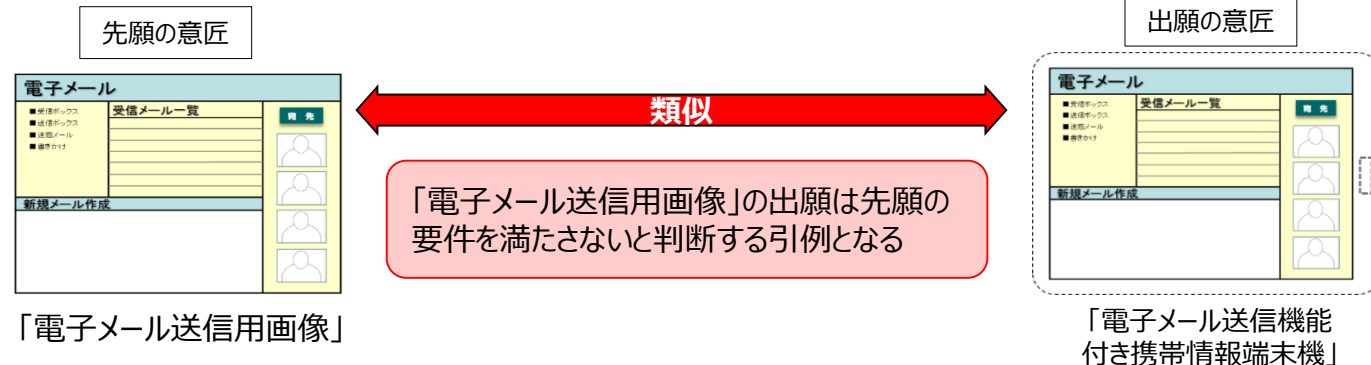


先行意匠の公報等発行前

②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外



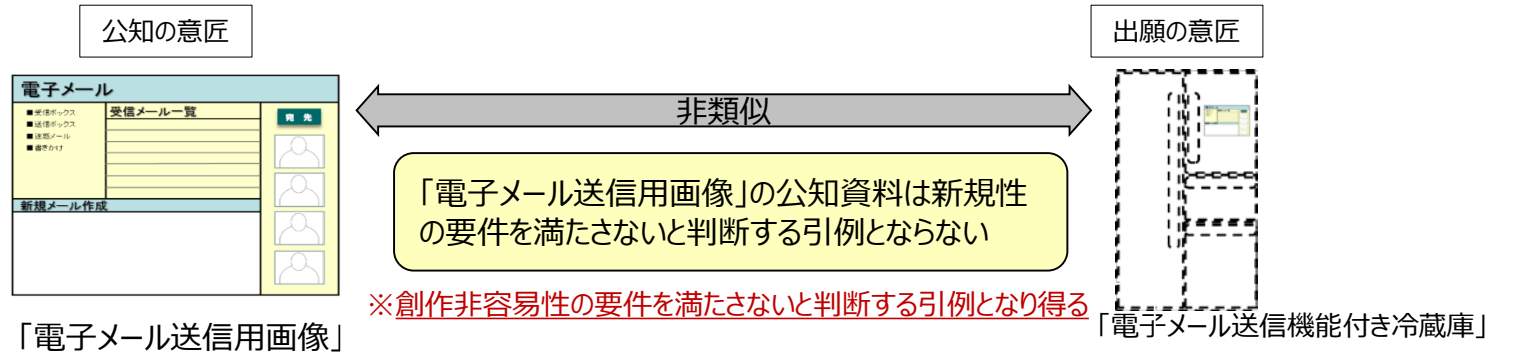
③先願



3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

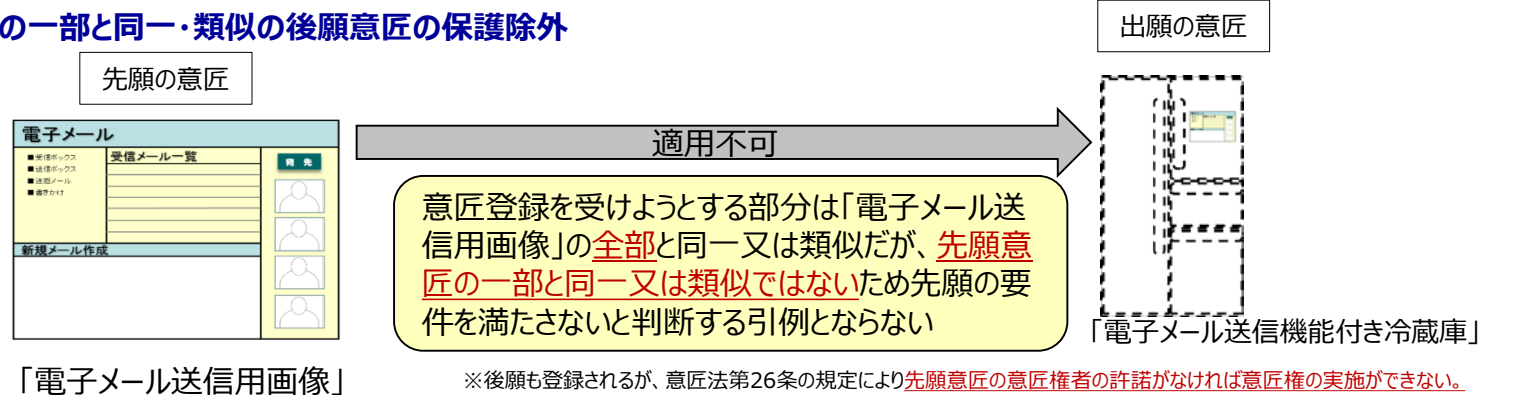
先行意匠の公報等発行後

①新規性

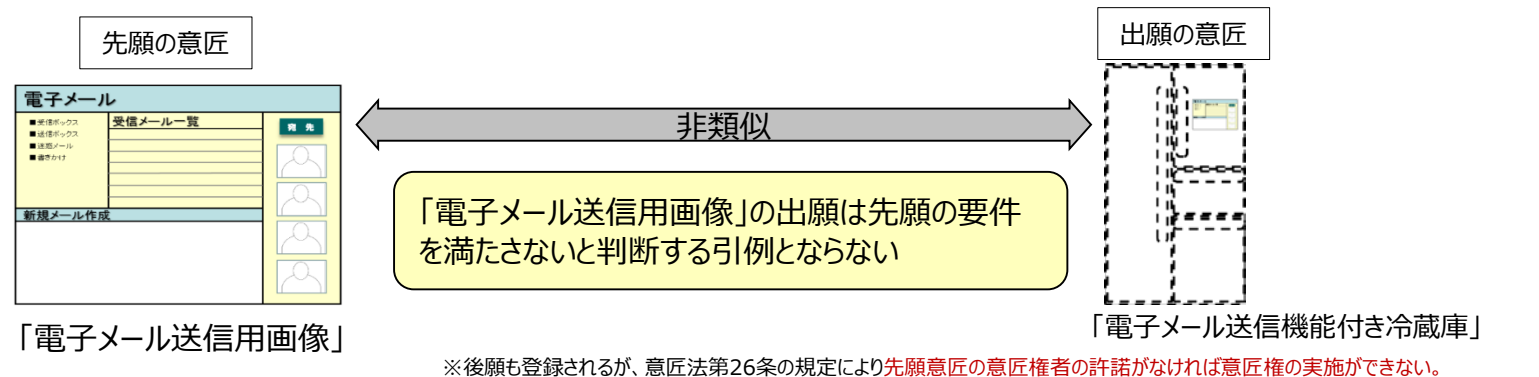


先行意匠の公報等発行前

②先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠の保護除外



③先願



3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

現行法における、物品の表示部に表示される画像について類否判断を行う際は、画像の用途及び機能に加え、物品全体の用途及び機能も考慮して対比しています。

他方、改正法の下、画像の意匠同士の類否判断を行う際には、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がありません。

公知/先願の意匠

「商品選択用画像」

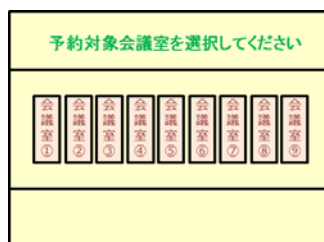


類似

「商品選択用画像」は新規性／先願の要件を満たさないと判断する引例となる

出願の意匠

「会議室選択用画像」



【意匠に係る物品等の説明】

（略）複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した**商品選択ボタン**であり、押すことで当該商品の在庫数を表示する画面が表示される。

【意匠に係る物品等の説明】

（略）複数の縦長四角形状部は各会議室を表した**会議室を選ぶための図形**であり、押すことで当該会議室の予約状況を表示する画面が表示される。

いずれも「選択用画像」

公知/先願の意匠

「パスワード入力用画像」



類似

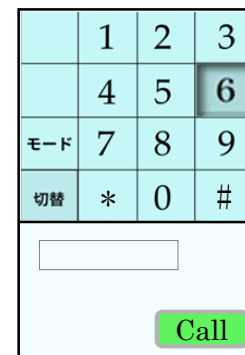
「パスワード入力用画像」は新規性／先願の要件を満たさないと判断する引例となる

【意匠に係る物品等の説明】

（略）入退室管理の際のパスワード入力画像である。

出願の意匠

「電話番号入力用画像」



【意匠に係る物品等の説明】

（略）通話する際の電話番号を入力するための画像である。

いずれも「入力用画像」

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

画像を含む意匠の創作非容易性の判断

ありふれた手法と軽微な改変の例

ありふれた手法の例

- (a) 置き換え
- (b) 寄せ集め
- (c) 配置の変更
- (d) 構成比率の変更
- (e) 連続する単位の数の増減
- (f) 物品の枠を超えた構成要素の利用・転用
- (g) フレーム分割態様の変更
- (h) まとまりある区画要素の削除
- (i) 既存の変化態様の付加
- (j) (a) ないし (i) のありふれた手法の単なる組合せ

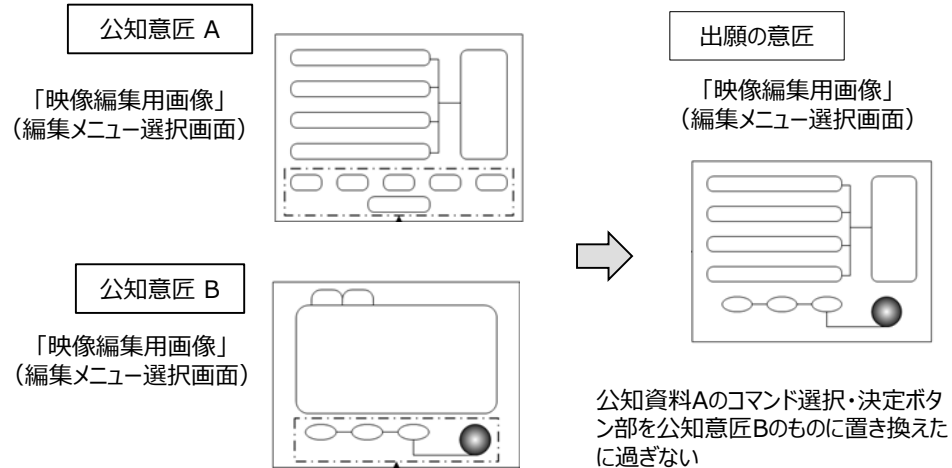
軽微な改変の例

- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) (a)及び(b)の軽微な改変の単なる組合せ

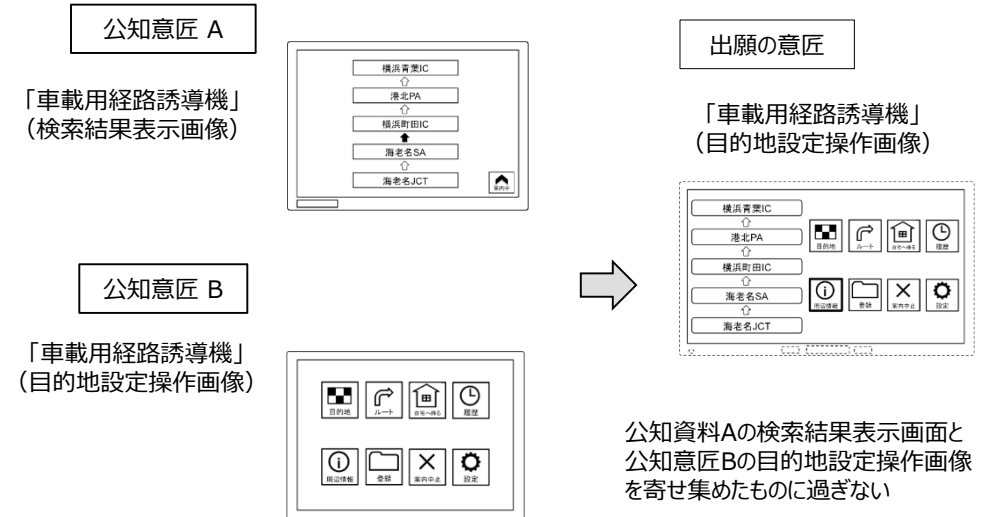
3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

※ 出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

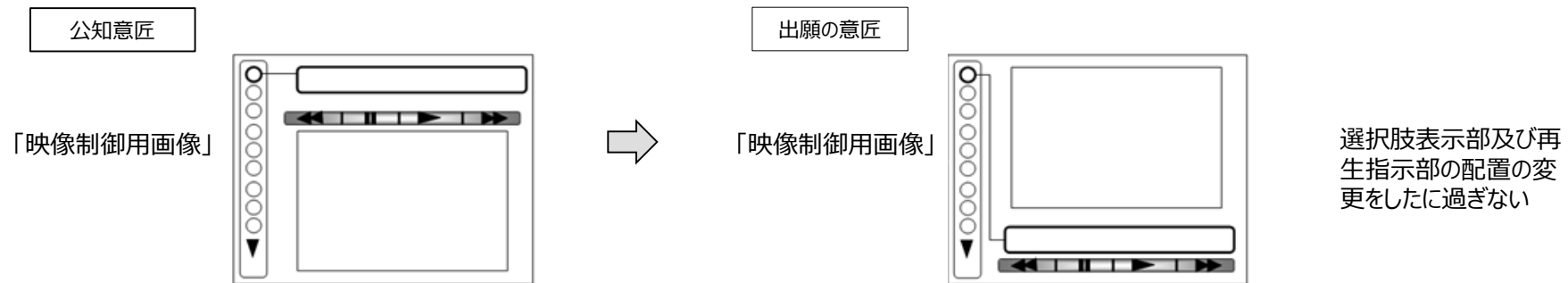
置き換えの意匠の例



寄せ集めの意匠の例



配置の変更による意匠の例

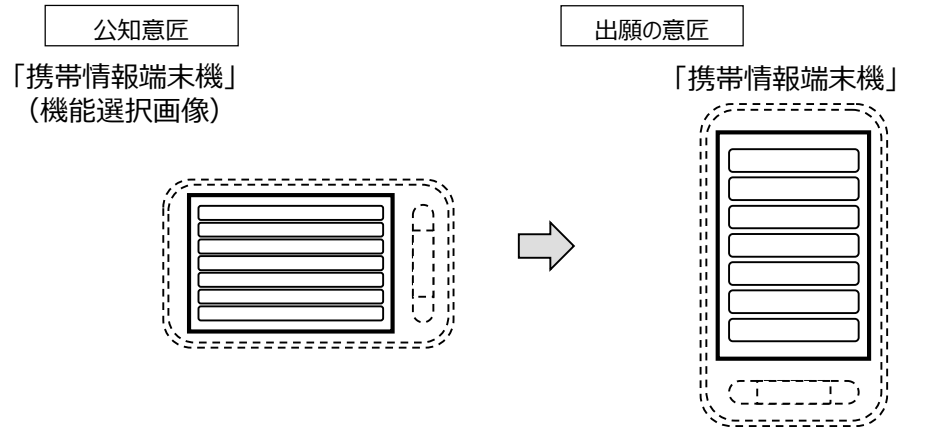


※ 配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、それを考慮する。

3. 令和元年意匠法改正（４）画像を含む意匠に関する審査基準

※ 以下の例では、出願意匠が新規性を有するものと仮定して創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

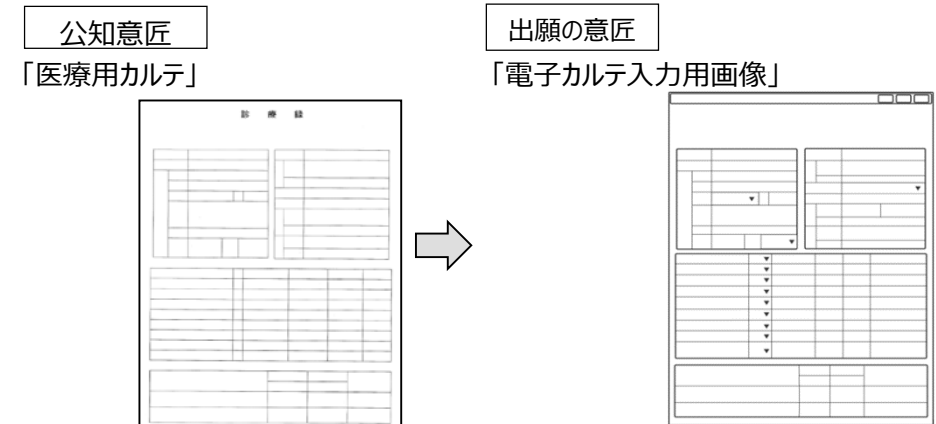
構成比率の変更による意匠の例



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

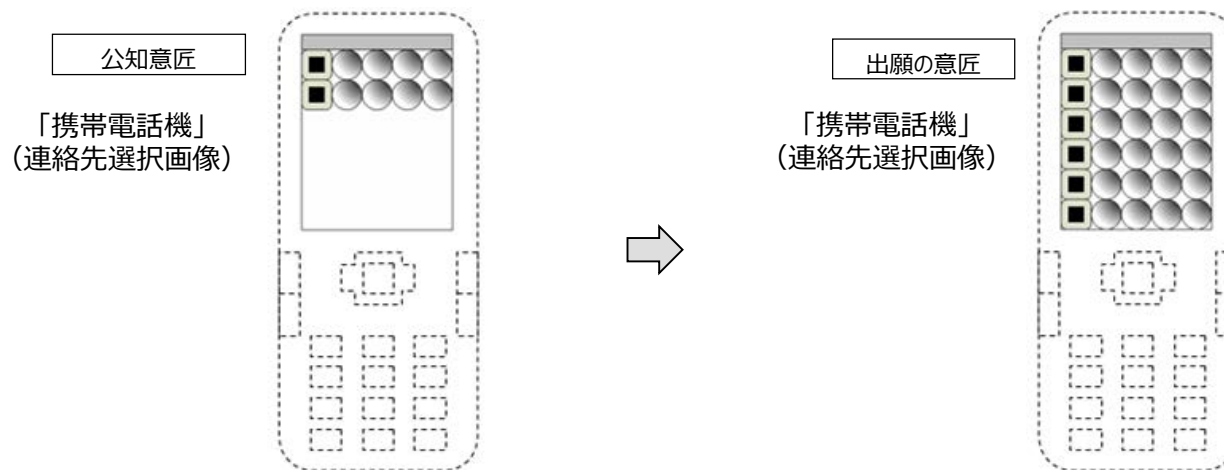
縦横比を変更したに過ぎない

物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の例



公知意匠を画像に転用し、軽微な改変を加えて表したに過ぎない

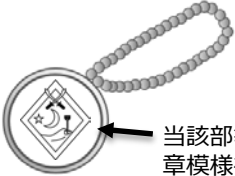
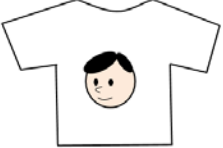
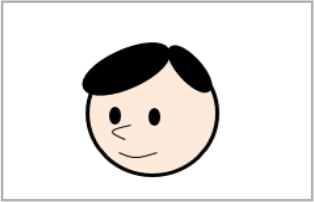
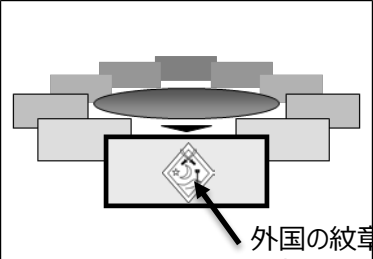
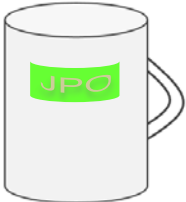
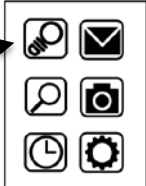
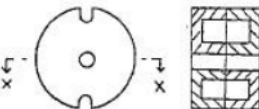
連続する単位の増減による意匠の例



繰り返し連続する構成単位に、軽微な改変を加えて数を増加させたに過ぎない

3. 令和元年意匠法改正（4）画像を含む意匠に関する審査基準

意匠登録を受けることができない意匠の例

	物品（参考）	画像
5条1号 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠	 当該部等に外国の紋章模様を付した場合 外国の紋章を表したキーホルダー  特定の人物の肖像を表したTシャツ	 特定の人物の肖像を表した画像  外国の紋章模様を表した画像
5条2号 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	 他人の著名な標章を表したマグカップ	 他人の著名な商標  他人の著名な商標を表した画像
5条3号 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状からなる意匠（必然的意匠）  パラボラアンテナ ②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状からなる意匠（準必然的意匠）  磁心 (JIS C2516 4.4)	①画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（必然的意匠）  道路標識の標識部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした場合 ②標準化された規格により定まる表示のみからなる意匠（準必然的意匠）  ISO 7000 機器に用いる図記号

3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定しています。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則です。

しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多くあります。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（建築物及び画像は令和元年改正法施行後の出願に限ります）から構成されるものであっても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定しています。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定していますが、令和元年改正法施行後の出願は組物の意匠も例外ではないこととなりましたので、組物の意匠についても部分意匠として意匠登録を受けることができます。

3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

意匠法第8条は、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像（以下この資料において物品等という）について組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる規定です。令和元年の意匠法改正により、以下の2点が改正されました。

- ①「物品」に加え、「建築物」や「画像」も組物の意匠を構成する
- ②組物の意匠の部分意匠の登録可能化

現行法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（**物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。**）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

第八条 同時に使用される二以上の**物品**であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

改正法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（**物品の部分を含む。以下同じ。**）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（**建築物の部分を含む。以下同じ。**）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、**画像の部分を含む。**次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、**以下同じ。**）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

第八条 同時に使用される二以上の**物品、建築物又は画像**であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

構成物品等に物品、画像、建築物を組み合わせた組物の意匠については、願書の意匠に係る物品の欄には、以下のように記載してください。

複数の物品等を組み合わせた組物の意匠の出願方法

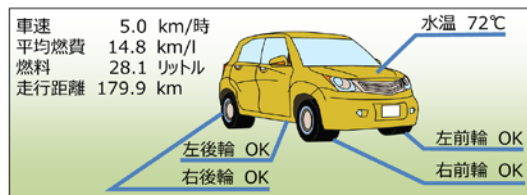
	物品	建築物	画像
物品	一組の○○セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の○○セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】
乗用自動車



【画像図】
乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

2020年4月1日以降の出願については、
組物の意匠についても部分意匠の意匠登録が可能となりました。

組物の意匠の部分意匠は、**全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分**（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含みます。）**があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一がある**場合に限られ認められます。

組物全体として統一があるものと判断する場合の例

（部分意匠の場合、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分が以下に該当する必要があります）

- （1）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- （2）各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- （3）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

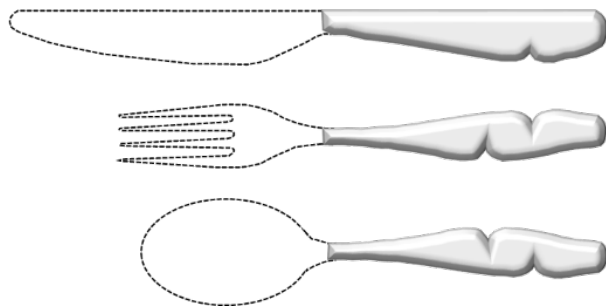
3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

同じような造形処理で表されている場合の例

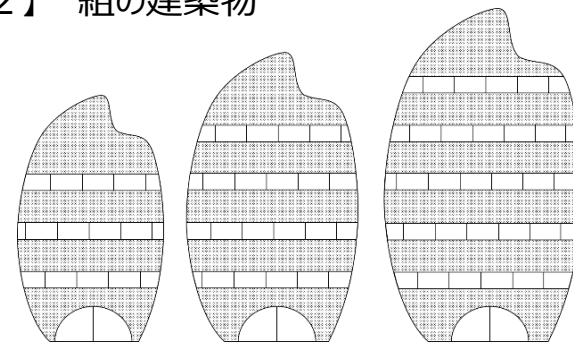
形状による統一がある場合の例

※注：以下の各事例における「一組の○○セット」との記載は、今後の意匠法施行規則別表第二に合わせて後日修正を行う。

【事例1】一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット



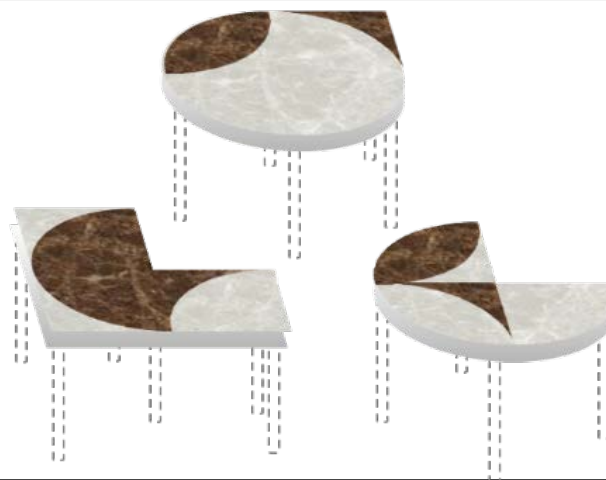
【事例2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】 この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

模様による統一がある場合の例

【事例】一組のテーブルセット



3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

同じような造形処理で表されている場合の例

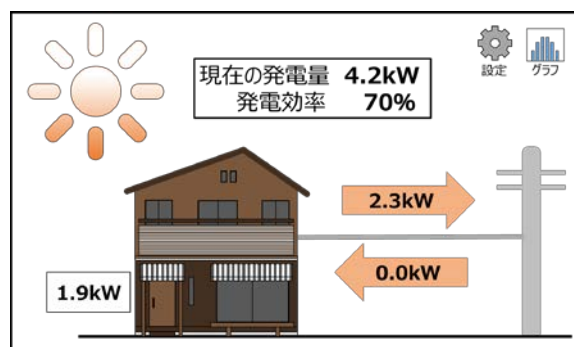
形状及び模様による統一がある場合の例

※注：以下の各事例における「一組の〇〇セット」との記載は、今後の意匠法施行規則別表第二に合わせて後日修正を行う。

【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋

発電量表示用画像



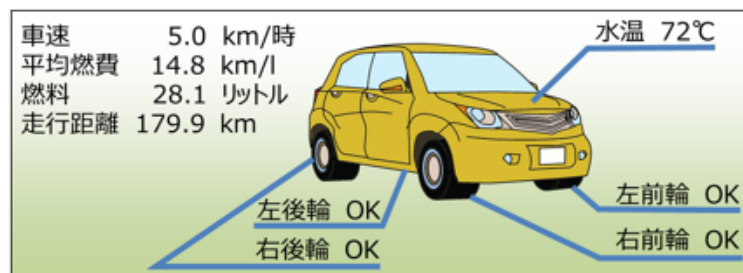
【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例2】一組の運輸機器セット

乗用自動車

乗用自動車用情報表示画像



【意匠に係る物品の説明】

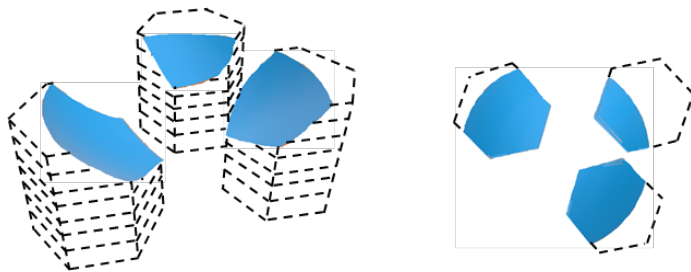
この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

形状による統一がある場合の例

【事例】一組の建築物

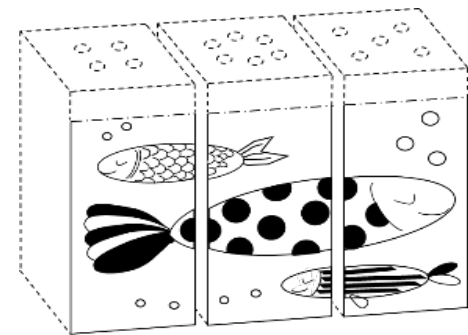


【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成される。

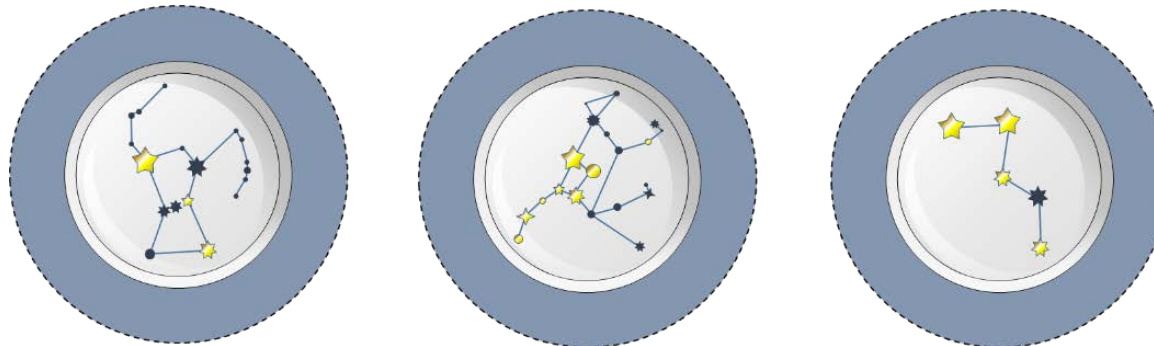
模様による統一がある場合の例

【事例】一組の薬味入れセット



物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組のディナーセット



3. 令和元年意匠法改正（5）組物の意匠に関する審査基準

組物の意匠の組物全体としての統一性要件に係る判断指針の改善

現行意匠審査基準においては、組物の意匠の統一性要件については以下のように記載されています。しかしながら、ユーザーからは、当該要件が厳しすぎるとして、本判断基準の緩和を求める声があります。

そこで、**ユーザーにとって、より創作の実態に則した利便性の高い運用となるよう、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されている場合にも、本要件を満たしていると判断することとし、以下の現行意匠審査基準において、下線部を表した記載については「形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの」との記載に修正**します。

現行意匠審査基準（一部抜粋）

72.1.1.3.1.1 構成物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されていることによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

72.1.1.3.1.2 構成物品が全体として一つのまとまった形状又は模様を表すことによって、組物全体として統一があると認められる場合の例

- (1) 形状における統一があると認められる場合（中略）
- (2) 模様による統一があると認められる場合（中略）
- (3) 色彩による統一があると認められる場合

色彩については、色彩それ自体の態様のみで組物全体としての統一が実現されているとは認められないが、統一ある形状、統一ある模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせることができる。

基準改訂案

・色彩による統一があると認められる場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって
全体の統一を成り立たせたもの

（参考）「新たなタイプの意匠及び部分意匠の審査に関する調査研究※」中間報告一部抜粋

【いただいた御意見】

- ・「全体として統一」の要件について審査基準は求める基準が高くもう少し柔軟でよい。
- ・現行では、求められる「統一」感のレベルが高いため、利用しにくい。例えば、色、材質、R（丸み）等の使い方でも統一であると認める等、要件を緩和することを検討してほしい。

※令和元年度産業財産権制度問題調査研究
（一般社団法人日本国際知的財産保護協会 AIPPI）

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

▶ 4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

パリ条約による優先権とは、パリ条約のいずれかの同盟国(第一国)において意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に意匠登録出願する場合に、新規性、創作非容易性等の判断に関し、第二国における意匠登録出願について、第一国における最初の出願の日（意匠審査基準では、「優先日」という。）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利です。

我が国においては、世界貿易機関の加盟国の国民又は特許庁長官が指定する、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるとしている国の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張を行うことが認められています（パリ条約の例による優先権）。

令和2年1月1日から、意匠分野においても**優先権書類の電子的交換**の仕組みが導入されました。

また、令和元年意匠法改正において、改正法公布から2年以内に施行される項目として、優先権主張に関する**救済措置の拡充**が予定されています。

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

パリ条約による優先権等の主張の手続

■ 優先権主張の効果

同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けません（パリ4条B）

■ 優先期間

同盟国の一国への最初の出願の日から6か月（パリ4条C（1）、E（1））

■ 優先権を主張するための手続（特43条）

- ・パリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に提出（願書に必要事項を記載することで提出を省略することが可能）
- ・優先権証明書を、国内出願の場合、意匠登録出願の日から3月以内、ハーグ出願の場合、国際公表の日から3月以内に提出

■ 優先権の主張の効果が認められるための要件

- （1）同盟国の第一国の出願は、正規にした最初の出願であること
- （2）我が国への出願人は最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
- （3）第一国への最初の出願は意匠登録出願又は実用新案登録出願であること（パリ4条E（1））
- （4）最初の出願の意匠と同一であること

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における 「意匠の同一」についての基本的な考え方

- (1) 意匠の表現形式に関わらず、第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが同一の意匠であることが求められます。
- (2) 意匠の属する分野における通常知識に基づいて、優先権証明書全体の記載内容から総合的に判断します。
- (3) 第一国（最初に出願した国）の法令等も考慮します。

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

令和元年の意匠法改正により、以下のとおり意匠登録出願の出願人の救済規定が整備されました。

- ① 意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項（優先権書類に関する注意喚起のための通知）及び第7項（通知を受けた者の書類等提出）並びに第43条の2（パリ条約の例による優先権主張）を準用します。

現行法

（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、**第四十三条第一項から第五項まで、第八項及び第九項（パリ条約による優先権主張の手續）並びに第四十三条の三（パリ条約の例による優先権主張）**の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。（2項以下略）

改正法

（特許法の準用）

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）及び**第四十三条から第四十三条の三まで（パリ条約による優先権主張の手續及びパリ条約の例による優先権主張）**の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。（2項以下略）

※これまで準用されていなかった、**特許法第43条第6項、同第7項、及び同第43の2が準用されることとなった。**

現行特許法一部抜粋（新たに準用することとなった規定）

（パリ条約による優先権主張の手續）

第四十三条 （1項から5項略）

- 6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかったときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。（8項以下略）

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

(参考) 指定期間徒過後の延長手続き (救済措置の拡充)

②意匠法第68条第1項の改正により、新たに特許法第5条第3項を準用し、特許庁長官等の指定する期間（指定期間）内に手続きをすることができなかった場合、当該指定期間の経過後であっても、出願人からの請求により、その指定期間を延長します。

現行法

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条、第四条並びに**第五条第一項及び第二項（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。**この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

(2項以下略)

改正法

(特許法の準用)

第六十八条 特許法第三条から**第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。**この場合において、同法第四条中「第四十六条の二第一項第三号、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項」とあるのは、「意匠法第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。

(2項以下略)

※ これまで準用されていなかった、特許法第5条第3項、が準用されることとなった。

現行特許法一部抜粋

(期間の延長等)

第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続きをすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

3 第一項の規定による期間の延長（経済産業省令で定める期間に係るものに限る。）は、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

改正法の施行日

公布の日（令和元年5月17日）から起算して、2年を超えない範囲内において政令で定める日（現在未定）

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

救済規定に係る意匠法の改正事項のうち、①の「**優先権書類に関する注意喚起のための通知、若しくは通知を受けた者の書類等提出**」、及び「**パリ条約の例による優先権主張**」については、優先権主張の効果が認められるか否かは、意匠登録出願の実体審査の判断に直接影響を及ぼす事項であることから、当該規定に関する事項を、意匠審査基準上の「パリ条約による優先権」の部に記載します。

意匠審査基準「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項の記載案

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から6か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に6か月である（パリ条約第4条C(1)、同第4条E(1)）。

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から6か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかった場合であって、その意匠登録出願をすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

※②の指定期間の延長については、応答期間にのみ関わるもののため、意匠審査基準上は審査を進める上での注意喚起のみ行う

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）

意匠審査基準「パリ条約による優先権の主張の手続」の項の記載案

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から3か月以内に、優先権証明書を提出しなければならない（意匠法第15条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項ないし第3項）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第IX部第14章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」を参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。（注1）

※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から●か月間、優先権証明書を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により優先権証明書を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、優先権証明書を提出することができる。

- （1）優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延が原因の場合は優先権証明書の入手から●か月（在外者の場合は●か月）
- （2）上記（1）以外の理由の場合については、①優先権証明書を提出することができなかった理由がなくなった日から●日（在外者の場合は●か月）又は②優先権証明書の提出がない旨の通知の受領の日の●か月後から●か月（●か月）の、いずれか早い方が経過するまで（注2）

（注1）不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による、優先権書類の電子的交換制度の導入（令和2年1月1日施行）についても併せて記載。

（注2）具体的な期間については、今後の省令の改正内容等に合わせて記載

4. 令和元年意匠法改正 優先権（救済措置の拡充）



令和元年の意匠法改正により、新たに画像意匠が保護対象となったことに則して、意匠審査基準上に、画像意匠の意匠登録出願である場合の、優先権主張の効果の認否における意匠の同一性の判断事例を、新たに追加します。

意匠審査基準「パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間」の項の記載案

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。

日本出願：意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。

（説明）画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

(参考) 優先権書類のデジタルアクセスサービス (DAS)

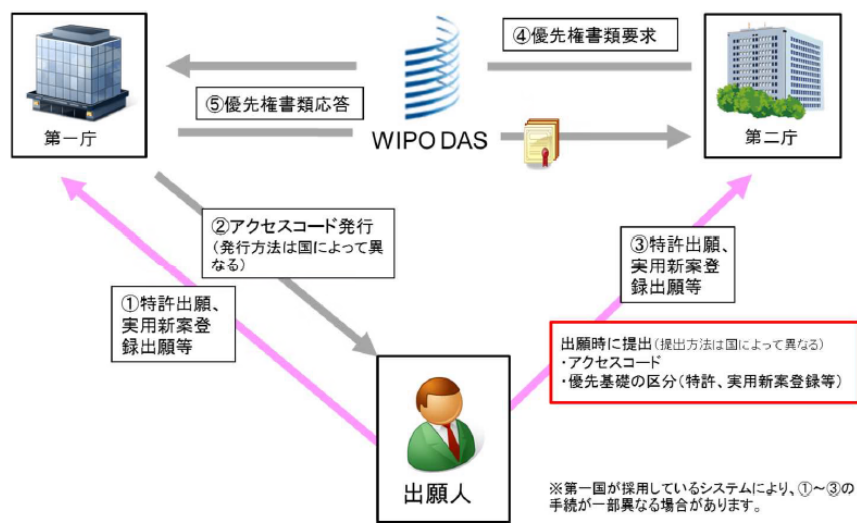
日本でも、WIPOが提供するデジタルアクセスサービス (DAS) によって、意匠の優先権書類の電子的交換が可能になりました(2020年1月1日より)

<見込まれる効果>

出願人側：優先権書類提出手続の簡素化やコスト削減

特許庁側：優先権書類発行等の業務負担削減

WIPO DASの仕組み



WIPO DAS 参加庁 (意匠)

カナダ
中国
グルジア
韓国
スペイン
米国
チリ
インド
オーストラリア
日本

(欧州) 2020年中に参加予定

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）

秘密意匠

意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、登録意匠を秘密にすることができます

- 秘密意匠の請求をする場合は、以下の事項を記載した書類を出願と同時に、又は意匠登録の第1年分の登録料の納付時と同時に提出しなければなりません
 - ・意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - ・秘密にすることを請求する期間
- 国際意匠登録出願は請求不可
- 手数料 5,100円

分割出願

一意匠一出願の原則に反し、誤って二以上の意匠を一出願に包含させたまま意匠登録出願をした場合に、出願人の救済を図ったものです。意匠登録出願の分割が適法になされた場合には、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされます。

適法な分割と認められる要件

- i) 意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属していること
- ii) 意匠登録出願人が同一であること
- iii) 二以上の意匠が包含されている意匠登録出願についての分割であること
- iv) 分割による新たな意匠登録出願に係る意匠は、もとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のうちいずれかと同一の意匠であること

適法な分割とは認められない例

- i) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品等を構成する部品ごとに分割した場合
- ii) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- iii) 意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合
- iv) 新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に包含されていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

変更出願

出願人が出願形式（意匠登録出願、特許出願又は実用新案登録出願）の選択を誤ったり、また、例えば、ある新しい形状の発明をし、それが技術的に効果があるものと考えて特許出願をしたところ拒絶されたので、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合等において、出願人の救済を図ったものです。意匠登録出願への変更が適法になされた場合は、新たな意匠登録出願は、もとの出願の時にしたものとみなされます。

適法な意匠登録出願への変更と認められる要件

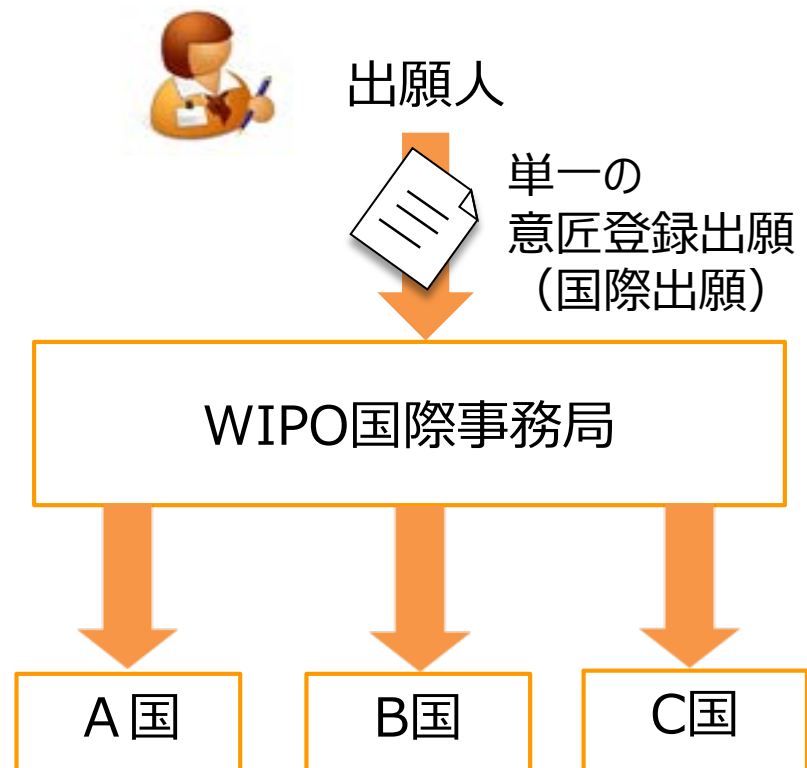
- i) 特許出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であること
- ii) 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更の場合は、もとの実用新案登録出願が特許庁に係属していること
- iii) 変更による新たな意匠登録出願の出願人と、もとの特許出願人又はもとの実用新案登録出願人とは同一であること（承継人の場合を除く）
- iv) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るように具体的に記載されていること
- v) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に表された意匠と同一であること

適法な変更の手続きとは認められない例

- i) もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面中に、変更による新たな意匠登録出願の意匠が明確に認識し得るような具体的な記載が無い場合
- ii) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に明確に認識し得るような具体的な記載による表された意匠と同一でないと認められる場合
- iii) 変更による新たな意匠登録出願の意匠が、もとの特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面の記載以外のものを付加した場合

意匠の国際登録制度の概要

【ジュネーブ改正協定に基づく手続】



複数国・複数意匠（最大100意匠）を一括で出願
単一の言語・書式・通貨で出願
各国で現地代理人不要（出願時）
複数国の意匠権を一括で維持管理

海外での意匠権取得の
低廉化、簡便化

- 米国、EU、韓国、カナダ、ロシア、スイス、トルコ、ベトナムを含む
63の国・政府間機関がジュネーブ改正協定に加盟済（2020年1月末時点）
- 中国等も、加入検討中。

1. 意匠制度の概要

2. 意匠審査基準の概要

- (1) 意匠の認定
- (2) 意匠ごとの出願
- (3) 工業上利用することができる意匠に該当すること
- (4) 新規性
- (5) 新規性喪失の例外
- (6) 創作非容易性
- (7) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと
- (8) 先願

3. 令和元年意匠法改正（令和2年4月1日施行分）

- (1) 関連意匠
- (2) 建築物の意匠に関する審査基準
- (3) 内装の意匠に関する審査基準
- (4) 画像を含む意匠に関する審査基準
- (5) 組物の意匠に関する審査基準

4. 令和元年意匠法改正（改正法公布から2年以内に施行予定のもの）

優先権（救済措置の拡充）

5. 出願に伴う手続き、特殊な出願

 **参考資料（新規性喪失の例外証明書の記載例、先行意匠調査、国際意匠登録出願）**

新規性喪失の例外証明書の記載例

「証明する書面」に記載すべき事項

「1. 公開の事実」の欄の記載例

展示（展示会・見本市・博覧会等）の場合

- ① 開催日
- ② 展示会名、開催場所
- ③ 公開者
- ④ 公開された意匠の内容
（意匠の写真等を添付する）

逐次刊行物、書籍等に記載した場合

- ① 発行年月日
- ② 刊行物
- ③ 公開者名
- ④ 公開された意匠の内容
（意匠の掲載頁や奥付等の原本又は写しを添付する）

ウェブサイトによる場合

- ① ウェブサイトの掲載日
- ② ウェブサイトのアドレス
- ③ 公開者
- ④ 公開された意匠の内容
（ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付する）

※ウェブサイトによる場合については、以下3点が明らかとなるように記載して下さい。

- ・意匠が掲載されているウェブサイトの存在の事実
- ・意匠が掲載されているページの存在の事実
- ・意匠の掲載日（当該意匠に公衆がアクセス可能となった日）

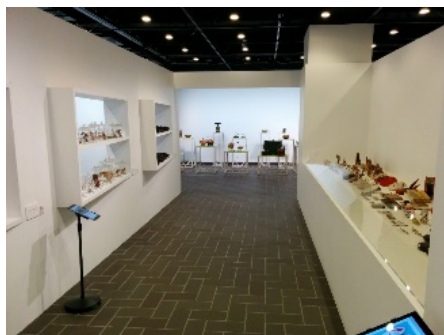
例えば、②については、当該ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページのアドレスを記載し、④については、当該ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付して下さい。なお、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ意匠が当該ウェブサイトに掲載された日が記載されていることが望まれます。

「1. 公開の事実」の欄の記載例 展示会において公開したケース

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

- ①開催日 ○○○○年○○月○○日
②展示会名、開催場所 第5回国際アクセサリ・雑貨フェア
日本デザイン展示場（東京都○○区・・・）
③公開者 ○○株式会社
④公開された意匠の内容 ○○株式会社が第5回国際アクセサリ・雑貨フェアにて、意匠太郎が創作したネックレス及びイヤリングの意匠を公開した



【注意事項】

・**必ず意匠の写真を添付してください。**

（この記載例の場合、意匠が展示された際の写真を添付する。）

・公開された意匠が明らかに分かる程度の写真を添付してください。

・六面図での開示までは必要ありません。

・写真の大きさに特に規定や制限はありません。

・紙に写真を貼り付けても、データ上で貼り込んだ写真を印刷してもいずれでも結構です。

「1. 公開の事実」の欄の記載例 カタログ掲載により公開したケース（別紙体裁）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

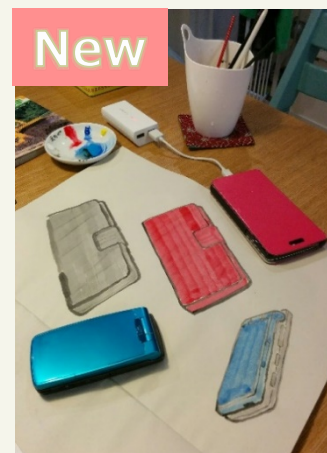
- ①発行日 ○○○○年○○月○○日
- ②刊行物 ○○株式会社 ○○○○年秋新製品カタログ第○頁
- ③公開者 ○○株式会社
- ④公開された意匠の内容
○○株式会社が、上記カタログにて、関連次郎が創作したスマートフォンケースの意匠を公開した。（公開した意匠の内容は別紙のとおり。）

※カタログ原本又はコピーを別紙として添付することができます。表紙、意匠掲載ページ、発行日付が確認できるページ等を含めて下さい。

※ウェブサイト、刊行物等での公開についても、同様に別紙として添付して構いません。

○○株式会社
○○○○年秋新製品カタログ
～新製品のご紹介～

別紙



別紙

秋の新製品を
リリースしまし
た！

製品番号
A A 1 2 3 4
5
価格
○○○○○円
（税抜）

別紙

○○株式会社
○○○○年○○月○○日発
行

「1. 公開の事実」の欄の記載例

ウェブサイトへの掲載により公開したケース（別紙体裁）

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実

①ウェブサイトの掲載日 ○○○○年○○月○○日

②ウェブサイトのアドレス

<http://www.ishou-design.co.jp>

<http://www.ishou-design.co.jp/news.html>

③公開者 ○○株式会社

④公開された意匠の内容 ○○株式会社が、上記アドレスのウェブサイトにて、意匠一郎が創作した皿および置物の意匠を公開した。（公開した意匠の内容は別紙のとおり。）

※ウェブサイトのトップページ及び意匠が掲載されているページの印刷物を添付して下さい。なお、意匠が掲載されているページの印刷物には、できるだけ意匠が当該ウェブサイトに掲載された日が記載されていることが望まれます。

<http://www.ishou-design.co.jp>

別紙

○○株式会社 ウェブサイト
トップページ

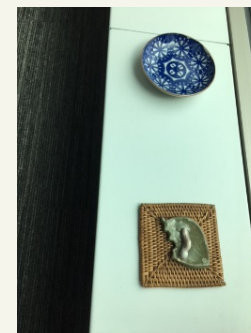
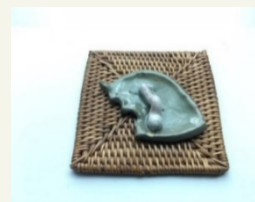
<http://www.ishou-design.co.jp/news.html>

別紙

○○株式会社 ウェブサイト
○○○○年ニュースリリース

○○○○年○○月○○日

・○○○○年秋の新製品をご紹介します。



新規性喪失の例外証明書の記載例

証明する書面に基づく第4条第2項の適用の判断手順

書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合

審査官は、原則として、公開意匠が新規性喪失の例外の適用を受けるための要件を満たすことについて証明されたものと判断し、意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

ただし、「公開意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合（31.1.3.2）

提出された「証明する書面」に、意匠審査基準に掲載された書式と同程度の内容が記載されていれば、審査官は、原則として、新規性喪失の例外の適用を受けるための要件を満たすことについて証明されたと判断し、意匠法第4条第2項の規定の適用を認める。

ただし、意匠審査基準に掲載された書式と同程度の内容が記載された「証明する書面」が提出されていても、「公開意匠」が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることに疑義を抱かせる証拠を発見した場合には、審査官は、同条同項の規定の適用を認めない。

※後から拒絶理由や無効理由が生じる可能性を回避するために、可能な限り、出願人自らによる「証明する書面」に記載した事項が事実であることを裏付ける資料を提出しておくことが望ましいと考えられます（資料の例：展示会等の主催者による証明書、放送局による証明書、立会人による証明書等）。

同一の意匠が複数回にわたり公開された場合の取り扱い

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、同一の意匠が複数回公開された場合

第4条第2項の規定の適用を受けるためには、原則として、それぞれの「公開の事実」が「証明する書面」に記載されていなければならない。

ただし、意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願前に公知の意匠に該当するに至った意匠を、先の公開に基づいて複数回に亘って事後公開した場合には、その先に公開された意匠について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるものであれば、その先の公開に基づく第2回以降の公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

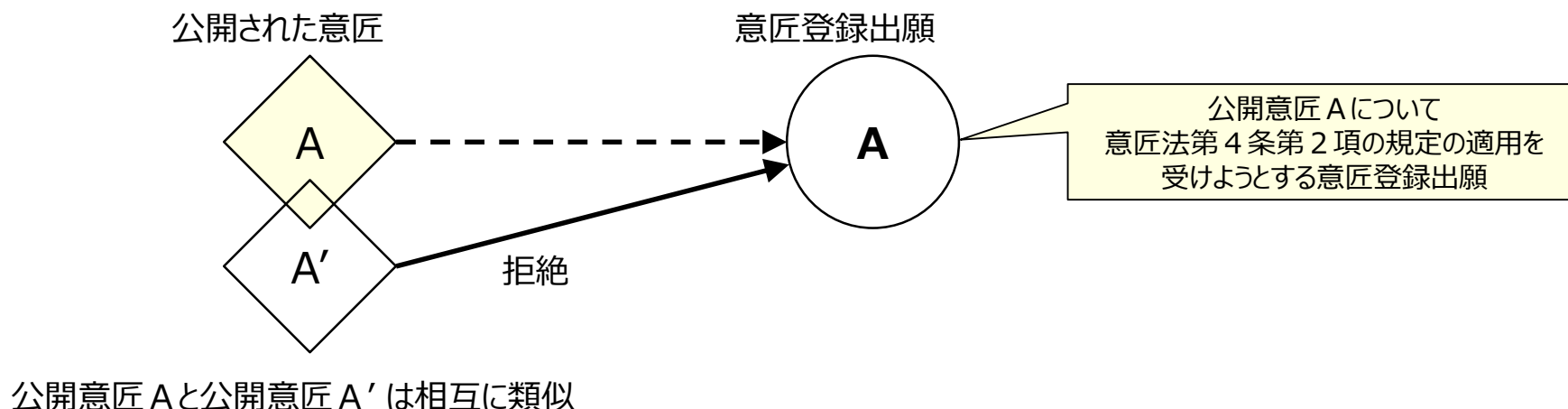
意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に第三者が「該当するに至った意匠」と同一の意匠を公開した場合

原則として、その意匠は第三者の公開によって公知の意匠に該当したものとする。

ただし、第三者の公開が「該当するに至った意匠」の公開に基づくことが明らかなときは、その公開によっても、その意匠は公知の意匠に該当するに至らなかったものとする。

出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A の「証明する書面」には公開意匠 A のみが記載された場合の取扱い

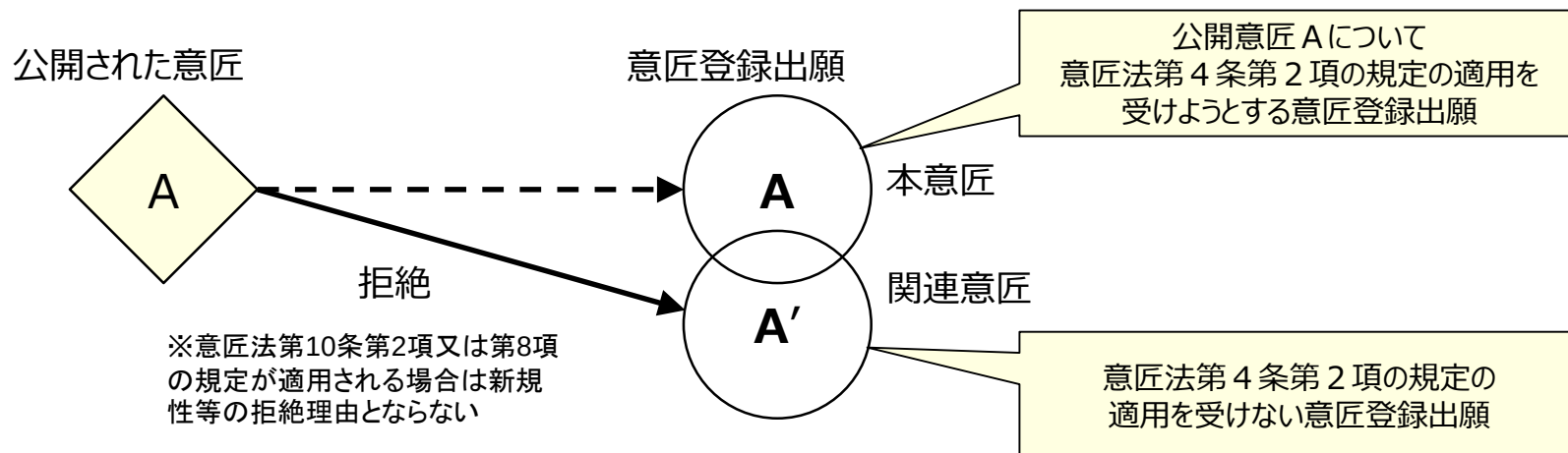


- 当該意匠登録出願 A において、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができるのは、公開意匠 A のみである。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当し意匠登録を受けることができない。
- 意匠登録出願 A において、公開意匠 A 及び A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、公開意匠 A 及び公開意匠 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

新規性喪失の例外証明書の記載例

出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

本意匠である意匠登録出願 A については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠 A を記載したが、その後、関連意匠として出願した意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要の手続をしなかった場合における、意匠登録出願 A' についての公開意匠 A の取扱い

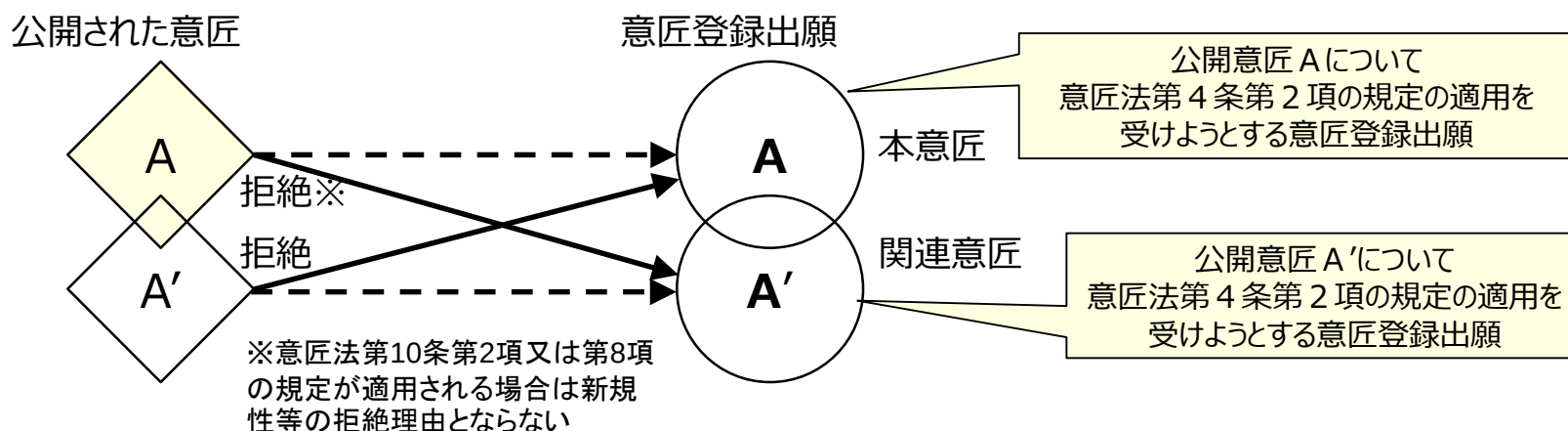


- 関連意匠の意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要の手続がなされていないのであるから、公開意匠 A を公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A に類似する意匠登録出願 A' の意匠は、意匠法第 3 条第 1 項第 3 号に該当し意匠登録を受けることができない。
- 関連意匠の意匠登録出願 A' において、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠 A を「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公開意匠 A について公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。
- なお、公開意匠 A が意匠法第 10 条第 2 項又は同第 8 項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願 A' の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する。

新規性喪失の例外証明書の記載例

出願する意匠と異なる意匠を公開した場合の手続

相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い



- 両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願 A について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A のみであり、同様に、意匠登録出願 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用により公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠 A' のみである。
- その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A' に類似する意匠登録出願 A の意匠、及び、その出願前に公知の意匠に該当するに至った公開意匠 A に類似する意匠登録出願 A' の意匠は、いずれも意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。
- 意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' において、それぞれ公開意匠 A 及び公開意匠 A' を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠 A 及び公開意匠 A' について、意匠法第 4 条第 2 項の規定を適用し、公知の意匠に該当するに至らなかったものとみなす。
- なお、公開意匠 A が意匠法第 10 条第 2 項又は同第 8 項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願 A' の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する。

意匠の新規性喪失の例外規定（意匠法第4条1項）

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続

意匠法第4条第1項の規定の適用を受けるための手続（意匠法第4条第1項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出、あるいは、願書面への適用を受けたい旨の記載、意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実を証明する書面の提出に関する時期的制限等）は、意匠法第4条第3項に規定していません。

したがって、意匠登録出願人は、公開意匠が意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実が判明した時、例えば、当該意匠登録出願について意匠法第3条第1項第3号の規定により拒絶の理由が通知された際に、意見書又は上申書等により新規性喪失の例外の要件を満たす事実を明示すると共に証明すればよいのです。

なお、意匠登録出願前に新規性喪失の例外の要件を満たす公開意匠の存在が判明している場合には、意匠登録出願人は、意匠登録出願の際にその事実を証明する書面を提出してもかまいません。

適用要件

意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件

公開意匠が、意匠法第4条第1項の規定を適用するためには以下の（１）から（３）の要件を満たしていなければならない。

- （１）意匠登録を受ける権利を有する者（意匠の創作者又はその承継人）の意に反して、その意匠が以下の①又は②の意匠に該当するに至ったものであること。
 - ①意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠。
 - ②意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠。
- （２）上記（１）の意匠について意匠登録を受ける権利を有する者が、意匠登録出願をしていること。
- （３）上記（１）の意匠が初めて公開された日から１年以内に意匠登録出願されていること。

先行意匠調査

- ・ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
- ・ 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

特許情報プラットフォームは、日本国特許庁や海外の知財庁が発行する特許・実用新案・意匠・商標に関する1億件を超える「公報情報」や、出願時、審査・審判時、登録後の状況などの経過が分かる「経過情報」等を照会できるサービスです。

特許情報プラットフォームは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。



The screenshot shows the J-PlatPat website interface. At the top, there is a header with the J-PlatPat logo, a helpline desk (03-3588-2751), and links for English, site map, and help. Below the header is a navigation bar with tabs for Patent/Utility Model, Design, Trademark, and Examination. A red banner indicates a notice: 'Important notice: 1 item available'. Below the banner is a search section with a search bar, a search button, and a help button. The search criteria are set to 'All methods' (四法全て). The search input field contains the example text '例1)人工知能 例2)2019-00012X'. The search button is labeled '検索'.

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

「意匠番号照会」、「意匠検索」、「意匠分類照会」の検索サービスから、
公報情報、経過情報等を調べることができます。



The screenshot shows the J-PlatPat website interface. The top navigation bar includes links for English, Site Map, and Help List. The main menu has four categories: 特許・実用新案, 意匠, 商標, and 審判. The 意匠 (Design) category is selected, and a dropdown menu is visible with three options: 意匠番号照会, 意匠検索, and 意匠分類照会. A red box highlights the 意匠 menu and its dropdown. Another red box highlights the ヘルプ一覧 (Help List) link in the top right corner. Below the navigation bar, there is a search section with a search bar and a search button. The search bar contains the text '例1)人工知能 例2)2019-00012X'. The search button is labeled '検索'.

「ヘルプ一覧」から、
各サービスの利用
方法やマニュアルの
ページにアクセスでき
ます。

(参考) J-PlatPatでの部分意匠の検索方法

※令和2年3月末から部分意匠の検索方法が変わります

令和2年3月末までの検索方法

(1) **令和元年5月1日以降に我が国に出願**された意匠登録出願
「意匠検索」において、通常の意匠分類に加え、以下の各検索キー（Dターム記号）を掛け合わせて入力することにより、検索が可能です。

1. 図の中で意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを描き分けたもの

→ Dターム記号「**VZA**」

2. 外観の一部の面が開示されていないもの

→ Dターム記号「**VZB**」

3. 上記1.及び2.を同時に検索したい場合

→ 「**VZ?**」

※1.と2.を複数組み合わせ合わせた意匠には
「VZA」のみ付与することとしています。

例：B1-1台の全分類における部分意匠の検索

検索項目	キーワード
日本意匠分類/Dターム	B11?
AND	
日本意匠分類/Dターム	VZ?

(2) **平成31年4月30日以前に我が国に出願**された意匠登録出願
「意匠検索」において、「検索オプション」の「部分意匠」にチェックを入れることで検索が可能です。

令和2年3月末以降の検索方法

「意匠検索」において、「検索オプション」の「部分意匠」にチェックを入れることで、上記（1）（2）の意匠登録出願を横断的に検索することが可能になる予定です。

(参考) 建築物、画像、内装意匠の属する意匠分類

	改正法施行後の分類	備考
建築物の意匠	・建築物 L3-2台 主なもの：ビル L3-2000 住宅 L3-21 ・土木構造物 L3-1台（シェルター等） L2-5台（橋梁等）等	組立て物置、テントのような、物品として登録されるものもこれら分類が付与されます。
内装の意匠	L3-7	
画像を含む意匠	・画像意匠 N3-10W（グラフィカル ユーザー インターフェース） N3-11W（ " （領域分割型）） N3-12W（ " （アイコン）） ※上記の分類に加え、画像の用途や形状等に応じた横断的なDターム（V〇〇）が付与されます ・物品等の部分としての画像を含む意匠 各物品等の属する分類＋ W ※ Dターム V〇〇は付与されません	・Dターム V〇〇の詳細は検討中です。確定次第特許庁HP等で案内予定です。 ・W?で横断的に検索可能（改正前のものを含む）です。

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

お知らせ

＜書類内容の提供＞

- 令和元年5月以降、意匠について提供範囲が拡大され、登録となった案件の申請書類、応答書類等（意匠登録願、拒絶理由通知書、手続補正書、意見書、面接記録、応対記録等）について、新たに提供が開始されました。
- 提供対象は、平成31年1月以降に特許庁に提出された書類及び特許庁が作成した書類です。

お知らせ「特許情報プラットフォームによる書類内容の提供」について

特許庁総務課情報技術統括室 特許情報企画調査班

電話 : 03-3581-1101（内線2361）

電子メール : PA0630@jpo.go.jp

画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

画像意匠公報検索支援ツールは、我が国で登録された、画像を含む意匠について効率的に調査できるものです。

画像を含む登録意匠を公報発行日順に表示したり、利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近いと評価されたものから順に表示したりすることができます。

画像意匠公報検索支援ツールは、工業所有権情報・研修館（INPIT）が提供しており、インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができます。



画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）

<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

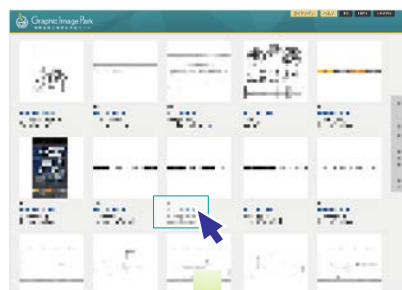
機能 1

画像を含む登録意匠を公報
発行日順（新→旧）に表示



結果を表示ボタンをクリック！

画像を含む登録意匠が
公報発行日順に表示される



登録番号をクリックすると
意匠公報が参照できる

機能 2

利用者が入力した画像を、画像を含む登録意匠
の画像部分と機械的に照合し、入力した画像に近い
と評価されたものから順に表示



画像データを
ドラッグ＆ドロップ！



結果を表示ボタンをクリック！

照合結果が
表示される



登録番号をクリックすると
意匠公報が参照できる

特許情報プラットフォームに関するお問い合わせ先

特許情報プラットフォームの操作方法に関すること

ヘルプデスク

電話 : 03-6666-8801

電子メール : helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

お知らせ「特許情報プラットフォームによる書類内容の提供」について

特許庁総務課情報技術統括室 特許情報企画調査班

電話 : 03-3581-1101 (内線2361)

電子メール : PA0630@jpo.go.jp

画像意匠公報検索支援ツールに関するお問い合わせ先

画像意匠公報検索支援ツールの操作方法に関すること

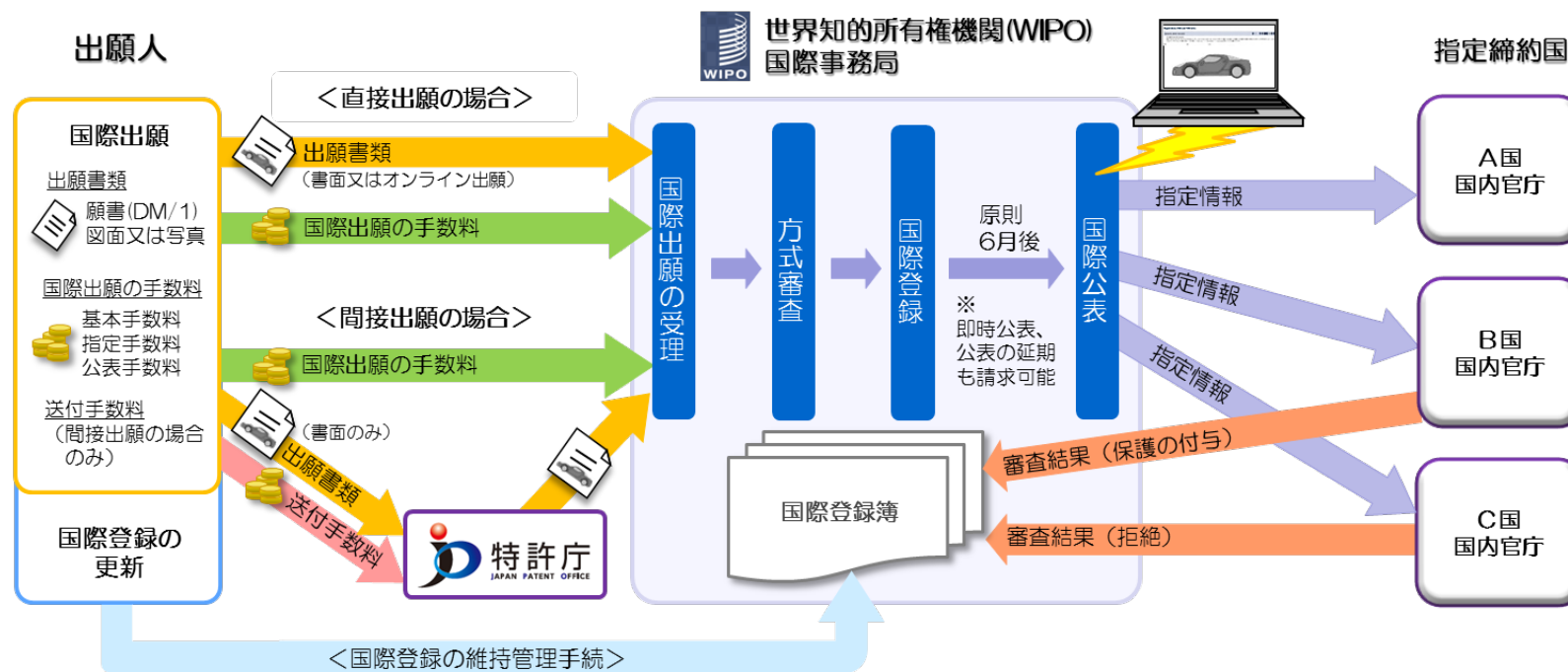
独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) 知財情報部 情報提供担当

電話 : 03-3581-1101 (内線2413)

電子メール : ip-jh05@inpit.go.jp

意匠の国際登録制度

意匠の国際登録制度の手続概要



国際出願

- 出願書類は、WIPO国際事務局に直接提出（直接出願）又は日本国特許庁を通じて提出（間接出願）
- 一通の出願書類で
 - ・ 複数国への出願が可能（指定締約国として）
 - ・ 最大100までの意匠を含めた出願が可能
- 出願人が選択した単一の言語による出願手続（英語、フランス語、スペイン語）
- 単一の通貨（スイスフラン）による手数料の一括納付（日本国特許庁への送付手数料のみ日本円で納付）
- 代理人の選任は任意

国際登録

- 国際登録により、各指定締約国への正規の出願と同一の効果が発生（各指定締約国へ指定手数料が送金される）
- 国際登録の存続期間は5年（5年単位で複数回更新可能）
- 指定締約国における最短の権利存続期間は、国際登録の日から15年
- 国際登録の維持管理手続もWIPO国際事務局に一元化（更新、所有権の変更、放棄、限定、国際登録の名義人の名称・住所変更）

指定締約国における保護

- 国際公表により自国を指定した国際登録の内容を把握
- 各指定締約国における意匠権の発生は
 - ・ 国際公表後6月又は12月以内（この間、各指定締約国は、国内法の実体的要件に基づき、保護の効果を拒絶することが可能）
 - ・ 12月の期間は、新規性審査国のみに適用
- 拒絶の場合には、当該指定締約国の正規の出願と同じ救済手段が与えられる（各指定締約国は、後に拒絶を取り下げること可能）

国際意匠登録出願の実体審査の概要

- 我が国を指定国とする国際出願は、国際登録され、国際公表されると我が国の意匠登録出願とみなされることから、その出願（国際意匠登録出願）の実体的要件に関する審査判断は、国内出願についての審査判断に準じて行う。

- ただし、国内出願とは手続形式が異なる国際出願を新たに取り扱うこととなるため、
以下のような観点から意匠審査基準を追加整備した
 - ① 国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために、明確にする必要がある事項（第11部 国際意匠登録出願の新設）
例）国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係
 - ② 国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査への影響
例）先願が国際意匠登録出願である場合の先後願の判断
 - ③ ジュネーブ改正協定の趣旨を踏まえた審査手続の進め方
例）拒絶の通報をすべき場合

国際意匠登録出願に係る意匠の認定（１／２）

- 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係
- ・国際意匠登録出願の場合、
 - ✓ 「国際登録簿に記録された事項」は、
「意匠法第６条第１項の規定により提出した願書に記載された事項」
 - ✓ 「国際登録簿に記録された意匠」は、
「意匠法第６条第１項の規定により提出した図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠」とみなされるため、
- 国際意匠登録出願の場合には、以下の対応関係に従って意匠の認定を行う〔意60の6(3),(4)〕

〔表１〕 意匠法第６条第１項に定める事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品	【意匠に係る物品】
国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所	【意匠を創作した者】の氏名及び住所又は居所

国際意匠登録出願に係る意匠の認定（２／２）

〔表２〕 意匠法第６条第１項に定める以外の事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】 ※国際意匠登録出願においては、これらの区別なく、いずれも【意匠の説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠の表示	【本意匠の表示】
新規性喪失の例外に関する宣言	【特記事項】の欄の「意匠法第４条第２項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」の記載
先の出願の優先権を主張する旨の申立て	【パリ条約による優先権等の主張】

〔表３〕 意匠の複製物と図面についての対応関係

国際登録簿に記録された意匠の複製物	意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面
-------------------	-----------------------

その他

早期審査制度

早期審査とは、意匠登録出願について所定事項の記載された「早期審査に関する事情説明書」が提出され、選定の結果、早期審査の対象となった案件について、審査官はすみやかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めるものです（手数料不要）。

◆対象となる意匠登録出願

(1) 権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンシー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- ii) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合
- iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

(2) 外国関連出願

出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

※詳細は以下の特許庁ホームページにてご確認ください。

意匠登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン

https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/document/isyou_soukisinri/isyou_soukisinri.pdf

震災復興支援早期審査

震災により被災された企業等の知財を活用した復興を支援するため、平成23年8月1日から「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施しています。

◆対象となる意匠登録出願

(以下の(ア)又は(イ)に該当する意匠登録出願)

- (ア) 出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者による意匠登録出願。
- (イ) 出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業として創作された意匠又は実施される意匠に係る意匠登録出願。

※詳細は以下の特許庁ホームページにてご確認ください。

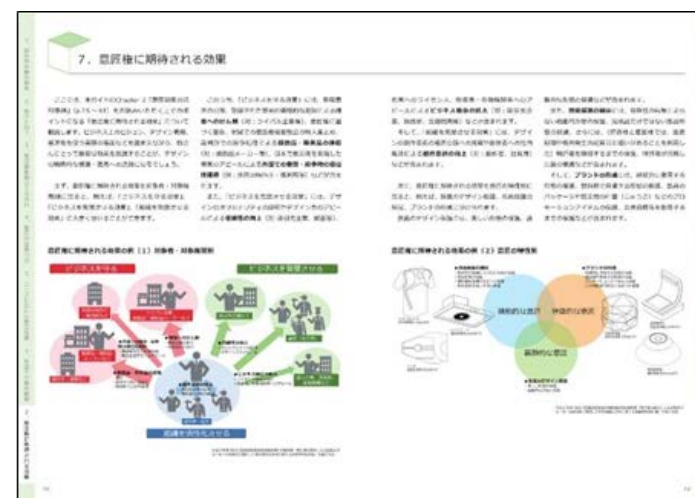
ホーム> 制度・手続> 特許> 審査> 早期審査> 震災復興支援早期審査・早期審理

意匠登録出願の震災復興支援早期審査・早期審理について

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/index.html

意匠制度活用ガイド

- 意匠制度の概要と活用事例を紹介する「意匠制度活用ガイド」を発行。
- 意匠権に期待される効果に着目し、大企業・中小企業・デザイナー・大学・研究機関等、様々な立場の意匠制度ユーザーの事例を紹介。



詳しくは特許庁HPをご参照ください

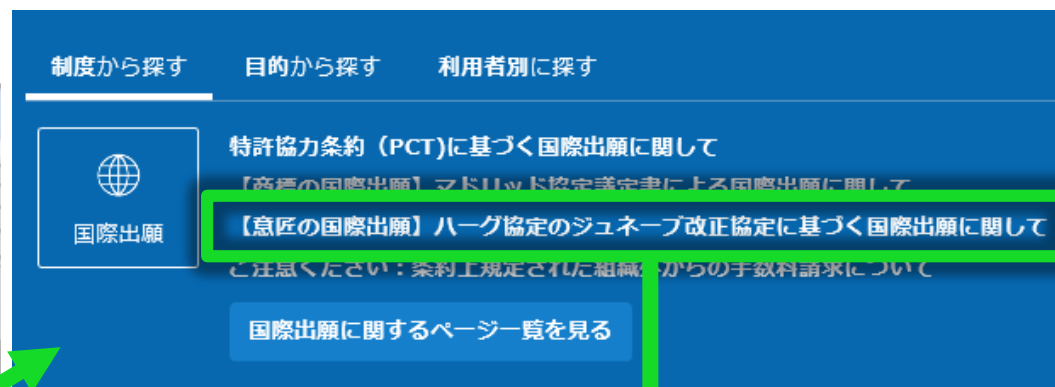


◆「意匠」→「基準・便覧・ガイドライン」→「審査」

- ・意匠審査基準
- ・意匠審査基準英語版（仮訳）
- ・意匠法施行規則別表第一・別表第二
- ・意匠法施行規則別表第一・別表第二（仮訳）
- ・意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引きの改訂について
- ・意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き
- ・意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（仮訳）
- ・画像意匠登録事例集
- ・部分意匠の関連意匠登録事例集
- ・意匠審査便覧
- ・意匠登録出願等の手続のガイドライン
- ・面接ガイドライン【意匠審査編】
- ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について

◆「意匠」→「よくある質問」

- ・意匠登録出願書類の意匠登録願の記入例を見せてください（外部サイトリンク）
- ・意匠に関する申請書類について教えてください（外部サイトリンク）
- ・意匠登録出願書類の図面の記入例について見せてください（外部サイトリンク）
- ・「見本」、「ひな形」に関するQ&A
- ・協議指令に応答する手続書類についてのQ&A
- ・平成18年改正意匠法の運用に関するよくある質問
- ・「部分意匠」に関するQ&A
- ・国際意匠登録出願の拒絶の通報への対応について（よくある質問）
- ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について



◆ 国際出願（意匠）

- ・新着情報
- ・締約国一覧
- ・制度概要
- ・手続
- ・願書等様式
- ・手数料
- ・WIPOが提供するオンラインツール
- ・締約国の情報
- ・WIPOからのお知らせ
- ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び関係規則
- ・関係法令・基準等
- ・よくある質問
- ・国際意匠登録出願に係る国際登録番号と出願番号対応一覧の掲載について